

十町、從三位に三十四町、正四位に二十四町、從四位に二十町、正五位に十二町、從五位に八町なれども、女は其れより三分の一を減ぜられたり。當時の田制は五尺平方を一歩とし、三百六十歩を一段とし、三千六百歩を一町とす。一段の收穫米は五十束にして、其租米は二束二把なり。一品及び正一位に八十町歩を給すれば、其稻四萬束之を米にして二千石の收穫なり。從五位の八町歩は四千束之を米にして二百石の收穫なり。

第二節 職田

其他職務に對して、在官中特に給するを職田と稱せり。不輸租田即ち租税の賦課なき田地にして、太政大臣に四十町、左右の大臣に三十町、大納言に二十町なり。大宰帥は十町、大貳は六町、大國の守は二町六段、上國の守、大國の介は二町二段、中國の守、上國の介は二町、下國の守、大、上國の椽は一町六段、中國の椽、大、上國の目は一町二段、中、下國の目は一町なり。郡の大領は六町、少領は四町、主典、主帳は各二町なり。狹郡は必らずしも此數に満たずと知るべし。

第三節 功田

功田は國家に功勳ある人に賜ふ所にして、職田と異り、輸租田即ち租税の賦課ある田地なり。此功田の賜與は大功は世襲し、上功は三世に傳はり、中

功は二世に傳へ、下功は子に傳ふるのみ。子は男女及び嫡庶を問はず。兄弟姉妹あれば均分す。兄弟死する者あれば、其子に傳ふ。女子の子には分與すべからず。故に女子死亡する時は、其分は他の男子に傳與す。子無き者は傳ふるを得ず。雖、兄弟の子を以て養へば傳ふるを得べし。

第四節 賜祿

春秋に祿を賜はり、之を季祿と稱したり。即ち八月より正月に至るまで百二十日以上、の在位者には、八月上旬に春夏の祿を賜へ、二月より七月に至るまで百二十日以上、の勤務者には、二月上旬に秋冬の祿を賜はること左の如し。

正從一位 繩參拾足、綿參拾屯、(但し二月上旬には糸一絢を以て綿一屯に代へたり以下皆同じ) 布壹百端、蓋壹百四拾口。 正從二位 繩貳拾疋、綿貳拾屯、布六拾端、蓋壹百口。 正三位 繩拾四疋、綿拾四屯、布四拾端、蓋八拾口。 從三位 繩拾貳疋、綿拾貳屯、布參拾六端、蓋六拾口。 正四位 繩八疋、綿捌疋、布貳拾貳端、蓋參拾口。 從四位 繩七疋、綿七屯、布拾八端、蓋參拾口。 正五位 繩五疋、綿五屯、布拾貳端、蓋貳拾口。 從五位 繩四疋、綿四屯、布拾貳端、蓋貳拾口。 正六位 繩拾口。

三疋、綿三屯、布五端、**鍬拾五口。** 從六位 綿參疋、綿三屯、布四端、**鍬拾五口。** 正七位 綿貳疋、綿貳屯、布四端、**鍬拾五口。** 從七位 綿貳疋、綿貳屯、布參端、**鍬拾五口。** 正八位 綿壹疋、綿壹屯、布參端、**鍬拾五口。** 從八位 綿壹疋、綿壹屯、布參端、**鍬拾五口。** 大初位 綿壹疋、綿壹屯、布貳端、**鍬拾口。** 少初位 綿一疋、綿壹屯、布貳端、**鍬五口。**

祿令にて右の如く規定せりと雖、家令は一級を降して季祿を賜はるの除外例を設けたり。

第五節 位祿

又位祿は食封なき正四位以下の在官者に賜はりたるもの、如し、大寶令の祿令に左の如く示されたり。

正四位 綿十疋、綿十屯、布五十端、庸、布三百六十常丈。
 從四位 綿八疋、綿八屯、布四十端、庸、布三百常。
 正五位 綿六疋、綿六屯、布三十六端、庸、布二百三十常。
 從五位 綿四疋、綿四屯、布二十九端、庸、布百八十常。

但し女は半減す又故なくして勤務せざること二年に及ばず給與を停止す。以上は位階を基準として賜はりたるか次の親王以下三位以上に給はる職封及び大宰府官、國郡に給はる職田は一に官職を基準としたるものなり。

第六節 課役免除

而して一位より八位まで官の有無に係らず通じて課役を免されたり、初位は長上の官とて日勤の官のみに限り免され、又三位以上の父祖、兄弟、子孫及び五位以上の父子は課役を免されたり。而して何れの官たるを問はず特別の功勞あれば功田を賜はりたり、而して六位以下の官人は薄給なりしも劇務の者は月斷要劇など稱し時々米錢を賜はり、又公麻料、厨料、時服、馬料等の所給あり。

第七節 食封

食封は左の如し

一品八百戸。 二品六百戸。 三品四百戸。 四品三百戸。 太政大臣三千戸。 左右大臣二千戸。 大納言八百戸。(延喜式によれば中納言四百戸、參議八十戸) 正一位三百戸。 從一位二百六十戸。 正二位二百戸。 從二位百七十戸。 正三位百三十戸。 從三位百戸。 內親王は半減し又理を以て解職し及び致仕する者には半減する規定なり、食封は

一に封戸と稱し其庸調は全給し、田租は二分して一分は官に入れ他の一分を給し仕丁も亦之を給す、封戸の課丁は兵士仕丁に點するを得ず、天平十一年の詔により田租も亦給することゝなれり。

第參項 官服

官吏は位に應じて官服を着する權利を有す、官服に禮服及び朝服の二種あり、其服制は左の如し

第一節 禮服

禮服は大祀、大嘗、元日に着するものにして一位は禮服の冠、深紫の衣、牙の笏、白き袴、條帶、深き緑の縹紗の褶錦の襪、烏皮の舄。三位以上は淺き紫の衣。四位は深緋の衣。五位は淺緋の衣。女官の一位は禮服の寶髻、深紫の衣、蘇方深紫の紕帶、淺縹の褶、蘇方深淺紫緑の緋裙、錦の襪、綠の舄。三位以上は淺紫の衣、蘇方淺紫深淺の緑の緋裙、其餘は一位に准す。四位は深緋の衣、淺紫深綠の紕帶、烏舄（銀を以て之を飾る）。五位は淺緋の衣、淺紫淺綠の紕帶、其餘は上に准す。又武官の禮服として衛府、督佐は皂羅の冠、皂の綏、牙の笏、位襖、繡襦、襦（一片背に當り一片胸に當る故に繡襦と謂ふ）

又兵衛督の繡襦は雲錦なり、金銀裝の腰帶、金銀裝の横刀、白き袴、烏皮の靴（兵衛ノ督は赤皮の靴）、錦の行騰。

第二節 朝服

朝服は朝廷の公事に着するものにして五位以上は皂の羅の頭布衣の色は禮服に同じ、牙の笏、白き袴、金銀裝の腰帶、白き襪、烏皮の履。六位は深綠の衣。七位は淺綠の衣。八位は深縹の衣。初位は淺縹の衣、皂の綏、頭巾、木笏、烏油腰帶、白き袴、白き襪、烏皮の履、袋は服色に従ふ。三位以上は紫の緒（但一位は三の結、二位は二の結、三位は一の結）。正四位は深緋。從四位は深綠。正五位は淺緋。從五位は深縹なり。而して此以外の朝服は正位は紫の緒。從位は綠の緒。上階は二の結（トスビ）。下階は一の結にして緒を以て正從を別ち結を以て上下を明かにす、假令ば正六位は紫の二の結、正七位は紫の一の結にして從六位は綠の二の結にして從七位は綠の一の結なるが如し。

第三節 武官の朝服

武官の朝服として衛府、督佐は皂の羅の頭巾、位襖、金銀裝の腰帶、金銀裝の横刀、白き襪、烏皮の履。志以上は皂の纓の頭巾、皂の綏、位襖、烏油の腰帶、烏裝の横刀、白き襪、烏皮の履（元日、聚集並に蕃客宴會等の時は錦の繡襦、赤き腰巾を加へ弓箭を帶び、鞋）

を以て履に代ふ) 兵衛は皂の縵の頭巾、皂の綫、位襖、烏油、腰帶、烏裝の横刀、弓箭を帶へ、白き脛巾、白き襪、烏皮の履(會集等の日には、掛甲ウチカケコロヒを加へ、槍ヤブを帶へ、位換を以て紺の襖に代へ、鞋を以て履に代ふ)。主師は皂の縵の頭巾、皂の綫、位襖、烏油の腰帶、烏裝の横刀、白き脛巾、白き襪、烏皮の(會集等の日には掛甲を加へ、弓箭を帶へ、縵の襖を以て位換に代へ、鞋を以て履に代ふ)。衛士は皂の縵の頭巾、桃染ヒトヘ、キヌの白布の帶、白き脛巾、草鞋、横刀、弓箭若くは槍ヤブを帶ぶ(會集等の日には朱末額掛甲を加へ、皂の縵を以て桃染の袴に代ふ)。

本項全部に關する参考書は大寶令及合義解なり

第四項 刑法上の特典

第一節 刑法上の特典 刑罰を課するに於ても官吏には特典あり。大辟罪の囚人を刑所に送るには枷オビカセを着けしむるも五位以上の者は馬に乗ることを聽したり、又五位以上の者は惡逆以上の罪を犯すにあらざれば其審判は其家に於てなすことを許し、七位以上及び婦人は隱處に於て絞せり。在京五位以上の死刑には刑部少輔以上及び彈正衛士府之を臨監す之を監決と稱す、彈正は冤枉明瞭なりと認むれば刑の執行を停めて奏問する權利あり、地方に在りて五位以上の死刑を決する

には次官以上臨監したり、大寶律の刑名を見るに刑罰を五とし各數等に分てり

第二節 刑罰の種類

死罪	絞罪	斬罪	遠流
流罪	近流	中流	
徒罪	一年	一年半	二年
杖	六十	七十	八十
答	十	二十	三十
			四十
			五十

尙當時の法令に於て物價、贓物等の計數には端尺を以て算す、是當時貨幣未だ普及せず、布を以て交易の標準となしたるが爲めなり。

第三節 八虐

大寶律に於て八虐と稱するものあり、一、天皇に對する謀反、二、山陵宮闕に對する不敬行爲の謀大逆、三、國家に不忠順なる謀反、四、祖父母、父母を毆ち或に殺さんと謀り、伯父、叔父、姑、兄弟、姉、外祖父母、夫、夫の父母を殺せる惡逆、五、家族を殺す不道、六、大社(伊勢、賀茂)に對する不敬行爲及び御藥、御膳、御幸の舟船、乘輿

等に對し職責を盡さざる大不敬。七、祖父母、父母に對する不孝。八、官吏の長官、師、主人等總て社會の尊長に對し又は妻の夫に對する惡行の不義是なり。

第四節 六議

尙刑罰上の特典として六議あり一に議減とも稱す。一、皇親及

天皇の五等以上の親、太皇太后、皇太后の四等以上の親、皇后三等以上の親、即ち親。

二、特に待遇を蒙り久しきを歴たるもの即ち故。三、大德行あるもの即ち賢。四、軍務、政治、學問等に大才藝あるもの即ち能。五、軍務又は政治上勳功あるもの衆を率ゐて歸化せし者、外國に使い或は荒域を開拓せしもの即ち功。六、三位以上の人即ち貴。此六種の資格の一に該當する者若し死罪を犯したる時は、先づ其罪狀及び議すべき資格を録して上奏し、太政官に於て集議し議定まりて奏裁す。又流罪以下の犯罪には各一等を減ず、但し上記の八虐は此特典に與るを得ず、是當時の門閥主義は官吏に對し特典を設け有ゆる便宜と保護とを計りたりと雖、當時に於て社會の秩序を保つには特に皇室及び尊長を崇敬するを重しとし之に關する犯罪を列擧して八虐と稱し、此中の一を犯せば常赦に會ふこと能はざるは勿論六議の特典を受くることを得ずとせり。

第五節 請減

六議の一に相當する者の祖父母、父母、伯叔父、姑、兄弟、姉妹、妻子、姪

孫及び五位以上及び勳四等以上の者罪を犯したるときは其罪狀及び請すべき資格を具して奏請し勅許を得て流罪以下は一等を減ず。但し八虐を犯したる者、人を殺したる者、監守の内他の妻妾を姦したる者、盜略したる者、財を受け法を枉げたる者は此特典に與るを得ず。又七位以上、勳六等以上及び官位、勳位、請を得る者の祖父母、父母、妻、子孫、流罪以下を犯したるときは各一等を減ず。

第六節 聽贖

議請（六議又は請減）にて減すべきもの及び八位、勳十二等以上若

くは官位、勳位減を得る者の父母、妻子、流罪以下を犯したるときは贖を聽す、官を以て當つべきものは自ら官當の法に従ふ（官當の事は下にあり）、婦人官位ありて罪を犯せる者は各其位に依りて議請、減、贖、當免（官當及び除免）の律に従ふ。五位以上の妾にして八虐にあらざる犯罪にして流罪以下は贖を以て論ずることを聽す。一人にして議請減を兼有し各減を得べき者は唯一の高きものを以て之を減ずるを得るも累減することを得ず。

第七節 褫奪

一時又は永久に官職を褫奪し、刑罰に代ふる法は除名、免官、免所

居官官當の四あり、

除名 除名は一般の分限褫奪にして其期間最も長し、即ち官位、勳位を悉く除き課役本色に従はしめ、六年の後には更に官位に叙せらるゝを得るものにして其位階は蔭位、秀才、明經(後に説明す)等の出身は其高きに依らしめ、若し免官に至らずして特に除名する者は免官の例に同じとす。官を以て徒に當る者罪輕くして其官を盡さゞれば官に留り贖を收む、官少くして其罪を盡さゞれば餘罪は贖を收む、其除免を犯す者は罪輕しと雖例により除免す、罪若し重ければ仍ほ當贖の法に依るものとす。又流徒を犯し獄成りて逃走し、祖父母、父母死罪を犯し囚禁せられて樂をなし及婚娶する者は免官す。總て八虐、故殺人、反逆、緣坐を犯し獄成る者(證據的確にして刑部省に於て既に判斷せしと雖未だ刑の執行の裁可を経ざるもの)は赦に會ふと雖尙除名す、若し監臨、主監守、守する所に於て奸(他人の妻妾を奸し或は三端以上を盜む者)、盜を犯し人を略し若しくは材を受けて法を枉くる者亦除名す、獄成り赦に會ふ者は免所居官す、其雜犯死罪即ち禁に在りて身死し(獄中にて死亡すること)若しくは死を免じ、別に配する者(死罪を犯し恩典を以て特別に流刑徒刑に配せられたる者)及び死に背き逃亡したる者(死罪を

犯しながら逃亡したる者)は皆除名す、降に會ふ者(未だ奏決せざる中に赦降せられたる者)は當職の法に従ふを聽す。

免官 免官は前項に掲げたる場合に執行するも三年後に先位に二等を降して叙せらるゝことあり、又其免官は二官(官位一官となし勳位一官となす)ならば各々降す所の位に依り叙するを聽す、即ち免官、免所居官及び官當を斷じ訖つて更に犯餘らば歷任(降所未だ至らざるもの)位記ある者は各當免の法に依りて累降す、但し各々四等以上を降すことを得ず。若し官盡き未だ叙せず更に流以下の罪を犯さば贖を以て論ずるを聽す、課役の限にあらずとす、但し歷任の位記ありと雖參朝の例に預るを得ず。

免所居官 免所居官は一年間官職勳位を除く事なり、後一等を降して再叙することを得、若し本犯にして免所居官及官當に至らずして特に免官せば叙法は免所居官に准す、又祖父母、父母、老疾にして侍なく親に委して官職の爲めに遠方に之き、父母の喪に在りて懐胎して子を生み及妻を娶り兄弟籍を別ち財を異にしたる者は免所居官とす。

官當 官當と云ふは一年間官を罷むるに代へて罪を減ずるなり、官職公務に關係なき私罪を犯し、官を以て徒に當つる者は一品以下三位以上は一官を以て徒三年に當て、五位以上は一官を以て徒二年に當て、八位以上は一官を以て徒一年に當つ、若し公事により罪を犯したる所謂公罪にありては各一年を加へ當つ、官を以て流に當つるは三流同じく徒四年に比す、其二官あるは先官位を以て當て、次に勳位を以て當つ、行守(位階勳等の部参照)は各々本官を以て當つ、仍て各々現任を解くものとす、若し餘罪あり更に犯せし者は歴任の官を以て當つるを聽す。

第五項 解官及死歿の特典

第一節 解官の時の特典

官吏は次の七色の外解官せらるゝことなく其地位を保障され、職責を盡すべき制度なり。

致仕

致仕(禮記に大夫七十にして仕を致すとあり)即ち退職する義にして年七十に至れば致仕を聽す、五位以上は上表し六位以下は太政官に申牒して奏聞す。

考滿

學生の科試に下第したるものなり。

廢官

省員

宛待

父母八十以上におよび篤疾にして侍すべき場合。

遺喪患

自身の患百廿日を経、又親の患に由つて二百日に滿つる者は是なり。

三位以上の者致仕して畿内に在る時は季毎に一度内舍人を遣はして其安否を奏聞せしむ。

第二節 死歿の時の特典

一位の喪には官の有無に拘らず天皇は三日間事を視給はず、有官の二位三位は一日、又京官の三位以上の祖父母、父母及び妻の喪に遭ひ、四位父母の喪に遭ひ、一位より五位まで身死せば太政官より奏聞して使を遣はし弔せしむ。

葬儀

三位以上は葬送の時治部に於て禮制を示し其官人監護し、輜車樂器幡を賜ふ、太政大臣及び散一位には治部大輔監護し、左右大臣及び散二位には治部少輔監護し、三位には治部丞監護す、又總て職事の官の薨卒及び死去には賻物を賜ふ。

賻物

賻物の制左の如し

正從一位、繩卅疋、布百廿端、鐵十連。正從二位、繩廿五疋、布百端、鐵八連。正從三位、繩廿二疋、布八十八端、鐵六連。正四位、繩十六疋、布六十四端、鐵三連。從四位、繩十四疋、布五十六端、鐵三連。正五位、繩十一疋、布四十四端、鐵二連。從五位、繩十疋、布四十端、鐵二連。六位、繩四疋、布十六端。七位、繩三疋、布十二端。八位、繩二疋、布八端。初位、繩一疋、布四端。散位即ち無官なる時は三位以上は三分の二、五位以上は二分の一を給す。太政大臣は繩五十疋、布二百端、鐵十五連なり。親王及左右大臣は一位に准じ、大納言は二位に准ず。總て身亡びなは親王及三位以上は薨と稱し、五位以上及皇親は卒と稱し、六位以下庶人に至るまで死と稱する規定なり。

其他の特典 官吏には其他の特典あり、即ち蔭子孫位子及び入學上の特典是なり。蔭子孫位子とはあのれ有位なるが故に其子孫まで叙位任官の特典を得、又庶民と異なり其子弟を大學國學に入學せしむるを得、但し此制度たる主として官吏登庸の制たるが故に第三款登庸及び規律の部に説明すべし。

大寶律、法曹主要抄、金玉掌中抄、裁判至要抄、令義解、冠位通考、續日本紀、類聚三代

第參款 登庸及規律

第壹項 選叙

第一節 門閥主義

當時官吏は門閥の子弟より登庸し庶民より之を採らず、而して前款の待遇及特典の位階の部に説明したるが如く、位階に勅奏判の位記式あると共に官に於ても亦勅奏判の任命式あり、太政大臣、左右大臣、大納言、左右大辨、八省卿、五衛府督、彈正尹、大宰帥を勅任、其他内外諸司主典以上及郡領軍毅等を奏任とす、其判任は太政官之に任じ、判補は式部省之を補す、春は縣召とて地方官を任じ、秋は司召とて京官を任ず、(後世任官の事を除目と唱ふるは除は舊官を除去し目は新簿に記するより出づ。)門閥主義により總て官吏は位階又は官職ある者(郡司)の子孫たるを要し、特に一選叙によりて任官するものと二舉人貢人の制によりて任官するものとあり、唯一軍防令に五位以上の子孫及内六位以下八位以上の嫡子、年廿一以上にして現に役任無きものは毎年京國の官司勘檢して夫々官職を授くる制度あるが如く、官吏は成年以上たる

を要し、又二假寧令に職事官にして父母の喪に遭ひば解官し一年の後に本に復する制度あるが如く、官吏は父母の喪中に在らざる者たるを要す。

第二節 選叙の制

位階ある者の中より拔擢し官職に補するを選叙と稱したり、文官は式部省之を掌り武官は兵部省之を掌る、但五位以上は中務省之を掌る、三位以上は貴と稱して其待遇特に重し恰も現代の親任官の如し、五位以上は之に准ずるが故に通貴と稱せること前款に於て既に之を説きたり。選叙令によれば、凡ソ選應スベキ者ハ皆状迹ヲ審ニシ銓擬ノ日先ヅ德行ヲ盡ス德行同ジケレバ才用ノ高キ者ヲ取ル才用同ジケレハ勞効多キ者ヲ取ル、凡考滿チテ敍スベキ人高行異才アリ或ハ尤モ治體ニ達セバ皆擢ヅルニ不次ヲ以テスルヲ聽ス須ク限ルニ當條ヲ以テスベカラズ、凡ソ散位身才劣弱ニシテ務ヲ理ムルニ堪ヘザル者ハ式部制シテ諸司ノ使部ニ補スとあり

第三節 蔭子孫位子

蔭子蔭孫及位子の制ありて必らず位階を賜はり又更に任官せらるゝことあり、三位以上の父若しくは祖父の蔭によりて子孫の出身するを蔭子蔭孫といひ、四位以下五位以上の子の其父の蔭によりて出身するを位子といふ、即ち左の如し。

- 一 位 嫡子—從五位下
庶子—正六位上 孫は各一等を降す
- 二 位 嫡子—正六位下
庶子—從六位上 孫は各一等を降す
- 三 位 嫡子—從六位上
庶子—從六位下 孫は各一等を降す
- 正四位 嫡子—正七位下
庶子—從七位上
- 從四位 嫡子—從七位上
庶子—從七位下
- 正五位 嫡子—正八位下
庶子—從八位上
- 從五位 嫡子—從八位上
庶子—從八位下

第四節 舉人貢人の制

舉人とは大學生の定規の試験を経たるもの、貢人とは國學生の定規の試験を経たる者にして、之を叙位の資格とし官吏に登庸したるは學藝才徳を標準とせる趣旨に出でたるなり。前章に説明せし如く大學は京師にありて式部省の所管なり國學は各國にありて國司の所管なり、大學生は五位以上の

子孫及び東西史部（ヤマトカフツシムヒト）として歸化人より出で、代々文學を業とし或は史官となり或は博士となれる者の子孫に限り、國學生は郡司の子弟を限りたるが故に、當時の高等教育の門は一般庶民に向つて開きたるにあらず、従て人才主義の登庸法たる舉人貢人の制も亦門閥の範疇を出でざりしなり。大學卒業者は博學高才を秀才とし、上上は正八位上に、上中は正八位下に叙し、二經以上に通ずる者を明經とし上上は正八位下に叙し、上上中は從八位上に叙し、時務に閑ひ文選爾雅を讀む者を進士とし、甲第は從八位、乙第は大初位下に叙する例なり。而して官紀を振肅し服務規律を樹つる爲めに考課令及び職制律によりて考課及び制裁の法を定めたり。

第貳項 考 課

第一節 考課の制

考課は毎年當司の長官に於て其屬官一年の功過行能の四等の考第を録し太政官に申送す、一、功とは職事修理すること。二、過とは公務廢闕するもの。三、行とは善惡の行爲。四、能とは才藝力倆なり、其優劣を定むる法は官によりて六年或は七年、八年、九年等を一段落とし、此年間の等次を通算し九等の考第

を立つ、此九等の考第は左の四善四十二最によりて立つるものとす。

第二節 四善

四善とは左の如し

- 一、德義（徳は得なり性高行を得、義は宜なり裁制宜に合す）聞ゆるもの
- 二、清慎（清は潔なり慎は謹なり）顯著なるもの
- 三、公平（私無なきは公、心を用ゆる直きは平）稱すべきもの
- 四、恪勤（恪は敬なり勤は力を盡すなり）懈ら匪るもの

第三節 四十二最

四十二最とは左の如し

- 一、献替奏宣務を議り理に合ふは大納言の最たり
- 二、旨を承けて違ふこと無く吐納（進言）明敏なるは少納言の最たり
- 三、庶務を受け付け處分すること滞らざるは辨官（少辨以上を指す）の最たり
- 四、侍從覆奏、施行を停らざるは中務（少輔以上を指す）の最たり
- 五、人物を詮衡（詮は量なり衡は平なり）し才能を擢盡するは式部（少輔以上を指す）の最たり
- 六、僧尼道に合ひ譴第（解部は系譜の争訟を掌る）擾れざるは治部（少輔以上を指す）の最たり
- 七、戸口溢れず（所管の勘籍帳は脱漏及冒名なからしめざるべからず）倉庫（諸國の租稅、雜稻、舉息は法の如くならざ

るべからず)實るあらば民部の最たり

八、武官を詮衡し戎事を調充せば兵部(少輔以上を指す)の最たり

九、決斷滯らず與奪理に合へば刑部(少輔以上及び判事を指す)の最たり

一〇、修置(安置所を得)を謹み出納を明かならしめば大藏(少輔以上を指す)の最たり

一一、食産(供御の雜膳之を食と謂へ官田及園池生ずる所之を産と謂ふ)は供するに堪へて諸部を催治せば宮内(少輔以上を指す)の最たり

一二、訪察の嚴明、糺舉の心當は彈正(忠以上及巡察を指す)の最たり

一三、禮教を興崇し盜賊を禁斷するは京職(亮以上を指す)の最たり

一四、御膳を監造し淨戒誤つなきは主膳(亮及典膳以上を指す)の最たり

一五、部統方あり警守失なきは衛府(尉以上を指す)の最たり

一六、音樂克く諧り節奏を失はざるは雅樂(助以上を指す)の最たり

一七、僧尼擾れず蕃客所を得るは玄蕃(助以上を指す)の最たり

一八、國用を支度し勘勾に明かなるは主計(助以上を指す)の最たり

一九、蓋藏を謹み出納(京國の官倉の蓋藏及出納は其在京なるは主税自ら檢校し在外なるは帳に據る)に明かな

るは主税(助以上を指す)の最たり

二〇、閑(厩なり)馬を調肥し飼丁を脱(漏)さざるは馬寮(助以上を指す)の最たり

二一、曝涼(曝は陽乾にして涼は風涼なり)を慎み出納明なるは兵庫(助以上を指す)の最たり

二二、朝夕常侍し遺れるを拾ひ闕けたるを補ふは侍從の最たり

二三、監察怠らず出納明密なるは監物の最たり

二四、宿衛に勤め進退禮に合ふは内舍人の最たり

二五、職事を修理し昇降必らず當るは次官(諸司の次官を指す)以上の最たり

二六、清を揚げ(清廉の人を褒げ)濁れるを激ぎ(貪濁の人を貶し)哀貶必らず當るは考問(式部兵部の丞を指す)の最たり

二七、訪察精審に庶事兼ね擧ぐるは判官の最たり

二八、公勤怠らず職掌闕くるなき諸官(上記以外の官假令は主幹、典論及諸長上の如き是なり)の最たり

二九、事を記すに勤め稽失隱すことなきは主典の最たり

三〇、詳録すること典正(純にして章を成す)にして詞理兼ね擧ぐるは文史(圖書助以上を指す)

の最たり

三一、事を記するに明かにして勅旨を失はざるは内記の最たり

三二、訓導方あり生徒業を充つ(學令に依りて中以上に通ず)るは博士の最たり

三三、占候醫卜(陰を占、天文を候、瘵病を醫、灼龜を卜と曰ふ)効驗多(十に七を得るを多とす)きは方術の最たり

三四、盈虛(日月行度の盈縮及時序節候の進退なり)を推歩し理を窮むること精密なるは曆師の最たり

三五、市塵擾れず(男女肆を別ち貨食を区分するを謂ふ)奸濫行はれざる(奸盜及行濫の徒其情を得ざるを謂ふ)は市司(佐以上を指す)の最たり

三六、推鞠(罪を窮む)情を得申辨明了なるは解部(トキ)の最たり

三七、禮儀興り行はれ戎具充ち備はれるは太宰(少貳以上を指す)の最たり

三八、諸事を強濟し所部を肅清するは國司(介以上を指す)の最たり

三九、愛憎あることなく供承善成するは國椽の最たり

四〇、防人を調習し戎裝充備するは防司(佐以上を指す)の最たり

四一、譏問察方あり行人擁(トコウ)ることなきは關司の最たり

四二、神祇の祭祀常典に違はざるは神祇官(少副以上を指す)の最たり

第四節 九等の考課

斯の如く各官に就きて其最とする職務の標準を定め、之を考課して左の九等の第を立つ、

上上 一最以上(假令ば防人が防人を調習するに成功し且つ戎裝を充備するに成功したる場合)四善ある者(即ち一最以上に加ふるに前掲の四善ある者なり)

上中 一最以上三善あり或は最なくして四善ある者

上下 一最以上二善あり或は最なくして三善ある者

中上 一最以上或は最なくして二善ある者

中中 一最以上或は最なくして一善ある者

中下 職事粗理善最聞ゆるなき者

下上 愛憎情に任せ處斷理に乖くもの

下中 公に背きて私に向へ職務廢闕する者

下下 官に居りて諂詐し及貪濁の狀ある者

此考課は長上官は六年に一考、内分番官は八年に一考、外長上官は十年に一考、外分番官は十二年に一考す、即ち毎年調査し置き其年限に達して平均し其次第を定むるなり。

第五節 六考の標準

考課による進級法は一考乃至六考によりて左の如く進級せしむ

六考、上上 進十三階

六考、上下 進四階

三考中上、二考上下、一考上中、進四階

六考、中中 進一階

四階を進め加へ或は考を計りて五位以上に至るべきものある時は奏聞して別に叙す。又准折の法即ちサシヒキ勘定の制度あり、假令ば二考中下、二考中上、二考上下ならば二の中上、二の中下相折して四の中中考を得此場合は進級せしむるが如き是なり、其中下以下假令ば五考中中、一考中下の類は進級せしむる限にあらざ(一)

第參項 服務規律

斯の如く一方に於ては考課によりて進級法を説くると共に、他方に於ては官紀を振肅し服務規律を樹つるが爲め、職制律を定めて左の如く過失を制裁し非違を所罰したり、則ち左の五十六條なり(二)。

第一節 規定外の人員

「官有員數」官廳には令によりて定員あり、然るに定員以上の人を判任し又は置くべきに非らざる職員を置くとときは長官は罪に坐し一人に付杖一百、三人に一等を加へ十人は徒二年に處せらる、奏任以上は上書して任置するものなれば上書詐りて實ならざる罪に従ひ本條を適用せず、又軍機要速の場合には專決任用を許さる。

第二節 官吏任用の錯誤

「貢舉非其人」貢舉其人にあらず、又貢舉すべくして貢舉せざる者は一人に付杖六十、二人に一等を加ふ罪は徒に止まるものとす、若し考按課試して實を以てせず、又實際は舉狀の如くならず職に稱はざる者は一等を減ず、若し私意なくして全く過失なる時は各々三等を減ず、按試を行ふに際し答辨に誤

あるを覺らざるは一等を減ずるも之を知りて聽したるは同罪なりとす。

第三節 宿直の懈怠

〔在官應直不直直すべくして直せず宿すべくして宿せざる時は笞廿晝夜を通ずる者は笞卅なり、若し一日二回の點檢の時知らざる時は一點檢に付笞一なり。〕

第四節 缺勤

〔官人無故不止、官人故無くして上らず(缺勤)し及び番に當りて到らず、若くは假に因り違ふ者は一日に笞廿三日に一等を加ふ杖一百を過ぐれば十日に一等を加ふ、此罪は徒一年半に止まる邊要の官は一等を加ふ。〕

第五節 赴任の遲延

〔之官限滿裝束程限とて新に官に任ぜられたる者は、支度の爲めに一定の日子を與らる、其期限滿つるも赴かざる者は一日に笞十、十日に一等を加ふ、されど罪は徒一年以上に加はることなし、若し他人の代理として赴任する場合には二等を減ず。〕

第六節 隨行怠慢

〔從駕稽違凡そ駕に従ふべくして稽違し、若しくは從ふも早く還る者は笞卅、三日に一等を加ふ杖一百を過ぐれば十日に一等を加ふ、罪徒二年に止まる、但し侍臣及び執仗は特に一等を加ふ。〕

第七節 祭祀手續不行

〔大祀不預申期凡そ大祀預め期を申さず及び所司に頒告せざる者は笞五十、故を以て事を廢する者は徒一年、幣帛の屬法の如くならざるは杖六十、數を闕く者は杖八十、全く闕く者は杖一百、中小祀は遞降して二等を減ず。〕

第八節 祭祀冒瀆

〔大祀散齊弔喪大祀散齊喪を弔ひ及び疾を問ひ刑殺の文書を判署し、又は決罰し、穴を食ふ者は五十、奏聞する者は杖七十、致齋者は各二等を加ふ。〕

第九節 祭祀過失

〔祭祀及び朝會に侍衛行事失錯し及び儀式に違失する者は笞卅、集むべくして主司告げず及び告げて至らざる者は各笞五十。〕

第十節 御藥調合過誤

〔凡そ御藥を合和するに誤りて本方の如くせず、及び封題即ち藥封の題書を誤る者は醫は徒三年、料理簡擇精ならざる者は杖六十、未だ進御せざる者は各一等を減ず。〕

第十一節 御膳の犯禁

〔凡そ御膳を造り誤りて食禁を犯す者は典膳は徒三年、若し穢惡の物食飲中にあれば杖一百、簡擇精ならざるは二等を減じ品嘗せざるは杖六十。〕

第十二節 御船不整備

〔御幸の舟船が、過失の爲め牢固ならざれば工匠は徒三年、〕

若し整飭せざるか又は乗棹等の船具闕少の場合は徒一年。

第十三節 御調度品不整備

乘輿服御の物持護修正法の如くならざる者は笞五十、其車馬の屬調習せず駕馭の具完牢ならずば徒一年、未だ進御せざれば三等を減ず、供奉すべき物闕乏する者は杖六十。

第十四節 御調度品濫用

主司私に乗輿服御の物を借り若しくは人に供し及び之を借る者は徒二年、服に非ずして御する物(帷帳、杖の類)は杖一百、司に在りて服用する者は各、一等を減ず。

第十五節 御膳所犯禁

監當官司及び典膳誤て雜藥を以て御膳所に至らば徒三年。

第十六節 外膳犯禁

外膳(百官に供するもの)食禁を犯す者は膳部は笞五十、穢惡の物食飲中に在り及び簡擇不淨なる者は笞卅、誤る者各、二等を減ず。

第十七節 漏泄罪

大事(大事とは潛に討襲を謀り又は反を收捕する類)を漏泄したる時其秘密にすべきものたる時は絞に處し、其秘密にするに及ばざるものたる時は徒一年に處す、蕃國の使に漏泄する者は一等を加ふ、初めて漏泄せる初傳者を首とし傳至者

を從とす、更に轉傳する者は杖六十にして大事に非ざる者は論ずる勿し。

第十八節 所有犯禁

玄象の器物即ち天を象り時變を觀る器具、天文に關する圖書、先代聖賢の記する所の未來徵祥の言たる識書、六韜三略の類の兵書、七曜曆及び吉凶を占ふ太一雷公式は私家に所有すべからず、之に違ふ者は徒一年、其緯候(五經緯、尙書中候)及び論語識は此限にあらず。

第十九節 公書遲延

詔書を稽緩する者は一日に笞廿二日に一等を加ふ、罪杖一百に止まるものとす、其官文書を稽緩する者は一日に笞十三日に一等を加ふ、罪杖八十に止まる。

第二十節 詔書違反

詔書を被り之が施行の際に違反する者は徒二年、過失にて其旨に違ふ者は杖八十。

第二十一節 受詔忘誤

詔を受けて妄誤し及び詔書を寫して誤るも事未だ發せざる時は笞卅、既に發すれば笞五十、轉受する者は一等を減ず。

第二十二節 詔書改定

詔書誤有りて直に奏聞せず改定する者は笞五十、文書誤ありて官司に請はずして改定する者は笞三十、誤を知りて奏請せずして行ふ者亦

同じ。

第二十三節 上書奏事錯誤

書を上り若しくは事を奏して誤れば答五十、口誤れば二等を減す、太政官に上りて誤れば答卅、餘の文書誤れば答廿、若し誤りて害あれば各、二等を加ふ、若し誤つとも行ふべくんば(假令は甲申を申申と誤書するも施行に妨げなし)、上書奏事にあらざれば論するなし。

第二十四節 言議機宜を失す

事奏すべくして奏せず奏すべからずして奏する者は杖七十、言上すべくして言上せず言上すべからずして言上し及所管に依らずして潜越なる言上を爲し、行下(下級の官司に對して事を行ふ)すべくして行下せず、行下すべからずして行下する者は各答五十。

第二十五節 代判犯禁

正當の職權ある者の判署を経て始めて施行すべき公文に對し、其司にあらざる者が代りて署する者は杖七十、代判する者は杖一百、案を忘失して代する者は各、一等を加ふ。

第二十六節 出使非違

詔を受けて出でて使し詔命を返さずして直に他事に干マシる者は徒一年、之が爲めに公務を廢闕する所ある者は徒二年、餘使妄に他事に干

者は杖七十、之が爲めに公務を廢闕する所ある者は杖一百、司を越え職を侵す者は各答五十。

第二十七節 喪中冒瀆

父母若しくは夫の喪を聞き匿して哀を擧げざる者は徒二年、喪制未だ終らざるに服を釋き吉に従ひ若しくは喪を忘れ樂を作すは徒一年半、雜戲は杖八十、樂に遇ふて之を聞き、若しくは吉席に參與する者は各、杖六十、祖父母、外祖父母の喪を聞き匿して哀を擧げざる者は徒一年、喪制未だ終らざるに服を釋き吉に従へば各、答一百、二等以下の尊長は各、二等を遞減し卑幼には各々一等を減す。

第二十八節 無情

祖父母、父母、老疾に侍する者無く之を親戚に委して官途に就き若しくは祖父母、父母等の年齢状態を誇張して之に侍せんことを求むる者は杖一百、祖父母、父母、及び夫が死罪を犯し囚禁されし際に樂をなす者は徒一年。

第二十九節 不敬

乘輿を指斥し(至尊を非毀す)、情理共に有害なる者は斬罪、有害ならざるも徒二年、詔使に對捍して人臣の禮なきは絞に處す、但し今日の刑法の如く國事犯と不敬罪とを區別し、政事の乖失を言議して乘輿に涉る者は上請せしめ、眞

に政事の是非を評論して偶、皇室に及びし事情明瞭なる時は情狀を酌量するの趣旨に出でたるなり、又私事に因り詔使と鬪競するは詔使對捍にあらずとせり。

第三十節 驛使怠慢 驛使が稽程(稽失遅程)する者は一日に答四十、二日に一等を加ふ、罪徒一年に止まる、但し軍機要速の場合は三等を加ふ、之が爲めに公務を廢闕する所ある者は一日を違へば徒三年、一日に一等を加ふるが故に戸口、軍人、城戍を陥敗せしめたる者は流に處せらる。

第三十一節 驛使寄托 「寄雇闕事緊急の官文書は專使を以て送達すべきものなるが故に、其使に當る者は身患及び父母の喪に非ざれば他人に寄托するを得ず、若し他人に寄托せば寄托を受くる者は杖一百、若し遅延致さば行者を首とし驛使を從とす、若し軍事警急なる場合に行書稽程(遅延)せば驛使を首とし行者を從とす、但し專使の書にあらずして便寄する場合は論ずる勿し。

第三十二節 驛遞處置を誤る 專使の驛遞は京に在りて機速の事諸國に在りては急速の大事に限れり、故に文書驛を遣るべきに驛を遣らず驛を遣るべからざるに驛を遣る者は杖八十。

第三十三節 配達錯誤 驛使が書を受け題署(表書の名宛)に依らずして誤りて他所に致す時は其稽留する所に隨ひ行書稽程を以て論じ二等を減ず、若し題書者の誤りなる時は其題書者を坐す。

第三十四節 驛馬増乗 官位によりて驛馬を使用する數に限定あり、若し増乗(制限を越へて使用す)する者は一匹に杖八十、一匹に一等を加ふ、主司情を知れば同罪とす、若し知らざる時は罪する勿し。

第三十五節 枉道 驛馬に乗じて道を枉ぐ(驛路外に入)る者は五里に答五十、五里に一等を加ふ、罪徒一年に止まる、越えて他所に至る者は各、一等を加ふ、驛を経て馬を換へざる者は答四十。

第三十六節 驛馬私用 驛馬に乗じて私物を齎らすものは十斤に答二十、十斤に一等を加ふ、罪杖一百に止まる。

第三十七節 官吏刑罰 在外長官(地方の長官)及び使人(中央官廳の出張員)が使處(地方出張したる場處)に於て犯罪ある時は部下の官吏又は使人所詣の地の屬官に於て直に其上官又は使人を握鞠することを得ず、必ず本省に上申して裁判を仰ぐべし、但し

死罪に當る者なるときは本省の指令あるまで本人を留置することを得之に違ふ者は其犯人の罪に四等を減じたる刑に處す。

第三十八節 公器返納遲延

關契を用ひ事訖りて輸納すべきに稽留する者は一日に杖一百、一日一等を加ふ、十日は遠流筋刀驛鈴は一日に笞五十二日に、一等を加ふ、十日は徒一年、傳符は三等を減ず。

第三十九節 公事稽留

公事行ふべくして稽留し及事期會ありて違ふ者は一日に笞三十五日に一等を加ふ、罪徒一年に止まる、若し公事限りありて主司符を下すこと期に乖ふ者は罪亦同じ、若し題署に依らず及題署を誤り以て稽程を致す者は各、罪二等を減ず。

第四十節 奉使の懶職及濫職

使を奉じて部送する時人を雇ひ人に寄托する者は杖八十事を闕くものは杖一百、雇寄を受くる者は一等を減ず、但し綱、典、相、放、代(綱、典、相、放、代は部送して典を行らず或は典自ら領行して綱を改む)するものは笞五十、財を取るものは贓に坐して論ず、事を闕くものは寄雇事を闕くの法に依り綱を以て首と爲し典を以て從となす。

第四十一節 虛構自薦

内外の諸司實際に政迹の擧ぐるなく人を遣はして妄に己が善を稱し上に申請せしめたる者は杖一百、又物を得る爲めに此罪を犯したる者は贓罪として之を論じ、遣を受くる者は各、一等を減ず。

第四十二節 法令曲解

法を曲げんことを主司の官人に請求する者は笞五十、主司之を許す者は同罪、已に施行したる者は各、杖一百、又杖一百よりも重き罪に對し法を曲げたる時は主司人の罪を出入するを以て論じ、他人及親屬之が爲めに請求する者は主司の罪に三等を減ず、自ら請求する者は本罪に一等を加ふ、監臨勢要(監の任務を帯ぶる官吏又は高位高官の者)が人の爲めに屬請する者は杖一百、枉くる所重き者は罪主司と同じきも死に至りて一等を減ず。

第四十三節 收賄犯禁

他の財を受けて法を曲ぐるを請求する者は贓罪を以て論じ、二等を加ふ、監臨勢要は枉法の罪に準じて論ず、財を與ふる者は贓に坐して論じ、三等を減ず、若し官人受くる所の財を以て分ちて餘官に求めしめば最初受けたる者は枉法と贓とを併せて論じ、餘は各、己が分の法に依る。

第四十四節 收賄運行

事あるの際財を以て行求し法を枉ぐることを得せしめ

たる者は贓を以て論じ、法を枉げざる者は二等を減じ、若し同事共に與にする時は首は則ち枉法と贓とに併せて論じ、從は己が分の法に依る。

第四十五節 收賄罪

監臨の上官が其職務に就きて財を受けて法を枉ぐる者は一尺に杖八十、二端に一等を加ふ、卅端は絞、法を枉げざる者は一尺に杖七十、三端に一等を加ふ、四十端は加役流なり。

第四十六節 事後收賄

事前に財を受けざるも事後に財を受くる者にして若し法を枉ぐれば枉法に準じて論じ、若し又事を枉げざる者は監臨の官吏の收賄を以て之を論ず。

第四十七節 監督の財物收賄

監臨の官吏が其監臨の財物を受くる者は一尺に付笞二十、一端に一等を加ふ、十端は徒一年、十端に一等を加ふ、七十端は近流與ふる者は五等を減じ罪一百に止まる、乞ひ取る者は一等を加ふ、強請して取る者は枉法に準じて論ず。

第四十八節 出張途次の受贈

官吏が使して其出張先きにあらず、途中に於て送遺を受け或は自ら乞ひ取る者は監臨の收賄に同じ。

第四十九節 監臨財物貸用

貸所監臨財物に官吏が自ら監臨する所の財物を貸る者は贓罪に準じて論ず、若し百日中に還さざれば監臨する所の財物を受くるを以て論ず、強請して之を貸る者は二等を加ふ。若し賣買して乘利ある者(官吏が其管轄部内に於て物を賣買し時估に比して餘分の利益を収む)は利を計りて監臨の財物を乞ひ取るを以て論ず、官吏が其管轄部内に於て強請して之を市ふ者は後に價を與ふるも笞五十、之が爲めに乘利ある者は利を計り枉法に準じて論ず。若し斷契數アリ違負シテ還サズ、即ち其官吏が其管轄部内に於て賣買交換の契約を爲し、己の與ふべき所不足するも辨濟せず五十日を過ぐれば監臨する所の財物を受くるを以て論ず。衣服器翫の屬を借り卅日を経て還さざる者は贓に座して論ず、罪徒一年に止まる。

第五十節 監臨差使

監臨の官吏が其監臨する所の人を使役し及び奴婢、牛馬、車船、碾磑、邸店の類を借る者は各庸賃を計り監臨する所の財物を受くるを以て論ず、若し官の爲めに使役する所を自己の用に使役せば庸を計り贓罪に座して論ず、己の爲めに駆使すべき者たりとて庸直を出さしむべきに非らざる者より之を出さしめば同罪なり、罪杖一百に止まる。若し吉凶あり監臨する所を借使する時は

四十人を過ぐるを得ず、人毎に五日を過ぐるを得ず、其借使する者の中親屬は限を過ぎ及償を受け、乞ひ貸るとも論ずるなし。

第五十一節 饗應犯禁

監臨の官強請して猪鹿の類を取る者は監臨の財物を取る法を以て論じ、乞ひ取る者は贓罪を以て論じ、供饋(他人より供へらるゝ饗應)に預るものは論ずる勿し。

第五十二節 率缺饋遺

官吏が其監臨する所の財物を濫用し、人を饗應する時は其財物を自己に收めずと雖監臨する所の財物を受くるを以て論ず。

第五十三節 家族乞借犯禁

監臨の家口(家族)所部に於て受け乞ひ借貸し役使し賣買し乘利ある者あらば官人の罪に二等を減じ、官人其情を知らば同罪とし情を知らざる者は各、家口の罪に五等を減ず、其官に在るも監臨にあらず(里長、助長、助令は有掌の屬なり此官に在るも監臨に非ずとなす)家口犯すことある者は監臨及監臨の家口に一等を減ず。

第五十四節 去官受饋

去官受舊官屬饋與(官を去りて舊の官屬士庶の饋與を受け若くは乞ひ取り借貸する屬は各、在官の時に三等を減ず)。

第五十五節 權力濫用

官に因り勢を挟み乞ひ索むる者は贓罪を以て論じ一等を減ず、但し親故相與ふる者は論ぜず。

第五十六節 專斷犯禁

律令式の事に便ならざるを稱ふる者は皆須らく太政官に申して議定奏聞すべし、若し申議せず、奏して改行する者は徒二年、但し闕に詣りて奏上する者は坐せず。

一、令義解、令集解 二、律疏殘篇

第四款 大寶制度の潰崩

第壹項 官制の紊亂

第一節 選叙考課の制紊亂

大寶の制度は大に整備し、官吏の待遇養成、特典、登庸法、考課、選叙及服務規律は頗る嚴重なりしも、後代に至りて此制度は弛廢し、官を望むが爲めに自ら我効能を申立て、朝廷に請ひ朝廷に於ても亦之を容れて任官又は遷替せしめ、更に賣官賣爵の風行はれ、官位を賣買する事となりて全く考課、選叙

の制は破壊せり。

第二節 賣官の起源

賣官賣爵の素因としては夙に奈良朝に發生せるを見るべし、即ち養老六年民に募りて鎮所に米穀を運輸せしめ其賞として位を授けられたるに在り、是より以後は寺院、神社等に錢を納めたるものに叙位せられし事例多し、延喜以後に至り財政紊亂し國庫空乏の爲めに賣官賣爵の弊益々熾となり、三善清行が意見封事十二條の中に既に此弊を論じ、又菅原文時の封事三條の中にも賣官を停めん事を請ふ條ありしも、此弊風は止むべくもなし。其例證を擧ぐれば昌泰四年播磨國の百姓の過半は六衛府の官人にして、又延喜二年但馬國に於ては資産ありて事に堪ふる者は既に諸衛府の舍人を帶ぶ(一)るが如きは是なり。更に藤原氏專權の時代には成功(造宮、造寺等臨時の經費を要する場合に一人より資を出して之を辨し其代りに任官を請ふ事)任重(國司の任期盡くる時に錢貨を獻して重任する事)等は公然の法の如くなり、後三條天皇之を禁止せられしも事實上其勅命も行はれず官紀は愈々紊亂し實權は武門に移りて門閥政府の官職は唯空名虚號たるに過ぎず。

第三節 賣官價格下落

朝廷の財政は窮乏せし結果官を賣ること頻繁にして其

價格漸次下落し、靱負丞は萬匹、式部丞諸司の助の兩職は其倍となり、更に有ゆる費用の爲めに成功を募り、一年の内に官を賣ること幾百人なるを知らざるに至り其價は愈々下落し、後深草帝の寶治元年に至りては靱負尉七八百匹、兵衛尉四五百匹、省丞二三百匹となれり、諸國の百姓中に今日現に兵衛門某丞某助の名あるは此賣官の遺風なりとす。後堀河帝の嘉祿元年には齊宮の費用を要し信濃守を以て募りしに一貴人之に應ぜんとし、先づ其國を檢せしに鎌倉の家人二百餘人が其國を分領し、國司の治むる所幾何もなかりしかば固辭して其募に應ぜざりし事實に徴し、當時の官職は實權なく虚器を擁するに過ぎざりしを知るべし。

第貳項 莊園の擴大

莊園起りて權貴豪族は土地人民を私有し大權下に移動する端を開けり、莊園は複雑なる政治上社會上の事情より出でたる産物なるも、左の墾田、賜田、功田、寺田の四大原因を其重なるものとす。

第一節 開墾田

我國は古代の土地私有の制度なかりしも、土地の開拓を獎勵

する爲め聖武天皇の天平十五年に私墾田の所有權を認めたり、然るに諸國の國司を始め所在豪族等競ふて墾田をなし人民を招聚して私を營むに努力するより、稱徳天皇及び桓武天皇の延暦三年に墾田の制限を爲し黎民の産業を妨害するを禁ずる詔を發するも、^(一)其効なく、宇多醍醐の朝に至りては其弊更に甚しく莊園に隣接する土地を侵して併合し、奸譎の徒は莊園に屬して勢を其主に假り巧に正稅課役を免れ、朝廷の財政之が爲めに漸次窮乏するに反し、國司豪族の輩は口を莊園に籍りて土地人民を私有せり。

第二節 賜田

賜田の増加も亦莊園増加の原因を成せり、賜田は政績、功勞、才藝の拔群なる者に賜はり永く私田として租を官に輸さるを許せり。然るに此制度も漸次弛廢して濫施され、仁明天皇の頃は恩寵を以て諸臣に田地を賜ふこと屢々なるに至り、賜田の面積の増加著しきに至れり。

第三節 功田

功田は功勞ある者に賜はるること藤原鎌足には功田百町、壬申の功臣には三十町より四町五町、大寶律令の制定書には四十町とあるが如き^(三)是なり。而して大功は世襲し、上功は三世に傳へ、中功は二世に、下功は子に傳ふる制度

なりしも法令弛廢して公に返却せず、子孫に及んで他に賣與し或は佛寺に施入し、遂に莊園となれり。

第四節 寺田

寺は封戸の例なく別勅を以て權に封せば年限を附する制度なりしが、聖武天皇以來佛教隆盛となり東大寺をはじめ諸寺に封戸を施すこと多く令條は徒法に歸したり、而して藤原氏が興福寺に封戸墾田を寄進したる如く^(四)皇族權家の造寺造塔の舉頻繁にして寄進の地も廣く、是等は寺院莊園となり殊に延暦興福等の大寺院は土地人民を有すること多く兵力を擁して凶暴を逞ふするに至れり。

第三項 兵權の移動

第一節 大寶軍制の弛廢

大寶の制度の潰崩したるは如上二項の官制の紊亂及莊園の擴大以外種々なる原因ありと雖、軍制の弛廢して兵馬の權は下に移動し、武人跋扈の端を開き遂に政權をも其掌握する所となりしが爲めなり。斯の如く大寶の軍制の弛廢せし所以のものは其制度に一戰時にありては唯將軍を任命する

のみにして其兵數は殆ど平時に異なるなし、換言すれば平時の軍備餘りに膨大にして士氣弛頹したること。二、過大なる軍備は財政上の大壓迫となりしこと。三、昇平打續きて兵士は武藝を練習せず國司軍毅等は之を利用して耕作に使用せしこと。四、諸國の軍團を文官たる國司の所管となしたること。五、倭佛の弊害甚しく之が爲めに政綱紊れたること等の缺陷ありしが爲めなり。

第二節 私領私兵の増大

而して莊園擴大し豪族の土地人民を私有し私兵を擁するもの愈々多く源平二氏は其最大なるものとなれり、堀河帝の時宣旨ありて諸國の百姓の田畠の公驗を以て好みて源義家に寄る事を禁ぜられしは(五)此故なり、更に降りて源義朝は東國十五國を領し藤原清衡は奥羽二國を領し(六)平治の亂後平氏は源氏の莊園を收め諸家諸寺領を侵奪して一門の莊園五百餘所に至り全國の半を知行し(七)たるが如き、如何に武門の勢力の旺盛なりしかを知るの一資料たるべし。

一、類聚三代格 二、續日本紀 三、同上 四、玉海 五、百鍊抄
六、東鑑 七、源平盛衰記

第參章 武家時代の官吏

第壹款 官制

第壹項 政治上の大變革

第一節 主權の移動

文治年中源賴朝幕府を鎌倉に開き建久三年に至り征夷大將軍に任ぜられ、更に大江廣元等當時の法制家の献策により諸國に守護を置き莊園に地頭を置き、之を統轄する爲めに日本惣追捕使(後之を廢して惣地頭と名る)を兼ねるに及んで兵權其手に歸したるのみならず、行政百司の主腦たるに至り朝廷は全く虛器を擁するの結果となれり。是實に事實上の主權の移動にして我國歴史上の大變革なり。而して事茲に至りしは賴朝の堅忍雄略と大江等の法制家の智謀に出でたりと雖、其由來する所遠きは前章第四款の大寶制度の潰崩を見て之を知るべし。

第二節 守護の由來 守護は追捕使の一變したるものにして、延暦中諸國の軍國を廢し兵士を停められてより檢非違使、健兒等の役あれども不逞の徒を鎮定するに足らず、延喜以後諸國に追捕使を置く、其始は臨時特設の官にして唯平將門純友の兵亂の餘燼を鎮撫するに起因せしも、後には警備檢斷の常任となり、一郡一莊或は社寺等にも之を置き、又天慶の頃より押領使あり兵亂の時衆民を統領して出軍する者の稱なりしが、後には追捕使と同じく國內不逞の徒を鎮撫する職となれり、此二使は共に畿内は勅宣により諸國は國解によりて官府を賜ふ、後一國若くは數多の追捕使を總括する官職あり、之を殊に惣追捕使と稱したり。

第三節 地頭の由來 地頭は王政の時代に諸國の莊司(又は代官と謂ひ莊園の領主を領家と謂ふ)の輩を曰ひる私稱に起源す(二)。始めは専ら租税の收納を司りしを後追捕の事を兼ねたり。地頭の所領は多くは惣追捕使よりも狭小なりしも必ずしも一様ならず、半國の守護あり數郡の守護あり(三)。若し國內に地頭闕く時は守護之を兼攝す(四)。假令ば鎌倉幕府の守護地頭を置く以前に平家の西海に走るや院宣により行家を四國の地頭に補し、義經を九州の地頭に補せしが如き、惣追捕使と地頭とが敢

て其管轄地域に大小の差なかりしを見るべし。

第四節 惣地頭制

初め頼朝平家追討の際諸國に惣追捕使を置き自ら日本惣追捕使たりしが元治元年之を廢せり(五)。同年十一月北條時政を遣はして京師を守護せしめ且つ大江廣元等の議に因り時政をして奏せしめて曰く行家、義經逃竄して輒く搜捕し難し、若し聞くに隨ふて兵を發せば其費費られずして郡國虛耗すべきが故に、諸國に守護を置き莊園に地頭を置き所在擒獲せしめば勞少くして鎮定せん(六)。其兵糧の如きは五畿、山陰、山陽、南海、西海二十六國莊公を論せず段別に米五升を課して之に充てしめん(七)。又頼朝其總地頭たらんと奏請したるを、後白河法皇之を拒すんとせしも公卿皆頼朝の權威を憚り遂に之を聽し、二十六國(蓋し平家没官の地ならん)及び關東九國の所領を頼朝に委して治めしむ(八)。頼朝既に總地頭となるや諸國の地頭を悉く家臣を以て任せり(九)。其國衙を管する者を守護と曰ひ莊園を管する者を地頭と曰ふ(一〇)。守護、地頭皆世襲し罪過あるにあらずんば改補せざる制度なり(一一)。既に諸國に朝廷の任命せる國司あり莊園に公卿、豪族、寺院等の領主あり、然るに更に兵馬の權を有する守護、地頭を置く、權威自ら前者を去り

て後者に歸するは當然の傾向なり。是に於てか天子の任命せる國司に代はるに鎌倉の家人たる守護を以てし朝廷の認めたる莊司を廢して幕府の命じたる地頭を立てし結果となり、天皇は虚器を擁して征夷大將軍は事實上の主權者たる大變革を來せり。

- 一、西宮記
- 二、朝野群載、小右記、東鑑、明月記、神皇正統記、三、豫章記
- 相馬家記、四、東寺文書、五、百鍊抄、六、源平盛衰記、東鑑、七、玉海、
- 東鑑、盛衰記、八、平家物語、保曆間記、玉海、九、承久記、增鏡、一〇、保
- 曆間記、承久記、一一、東鑑

第貳項 鎌倉及室町の官職

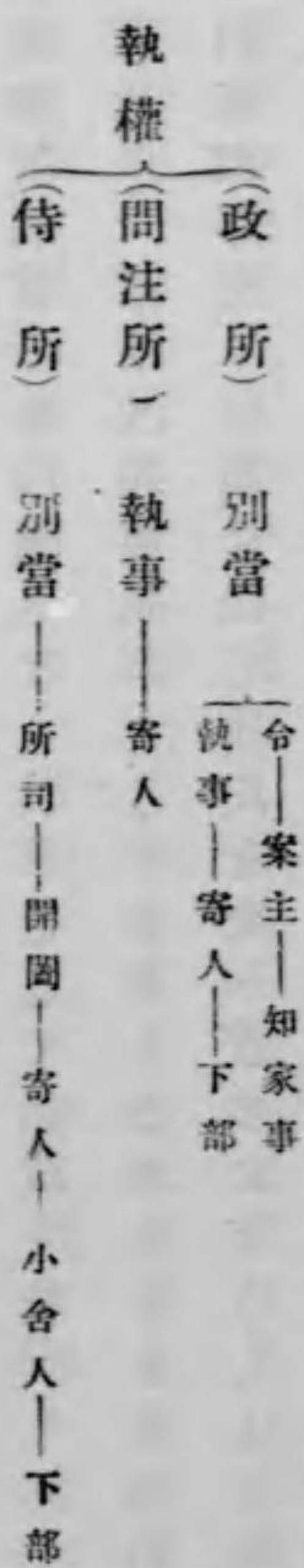
第一目 鎌倉及室町の中央官職

第一節 征夷大將軍

征夷大將軍の職は頼朝父子三代を承繼し、實朝歿後は藤原氏又は親王家等之を襲ひしも、執權たる北條氏は實權を掌握し將軍は垂拱して成を仰ぐに過ぎず。建武中興の時護良、興良の諸親王相繼いて此職に補せられ、光明天皇の時足利尊氏征夷大將軍に任ぜられ子孫相承くるに至れり(一)。

第二節 執權

執權は理非決斷職、又判斷職ともいふ、將軍を補助し内外の機務を見ること朝廷の大臣或は關白に似たり、頼朝の幕府創立の際には大江廣元執權たり、二代將軍頼家其職を實朝に譲るに及んで外祖北條時政執權たり、爾後北條氏の世襲の職となれり。連署はもと執權と共に公文に連署するより起りし名稱にして連判又は加判とも稱せり、元仁元年泰時が執權たりし時叔父の時房を擧げて連判せしに始まり是又北條氏世襲の職となれり(二)。幕府の組織は大略左の如し



第三節 鎌倉幕府の政所

政所は最初公文所と稱せしが建久二年政所と改稱したり、是幕府の政令の出づる所にして軍制を掌る侍所と相併びて最高の行政府たり。別當は長官にして執權大江廣元之を兼ねたり、建仁以來北條時政執權にして別當を兼ねることゝなれり。令は次官にして二階堂行政之に任ぜしも建久以來は此職を置かず、下文を出す時のみ評定衆、奉行人等を假りに令として連署せしむ

る事とせり。案主、知家事共に文案記録を掌り、案主は藤井俊長を知家事は中原光家を任し、政所の下文には此二員も亦別當令と共に連署することとなり、後菅野清原二氏の世職となれり。執事は専ら財用を掌り、寄人は公務を施行し、雑事を釐正し、下部は雑役に供す。

第四節 室町幕府の政所

室町幕府に至りても政所を置きしが鎌倉時代の如く執權、連署、別當令等の職名なく執事をして諸政を統べしめたり。然るに貞治元年足利氏の一族斯波義將執事となり管領と改めしより執事の名漸く廢れ、細川頼之、畠山基國等交々管領に任じ、他氏を交へざるに至りしより世に之れを三管領と稱す(三)。

第五節 評定衆

評定衆は執權と共に政所に列し政事を參議す、北條泰時の執權時代に置かれしものなり、兼て政所、問注所等の執事を攝す、人員凡十五六名にして北條氏の一族及文武の諸名家を補す。此職の補助として引付衆あり、又北條貞時以來寄合衆あり、評定衆と共に國事を議す。

第六節 奉行人

又奉行人あり、恩澤奉行、越訴奉行、官途奉行等其數頗る多し、此

奉行人は評定衆、引付衆より兼ねるもあり、又獨立せるもあり、室町時代も亦此制に倣ふて足利氏の一族及文武の名家を拔擢して評定衆となす、引付衆、奉行人等孰れも鎌倉の制を踏襲せり(四)。斯くの如く諸奉行人は政務に參與し公事を奉行するものなるが足利氏の制も亦之を踏襲せり、唯事務の漸次繁雜となりしが爲め奉行の數増加せしに過ぎず、恰も現代の某委員、某掛と稱する者に類似せり(五)。

第七節 番衆

番衆の數は頗る多く、廂番、學問所番、近習番、格子番、晝番、問見參番、大番等の類にして營中に宿直し内外の警衛を掌り、又は文學技能の事を掌る。又將軍の出行に隨行し或は雜役に驅使するに走衆格勤あり、足利氏の制も亦之に准じたり(六)。尙鎌倉幕府は京部警衛に深大の注意を拂へ、壽永二年平氏西海に沒落してより源義經、京部警衛の任に當りしが、義經沒落後は北條時政上京して此任に當り、其歸東後は頼朝の妹婿たる藤原能保之に代はり、承久の亂以後は泰時、時房上京し、泰時は北亭に時房は南亭に駐在し、内裏警衛を口實として實は之を箝制し、兼て關西諸國の政務を總攬す、世之を兩六波羅探題と稱し其威權を畏れたり。

第八節 兩六波羅

兩六波羅には鎌倉に同じく諸奉行人を置き侍所、問注所等

あり、其探題は北條氏の外他氏を交へず。斯の如く幕府の中央行政機關は必要に應じて設置せしものなるが故に、其創立の時代を異にし其組織も亦簡易直截を主とせり、是は唐制に倣ひし大寶の制令の繁文褥禮と之が運用の任に在りし公卿の無能無氣力とに對する反動なりと雖、實は率直なる武士氣質の反映にして、全く當時の民情に適したるが爲め、爾後長く其制度の存立と活用とを見るを得たるなり。

第二目 鎌倉及室町の地方官職

第一節 關西に於ける地方官

鎌倉幕府の地方行政の如きは最も簡易にして九國の政治を總攬するに鎮西奉行あり一に鎮西守護とも謂ふ、文治元年平家滅亡の後範頼豊後に留まりしに基因す、同二年天野遠景をして下向せしむるに當りて初めて奉行と稱し、其後大友少貳二氏の世襲の職の如くなれり(七)。九州探題は建治元年異賊征伐の爲めに北條實政を筑前に派遣したるに濫觴し、永仁元年北條兼時を初めて探題に任ぜり、元來此職たる單に元寇防禦警固を主とせしも兵權あるが爲めに權勢漸く大に、畢に九國二島の機務を裁し鎮西奉行の職をも兼ねるに至れり。

足利氏の時も亦此職を置けり(八)。長門探題は建治二年北條宗頼の下向に起原す、中國の政務を總攬す、警固番之に屬す(九)。

第二節 奥羽に於ける地方官

奥州總奉行は文治五年泰衡征討の後葛西清重を之に任じたるを嚆矢とす(一〇)。蝦夷地方の亂民鎮撫の事を掌る津輕に置く、王朝時代には該地方は鎮守府將軍、秋田城介等の所管なりしが後廢れて久しく其局に當る官職なく、北條義時執權中安藤五郎を遣はし蝦夷を鎮撫せしめたるに夷民心服して日本將軍と呼びたり、爾後其一族長く此地に長たり(一一)。其他石堂義房を始めて奥州探題に任じ、畠山氏吉良氏等其職に當り、羽州探題は大崎氏始めて其任に當れり(一二)。

第三節 關東管領

北條氏が關東に在りて京都守護の爲めに六波羅探題を置きたるが如く、室町幕府は京都に在りて關東の政務を總攬する爲めに其一族をして關東管領たらしめたり。六波羅探題は他の探題よりも其任重かりしが如く、關東管領は他の探題に比し其權限大なり。

第四節 守護

守護は文治元年頼朝大江廣元の議を容れ、義經一派の人を追捕

し且つ兵糧米賦を課するが爲めに地頭と共に置きて之を追捕使と稱せしが後に守護と改めたり。大番の催促謀反人、殺害人及盜賊の檢斷を其職掌となす、幕府に勳功ある者の中より恩賞として其職を授け、若しくは文治以前より其國に追捕使、押領使たる者の中より任用せり、斯の如く其職掌は主として警察にありしも其職權を濫用して漸次政治に容喙するに至れり。足利氏に至り尙此制度に倣へしも同一の弊害を生じ、漸次其勢力を増大し弱小を兼併し、後には城廓を構へ一諸侯の狀態を呈するに至れり。守護代は守護に代りて庶政を掌る者にして族人或は部下より任用せり、然るに室町幕府時代は守護の多數は京部に在りしが爲め、守護代は諸國に土着して勢力を扶植し專横を極むるを常とし、中には守護を放逐して自立する者あるに至れり(一三)。

第五節 地頭

地頭は藤原氏の末葉より現はれたる職官にして鎌倉以前には單に莊園の入租等を監役する者の稱なり、頼朝は廣元の獻策により之を利用して守護と同時に全國に之を置き軍糧の監役となせり、然るに此職たる世襲なりしが故に、時により女子も亦此職を襲くの弊害を來し、甚しきは抵當、賣買の事行はるゝ

に至れり、室町幕府の時には此弊風愈熾にして地頭は領地の代名詞となり、地頭を寺社に寄附するなどの奇觀を呈するに至れり、而して其季世に及びては地頭の稱は僅かに一郷一村の主に残り延いて徳川時代に至れり(一四)。

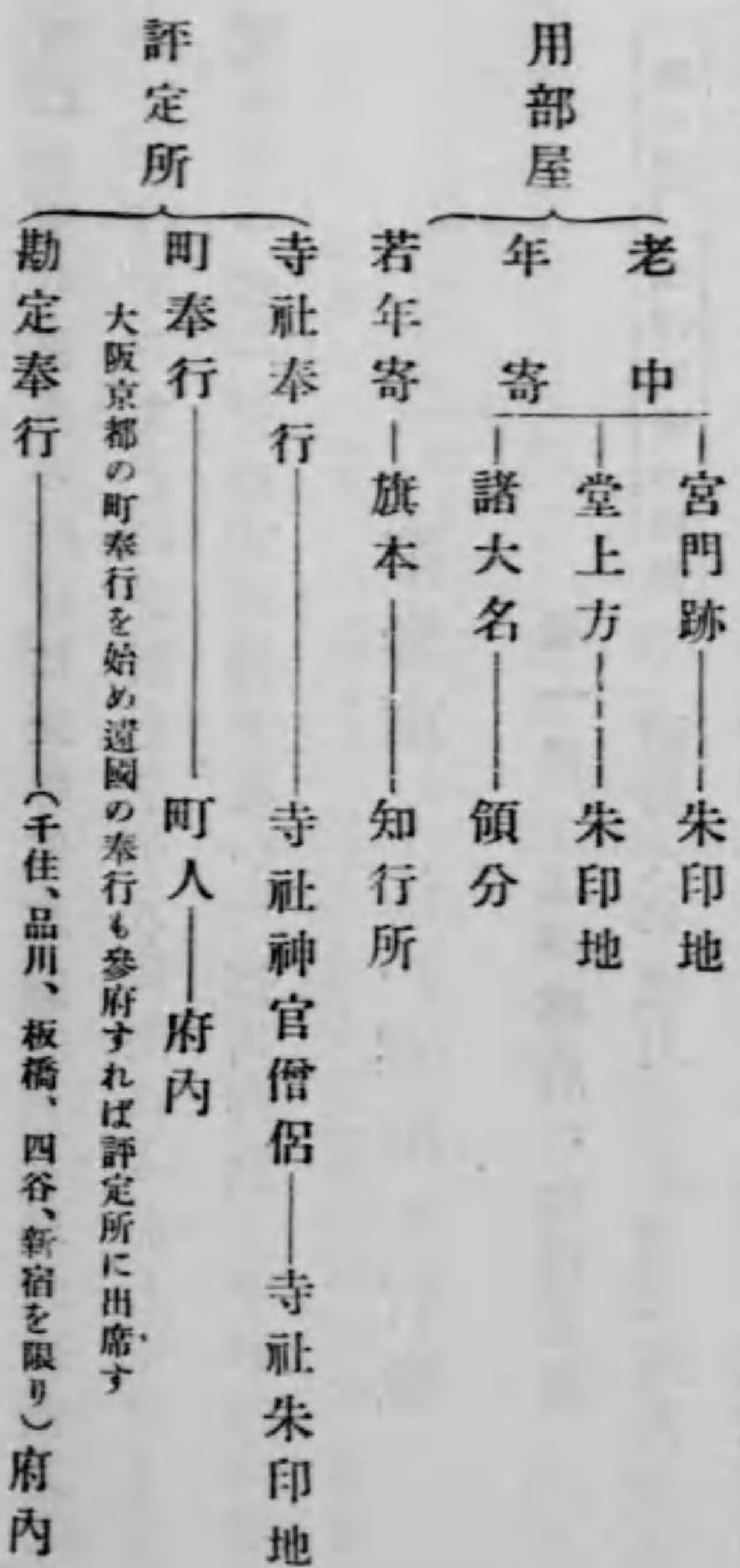
第參項 江戸幕府の官職

第一目 江戸幕府の中央官職

第一節 徳川幕府の組織

慶長八年徳川家康の征夷大將軍となるや、江戸に幕府を創しめたり、其行政組織は室町幕府の繁文縟禮と尾大不振の弊を避け簡易實行を旨としたるは、恰も源頼朝が鎌倉に幕府を置きたる當時と其揆を一にせり。政務を執る所を用部屋と稱す古の政所、後の奉行所に當る、此に大老(當初家老と稱す、老中(當初年寄と稱す)若年寄等毎日相集りて政治を議するなど要するに三河大名時代の制度を稍擴張せしに過ぎざるなり。鎌倉幕府に徴すれば大老は執權、老中は連署なり、又室町幕府の管領に當るを見るべし。當時普通に幕府を公儀と唱ひ其役所は四つに分れたり。一、用部屋は今の内閣の如きものにして大老、老中、若年寄、古の件所別

當に似たり)等之に詰めて大政を議し公用を處斷せり、二、評定所は古の間注所今の司法省と大審院控訴院とを兼ねたるが如きものにして一に集會所とも稱し、老中の役宅及び公家參向なき時は傳奏屋敷不用に付此處に老中若年寄等集會し重大なる訴訟若くは町奉行其他諸大名に於て處斷し難き訴訟を判決せり。三、勘定所は殿中にも又二ノ丸にもありて専ら租稅會計の事を掌る。四、目付所は城中中の口に在り諸大名、旗本等の糾彈を掌る、今の檢事局と警察署とを兼ねたるが如きものなり。其管轄事項及び地域左の如し、



勘定所 公事方 勘定奉行 — 百姓 — 御料地 關八州又は上方

上方の近江、丹波、播磨、畿内五國は京阪町奉行に屬す

目附所 — 大小目附

大名、旗本、諸役人、諸士、但シ大名旗本の又者も供先に於ては目附の管轄とす

城中、殿中、丸ノ内、廊内、武家屋敷地、辻番所

第二節 大老及老中

大老の名稱は豊臣氏の五大老の稱を踏襲せしものにして譜代大名中より之に補す、寛永十五年土井利勝、酒井忠勝を任じたるに始まり、爾來其他の井伊、堀田諸家を加へて明治維新に及べり。老中は帝鑑、問、雁、問詰なる譜代の大名中より補するものにして一に加判の列とも稱し、京都所司代、大坂城代を経て補せらるゝ例多く、又側用人、若年寄、奏者番等より拔擢することあり。酒井正親、本多正信、大久保忠隣、酒井忠正を此職に任じたるを初とし、當初年寄と稱せしも二代秀忠の時老中と改稱し、四人若くは五人を以て當らしむることゝなれり、上の部屋に在り用番を定めて政務を執る(一五)。

第三節 若年寄

若年寄は鎌倉室町の評定衆、引付衆にして參政の任に當り庶務を管掌す、又旗下の士を統轄するが故に諸士別當とも稱す、帝鑑、問、菊、問詰の譜代大名中、奏者番、側衆、大番頭を経たる者を拔擢して之に任ず、若年寄の名稱は當初

年寄土井利勝の子利隆、同酒井忠勝の子忠朝をして年寄の職を見習はせしに基因す、下之部屋に出勤し用番を定めて政を視ること老中に同じ定員は六人なり(一六)。用部屋は現時の内閣の如く政府の首腦なり、大老、老中は上局に坐し、若年寄は下局に坐す、其場所は將軍の居間より僅かに一間を隔てたる處に在り、主従の關係親密にして將軍政を親しく聽く制度なりしが故に諸職擅權の弊なし、然るに五代將軍綱吉の時、若年寄稻葉正休は用部屋に於て大老堀田正俊を殺害せしより將軍の居間近くに局を置くを憚り膳立の間に移したり、是より將軍と局との間遠くなり此間に事を處する側衆、側用人等の職起り、是等の者が權勢を振ふに至り幕府の綱紀弛廢の一因となれり。

第四節 右筆 右筆は文案記録を掌る其員數は時によりて増減あり、五代將軍以來奥と表とに分れ、奥右筆は専ら老中に屬して機密の文書を掌り、表右筆は一般に下す法全の文書を掌る(一七)。

第五節 側用人 側用人は老中の次に列する顯職にして常に將軍の側に侍し、將軍の命を老中に傳へ、老中の上申を上聞し且つ意見を開陳するを得るが故に、漸

次其權威熾になれり(一八)。

第六節 側衆 側衆は將軍に侍し常に殿内に交番宿直し將軍と老中との間に在りて機密の事に與る、又老中に代りて殿中の事を處決することあり、權限は側用人と同様なり、其員數五六人にして老中の所管なり(一九)。

第七節 奏者番 奏者番は殿中諸儀式の事に與る職にして歲始、五節句、朔望等諸侯以下將軍に謁見の時、其進見者を伴ひ或は其進献物を披露し又は將軍よりの下賜品を傳達す、萬石以上の任にして其れより寺社奉行、若年寄等に進み、定員は最初二人なりしが後に廿人又は卅人の多きに至れり(二〇)。

第八節 高家 高家は幕府の儀式典禮を掌り、京都への公使、伊勢日光の代參、京紳の接待等を掌り、又大名に儀式を教授する職務なり、室町幕府以來の名家武田、畠山、吉良、大友、六角、京極等萬石以下のもの二十六家をして世襲せしむ(二一)。

第九節 目付役 大目付は大監察の職にして老中の耳目となり、百揆の規則を監視し、訴訟の枉屈を暢達し、若年寄以下の諸吏及大名の糺彈を掌る。種々の分掌ありて將軍の社參、佛詣に供奉し、又は重大なる訴訟の時は評定所に陪席す、老中の

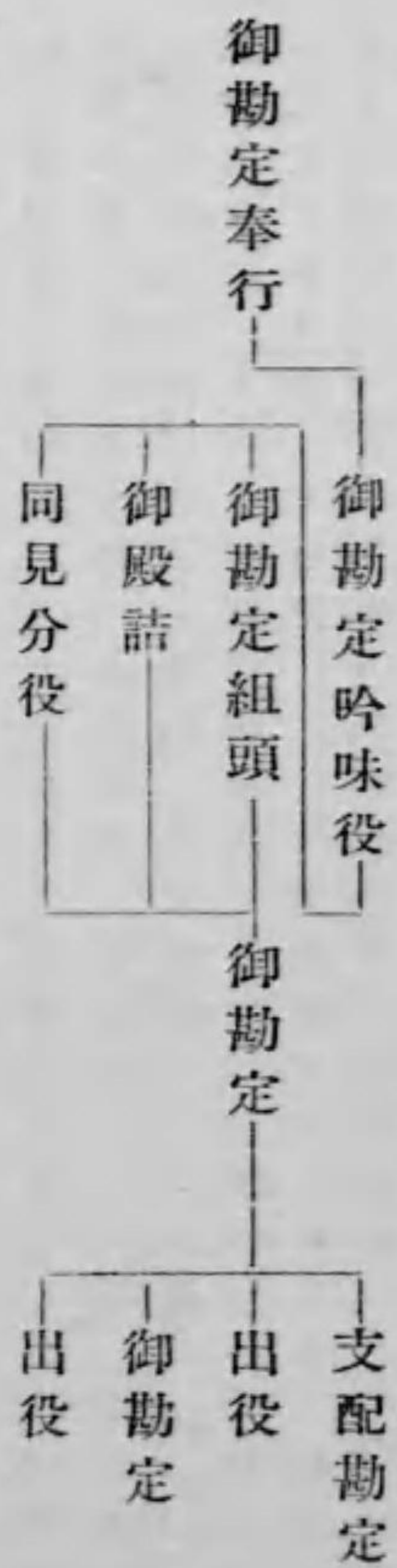
所管にして四人若くは五人を定員とす。目付も亦監察の任にして若年寄の耳目となり旗下諸士の非違を糾弾す。種々の分掌あり常に營中に二人づゝ宿直し夜中巡檢す。員數十四五人あり此屬に徒目付、小人目付あり(三二)。

第十節 寺社奉行 寺社奉行は全國の寺社及寺社領人民を管し、樂人、檢校、連歌師、古筆見、碁將碁所の類及幕府に縁故ある農工商等を管掌し、關八州、五畿内、近江、丹波、播磨等を除き其他の諸國私領の訴訟を審理す。江戸幕府の當初此職なく寺社の事は金地院等の支配なりしが、寛永年中始めて此職を置き譜代大名を以て之に任ず、定員は三人なりしが後四人となれり、屬に寺社役、取次、大檢使、小檢使等あり(三三)。

第十一節 町奉行 町奉行は最も人材を要する大任とせらる。江戸府内の人民の訴訟を聽斷し且つ民政を統括す。享保以來二人の定員にして數寄屋門内、吳服橋門内に各、官邸あり之を南北町奉行と稱す。老中の所管にして各與力、同心を附屬せしむ。本所奉行、町年寄、囚獄、寄場奉行は其被管たり(三四)。

第十二節 勘定奉行 勘定奉行は全國の郡代、代官を統領し又收税、徭役、金穀の出納を掌り兼て關八州内及關外幕領人民の訴訟を聽斷す。慶長八年大久保長安を此

職に任せし時は所務奉行と稱せしが、後勘定奉行と稱し公事方勝手方の二課に分ち定員を四人となす吟味方、改役以下數多の屬あり(三五)。



第十三節 職務權限 如上の大老、老中以下寺社、町、勘定三奉行にて全國の土地人民を分掌して遺漏なきを期したり。尤も小事に涉りては特に何々奉行、何々番、何々衆等の職を置きしも如上諸職の被官に過ぎず。又寺社奉行、町奉行、勘定奉行の三奉行は各其管轄區域あるが故に、若し訴訟に於て原被兩造共に其管轄を同ふする時は三奉行各單獨にて之を聽斷するも、原被互に管轄を異にする時は總て評定所に提出す。評定所にては寺社領及關八州以外の私領より府内へかゝりたる訴訟は寺社奉行主任となり、府内の寺社領地、同境内借地等の者よりの訴訟は町奉行主任となり、全國の幕領及關八州内の旗下の中の私領より府内へかゝれる訴訟は勘定

奉行主任となりて聽斷す。

第十四節 其他の諸役 前述の如く奉行は行政及司法を掌るに對し、軍旅及警察を掌る諸職を番方と總稱す、大番頭は參河以來の職制にして當初三組なりしが、寛永以來十二組となり毎年二組づゝ交替して大阪及二條の城に在番し其他は江戸城に勤番す。書院番頭は内衛を掌り又將軍の駕行に供奉し遠近に使す、寛永以來毎年一人づゝ交替し駿府に在城す。小性番頭の職は當初花畑番と稱せり、駿府在城の事なきのみにて他は書院番頭に同じ、又外邊の警衛なきが故に與力同心の屬なし(二六)。

- 一、職原抄 吾妻鏡 二、武家名目抄、吾妻鏡、將軍執權次第、太平記 三、職原抄參考、武家名目抄、相京職抄、南朝紀傳 四、關東評定傳、武家名目抄
- 五、武家名目抄 六、東鑑、貞丈雜記 七、東鑑、武家名目抄 八、帝王編年記
- 武家名目抄 九、長門守護職次 一〇、東鑑 一一、保曆間記、地藏靈驗記
- 一二、武家名目抄、太平記 一三、御成敗式目、式目抄、尺素往來 一四、吾妻鏡、武家名目抄 一五、職掌錄、有司勤仕錄、明良帶錄 一六、有司勤仕錄 一七、職員私抄、職掌錄、有德院殿御實記、明良帶錄 一八、明良帶錄、東職記聞 一九、同上
- 二〇、同上 二一、明良帶錄、吏微別錄 二二、宮中秘策、教令類纂、吏微別錄、有司勤仕錄、明良帶錄 二三、台德院殿御實記(附錄三)、有司勤仕錄、明良帶錄 二四、同上

上

二五、東職記聞、明良帶錄、武家名目抄、古事類苑(官位部)

二六、同上

第二目 江戸幕府の地方官職

如上是幕府の行政組織なるが各藩の行政組織も亦規模を縮小せしのみにて略ぼ同一組織なり、尙地方官の重なるものを次に列擧すべし。

第一節 京都所司代

京都所司代は禁闕を守護し西國大名を監視し兼て京都一切の政務を行ふ、關ヶ原の役後奥平信昌之に任せられしを始めとす、京都町奉行、奈良伏見兩奉行を管轄し京都代官、二條城の事をも掌れり、與力同心之に屬す(一)。

第二節 大阪城代

大阪城代は大阪城の政務を總統し西國大名を監視す、火急の場合は將軍に上聞せずして裁決す、元和五年内藤信正を任せしに始まる、大阪町奉行、堺奉行其他の諸奉行及與力同心之に屬す(二)。

第三節 駿府城代

駿府城代は駿府の庶政を處理し警衛に備ふ、特に此官を置きしは家康が築城し且つ居住せし緣故あるが爲めのみならず、萬一事ある時に箱根以西の防禦をなさんが爲めなり、駿府町奉行、久能山門番之に屬す(三)。

第四節 地方奉行

城代の被管たらずして獨立せる奉行所は長崎奉行、浦賀奉

行、箱館奉行、佐渡奉行、山田奉行、日光奉行等を重なるものとす。いづれも其地方の
行政府たると共に、或は外國貿易或は鑛山或は神宮奉齋等の事を掌れり。

第五節 郡代

郡代とは關東郡代、美濃郡代、西國郡代、飛驒郡代等是なり、勘定奉
行の支配にして幕府の私領の租税を徵收し農桑を奨め兼て教育及訴訟をも掌る、
關東郡代は伊奈忠次以來其世襲たりしが、寛政以來勘定奉行の兼任となれり。美
濃郡代は美濃伊勢兩國を支配し。西國郡代は當初豊後代官と稱し豊後の日田に
駐在し其地方を支配せしが、後豊後、筑前、肥前、肥後、日向等を支配することとなり西
國郡代と稱せり。飛驒郡代は加賀、越前、美濃を支配す、其他攝津、參河、丹波等も郡代
を置きしが久しからずして廢止せり(四)。

第六節 代官

代官も亦郡代に同じく勘定奉行に隸屬し其職務は郡代に同じ
くして小なるものなり多くは其職を世襲す其數約四十人あり之より郡代に昇進
するものあり(五)。郡代若くは代官の配下に左の職あり

御島見
同領頭
御代官

御郡代——御代官

御同朋
御儒者
與力
同僚屬役
出役類

第七節 地方行政

當時の地方行政は一種の自治制にして町には町年寄あり、其
下に名主及地主あり五人組あり、一町内の事は地主の處分に任せ地借店借等は其
指揮を受くるのみならず、月行事も亦其定むる所たるが如き是なり。又町人には
組合制度ありて酒屋、木綿屋など各其仲間を立て、其仲間中より一年の税金凡何兩
と定め其配賦の割合等は仲間中の處分及行事などに一任せり。百姓には庄屋、組
頭、百姓代あり、庄屋は百姓の自選に委ぬるも百姓は一旦庄屋を定めたる以上は何
事も其指揮に従ひ其引負をも互に辨償することとせり。之を要するに室町幕府
は勿論江戸幕府の官制は概ね鎌倉幕府組織の趣旨に則りしなり。家康百箇條中
にも「征夷大將軍家内外當役附位階ノ定式大抵鎌倉ニ倣フト雖國風時宜ヲ交ヘテ
補叙シ」とあるは其一證なり(六)。

- 一、明良帶錄、有司勤仕錄
- 二、東職記聞、甲子夜話
- 三、東職記聞、明良帶錄
- 四、有司勤仕錄、吏微別錄
- 五、憲教類典(地方)、明良帶錄(世職)
- 六、同上、徳川禁令考

第四項 武家時代の軍制

第一節 鎌倉幕府の軍制

鎌倉幕府は武家時代の事として殆ど軍政と行政との區別なかりしも、主として之を掌りしは待所なり、待所に別當官長所司官次あり、事ある毎に大將軍の下に軍奉行となれり、又京都には六波羅探題あり、其他の地方に守護探題ありて兵刑の二政を掌る、又大番として諸國の武士を徴して番衛せしむ。當時諸國の武士は將軍家に對しては御家人と稱し、各縁故ある地に土着して私兵を養成したり、此武士に屬する私兵を家子、郎黨と稱せり、家子とは其家に血統の關係ありて奉仕するもの郎黨とは他より來り仕ふるものなり(一)。一朝事あるに當りては家子、郎黨は各其主家に屬して出征す、之を率ゐるは即ち侍なり(侍とは六位の人の諸家に侍候する者を謂ひしが後には必ずしも六位に限らざるに至れり)、此侍を統ぶるに侍大將あり、其上に大將軍あり(二)。

第二節 室町時代の軍制

室町幕府も亦之と大同小異の制度なり、唯其末葉永正大永より天文に至り鐵砲傳來してより足輕大將、足輕頭あり、是鐵砲隊弓隊を統ぶるものなれども、戰國時代なれば全國亂麻の如くに亂れ統一の兵制あるなし、唯其中甲斐の武田氏越後の上杉氏は最も軍法に精しく、兵制も比較的整備したり、世に甲越の軍法と稱するもの是なり(三)。

第三節 徳川時代の軍制

徳川氏に至りて元和二年五百石より一萬石に至る軍役の制を定め、次で寛永十年千石より十萬石に至る制を定め、更に慶安二年に至りて之を擴張せり。當時の制度は將軍親征すれば諸大名悉く従ふ、老中は方面の將となりて之を率ゐる、若年寄は旗下の將となる、其他大番頭、物頭、番頭、組頭、弓銃頭等ありて之を分掌す(四)。

第四節 武家時代の海軍軍制

我國は四面環海の島國なれども古來外國との交渉少なく海軍の制の見るべきものなし、神武天皇の東征及神功皇后の三韓征討には水師を率ゐ給ひしやに見ゆるも固より其制度の稽ふべきなし。大寶の制兵部省の管下に主船司ありしも海軍の實備はりしにあらず、降りて源平二氏の相争ふ

や海戦ありしも、戦局の爲め止むなく爰に至りしものにして源平兩氏共に海軍を備へしにあらざ、鎌倉幕府に至り海軍の事務を掌るべき船奉行を置き^(五)此奉行の子孫は後に世襲して船手衆と稱したり。足利氏の衰へて政令行れず、此船手衆を主とし事を好む強暴の徒は私に支那沿岸又は南洋諸島に赴き貿易をなし又侵略を擅にしたり、其船には八幡大菩薩の旗を樹てしかば内外之を入幡船と稱し、又支那人は倭寇と稱して其所業の強暴を怖れたり、而も和冠の進取強勇なるに係らず其統一節制なき場合多し^(六)。豊太閤征韓の時に船奉行あり、當時志摩の九鬼氏伊豫の能島、來島兩氏、備後の因島氏は海軍に通じ、殊に能島氏は海賊時代の法を傳へ徳川氏の世まで海軍唯一の戦術家として知られ、其流書も數篇あり^(七)。徳川氏の末葉泰西の海軍々制に倣ふて軍艦を造り又軍艦奉行^(海軍長官)を置きしも、久からずして明治維新となり殆ど何等見るべきの成績を示さざりしも、薩長土三藩の海軍と共に現時の我海軍制度の基礎となれり。鎌倉室町及江戸の各幕府時代は行政官は悉く軍職を帯ぶるものなるが故に、行政官制の部を参照すべし。

一、吾妻鏡、太平記、源平盛衰記、沙汰未練書、應永記 二、寶篋院殿將軍宣下記

平家物語、太平記、甲陽軍鑑 三、當流軍法功者書、甲陽軍鑑、兵法新論 四、經濟錄 五、東鑑、六、東國通鑑、玉葉、吾妻鏡、著聞集、高麗史、異稱日本傳、籌海圖編、萬里海防圖編、紅南經略、倭變事略、七、能島家傳兵法、鈴林日知錄。

第貳款 服務規律

第壹項 鎌倉時代

第一目 官制

第一節 貞永式目の制定

鎌倉幕府の政治は簡易直截を主とし特に立法に力を注ぎたることなく、侍所問注所は何れも大寶令律と習慣とを參酌し萬機を處斷したり。然るに粹兩段に亘り儀一揆ならず、粹亘兩段儀不一揆と謂ふが如く朝令暮改の弊なきにあらず。是に於て泰時の時代に入り御成敗の式條即ち法典の編纂を試み、貞永元年康連等と議し式目五十一條を制定したり、されど猶慎重に衆議を徵するの必要ありとし、中原師貞、二階堂行村等の評定衆十一人に計りて之を確定し、評定衆をして遵奉の宣誓をなさしめたり。此式目に起請文を附したるは評定衆は執權職を助けて守護地頭を支配する重大なる責任あるが故に、天地神佛に誓

ひて此式目を遵奉する誠意を表明せしものなり(一)、されば貞永式目は法律として天下に公布せしにあらざ、唯評定衆の起請の條々なりと雖、爾後幕府の行政司法は一に之に準據して行はれたるが故に、事實上の法典たりしは謂ふ迄もなし、而して

第二節 官紀振奮

貞永式目に於ては官紀の紊亂を防ぎ非違を糾すに嚴なり、國司ニ非ズシテ國務ヲ妨ケ地頭ニ非ズシテ地利ヲ貪ル所行ノ企甚ダ以テ無道ナリ抑々重代ノ御家人タリトモ當時ノ所帶ナクバ驅催スルコト能ハズとし、守護職の横暴に對しては國司領家ノ訴訟ニ依リ或ハ地頭士民ノ愁鬱ニ就キテ非法ノ至リ顯然タラバ所帶ノ職ヲ改メラレ穩便ノ輩ヲ補スベキナリとし、又右重犯ノ輩出來ラム時ハ須ラク子細ヲ申シ在右ニ隨フベキ處實否ヲ決セズ輕重ヲ糺サズ悉ニ罪科ノ跡ト稱シテ私ニ沒收セシムル條、理不盡ノ沙汰甚ダ自由ノ奸謀ナリ早ク其旨ヲ注進シ宜シク裁斷ヲ蒙ラシムベシ、猶以テ違犯セバ罪科ニ處セラルベシ。

第三節 非常禁制

領地より領主に送るべき年貢も地頭に於て抑留するを制しては、各年貢ヲ抑留スル由、本所ノ訴訟アル者ハ即チ結解ヲ遂ゲ勘定ヲ請ク可シ、犯用ノ條若通ル、所無キ者ハ員數ニ任ゼテ之ヲ辨償スベシ、但シ少分タルニ於テ

ハ早速ニ沙汰ヲ致スベシ過分ニ至リテハ三箇年中ニ辨償スベキナリ猶此ノ旨ニ背キ難澁セシメバ所職ヲ改易セラルベキナリとし、又地頭に何々の庄、何々の郷と一郡總體を賜はりし時と雖、其中の或る庄園が従前より領主ある場合に之を除くべきも若し地頭が之をも横領せんとし、或は地頭の管下の領主即ち名主が地頭の命を背くを禁止し又一人の領地内に他の領分の介入の爲め起る紛議を解く爲めには、右惣領ヲ給ハル人所領ノ内ト稱シテ各別ノ村ヲ掠領スルコトハ所行ノ企罪科ヲ通レ難シ、爰ニ別ノ御下文ヲ賜ハリテ名主職タリト雖モ、惣地頭若庭弱ノ隙ヲ伺ヒ、限リアル沙汰ノ外、非法巧ニシ、濫妨ヲ致サバ別納ノ御下文ヲ名主ニ給フベキナリ、名主又事ヲ左右ニ寄セ、先例ヲ顧ミズ地頭ニ違背セバ名主職ヲ改メラルベキナリと規定せり。

第四節 領地制規

領地に就きては二十箇年占有せし土地は之を當知行と稱し新に領主生ずるも改替する能はざることとせり、但し當知行と稱し、右無實ヲ構へ掠領スルコト、式條ノ推ス所罪科ヲ脱シ難シ、仍リテ押領物ニ就イテハ早ク糺シ返サシムベク、所領ニ至リテハ沒收セラルベキナリ所領ナキ者ハ遠流ニ處セラルベ

シ」とし、又同僚の中罪犯に依り所領を奪はれんとする者あるとき、其獄の未だ決せざるに既に其所領を得んと望み争ふを制し、所犯有ル由風聞セル時罪狀未定ノ處件ノ所領ヲ望マンガ爲メニ其人ヲ申シ沈メント欲スル條、所爲ノ旨敢テ正義ニ非ズ彼ノ申狀ニ就キテ其沙汰有ランニハ虎口ノ讒言蜂起シテ絶ユ可カラザル歟、假使理運ノ訴訟タリト雖モ兼日ノ競望ヲ叙用セラレズ、但シ闕所セラレタル後ハ制限ニアラザルカ、尙前司新司交替の時即ち地頭或は知行者の更迭する場合には、赴任の時より年貢は新司の管轄に屬するも、其他の私物雜具は舊司の處分に任じ新司之を抑留するを得ず、若し新司勢に乗じて舊司を凌辱する者あらば過怠に處せらるべし、但し舊司は重科に依りて其所領を沒收せられし者なるときは沙汰の限りにあらずとせり。

第五節 保護に關する規則

自家の所領にあらざる土地に對し訴訟を起し勝訴となりし時は幾分を分與せんなど、約束し、或は名主が領主の同意を経ずして其土地を權門勢家に寄附し其保護を受けんことを計るを禁止し、犯す者は名主職を剝奪して地頭に付け又寄附を受けたる者より其土地を沒收せり。當時所有權の

證據となる本領安堵の將軍家の御下文なるものは相續の場合と訴訟の結果との二に限りしが故に特に爰に附記す。尙人民の居住の自由を認め又其財産を保護する爲めに、右諸國ノ住民逃脫ノ時其ノ領主等逃毀ト稱シテ妻子ヲ抑留シ資財ヲ奪ヒ取ルコト所行ノ企甚ダ仁政ニ背ケリ若召シ決セラル、處年貢所當ノ未濟アレバ其償ヲ致スヘシ然ラサレバ早ク損物ヲ糺シ返サルベシ但シ去留ニ於テハ宜シク民意ニ任スベキ也とせり。

第二目 制裁

第一節 品格上の罪

刑事上に於て特に官吏(侍)は如何なる制裁を受けしやを稽ふるに式目に於て、問注(裁判)ノ時惡口ヲ吐カバ則チ論所ヲ敵人ニ付ケラルベキナリ、又論所ノ事其理無クバ他ノ所領ヲ沒收セラルベシ若所帶ナクバ流罪ニ處スベキナリ、謀書(文書偽造)の罪は、侍ニ於テハ所領ヲ沒收セラルベシ若所帶ナクバ遠流ニ處セラルベキナリ、強奸和奸ヲ論セズ人ノ妻ヲ懷抱スル輩、所領ノ半分ヲ召サレ出仕ヲ罷メラルベシ、所帶ナキ者ハ遠流ニ處スベキナリ、女ノ所領同ジク之ヲ召サルベシ、所領無キ者ハ又之ヲ配流セラルベキナリ、次ニ道路ノ辻ニ於テ女ヲ捕フ

ル(拐引)事御家人ニ於テハ百箇日ノ間出仕ヲ止ム可シ侍の妻に對しては、謀叛、殺害並に山賊海賊、夜討強盜等ノ重科ニ於テハ夫ノ咎ヲ懸クベキナリ但シ當座ノ口論ニ依リ若刃傷殺害ニ及バ、之ヲ懸ク(連座)ベカラズとせり。

第二節 暴慢の罪

領主は其代官が殺害以下の罪を犯せる時之を捕へて差出さば領主に罪なきも、代官を庇ひ枉げて陳防したる罪跡露顯せば領主は所領を沒收せられ代官は禁錮せらるべし、主人より納むべき年貢を代官が抑留し或は先例の稅率に違背せば代官の所爲たるに拘らず領主をも罰す、又代官は領主の訴訟により或は他人の、訴狀により關東又は六波羅に召されながら出頭せず、我意を主張せば領主の所領を沒收すべきも事の輕重に應じて斟酌す。家の子郎黨の輩領主より親愛せられ領地の一部を與へらるゝ讓狀を受くるも、領主の子孫に違背し先人の恩顧を忘れ、其領地の引渡を請求し或は訴争する時は、其讓地は領主の子孫の所有となす。

第三節 評告の罪

又、所領ヲ望ム爲メ讒訴ヲ企ツル者ハ讒者ノ所領ヲ以テ他人ニ宛テ給スベシ所帶ナキ者ハ遠流ニ處スベシ又官途ヲ塞ガン爲メ讒言ヲ構フル

者ハ永ク彼ノ讒人ヲ召シ仕ハル可カラズとせり。裁許ニ關ラザルノ輩奉行人ノ偏頗タル由構へ申ス條太ダ以テ濫吹ナリ自今以後不實ヲ構へ濫訴ヲ企テタラン者ハ所領三分ノ一ヲ沒公セラルベシ所帶ナキ者へ追却セラルベシ若又奉行人其ノ誤アラバ永ク召シ仕ハルベカラズ。

第四節 偽謀の罪

其所領に盜賊惡黨を隠し置く時は其盜賊惡黨と同罪たるべし、若し此嫌疑ある時は先づ其地頭を鎌倉に召し其事實の有無明瞭ならざる間は釋放することなし。虚偽の證據に由り正當の境界を超えて他の領地を掠奪せんとし訴訟を爲す者は其境界以外の請求地を測量し、此請求地及び之と同一面積の地面を其者の所領より割きて土地を奪はれんとしたる被告に與ふべし。幕府の臣にして京都の公家門跡の代官たるを利益とし之を望む者は其所領を沒收すべしとせり(二)。

第五節 追加式目

貞永式目は五十一條あり貞永以降北條氏の末世まで之に追加せしもの並に式目に基く判決例の準則となすに足るもの三百六十一條あり世に之を貞永式目新編追加と稱す、此新編追加は多くは刑民法及宗教に關する事

多く官制に關する事殆どなし。建武中興の際は三四年を經過して争亂再び起り其郡縣の制を復興せんとせし政治上の改革は成就せずして止めり(三)。

第貳項 室町織豊時代

第一目 室町時代

室町幕府は貞永式目及新編追加を襲用し、建武五年(曆應元年)より永正五年に至る百七十年間に時勢により改訂補修し、時々沙汰したるもの二百十條あり、世に建武以來の追加と稱するもの是なり。

第一節 領地恩賞に關する法度

左に掲ぐるは其中の官吏に關係ある部分なり。

建武五年七月の御沙汰に、守護ニ補セラルル本意ハ治國安民ノ爲メナリ爲人徳アル者之ニ任ス國ノ爲メ益ナキ者之ヲ改ム可キノ處或ハ勳功ノ賞ヲ募リ或ハ譜代ノ職ヲ稱シ寺社本領ヲ押妨シ所々地頭職ヲ管領シ軍士ヲ預ケ置キ家人ヲ充テ行フ條甚タ然ル可カラズ固ク貞永式目ヲ守リ大犯三箇條ノ外相締ム可カラズ近年引付等ノ奉書ヲ叙用セズ請文ニ及ハズ徒ニ旬月ニ涉リ多ク催促ヲ累ネ愁鬱ノ輩

勝テ計フ可カラズ政道ノ違亂職トシテ斯ニ由ル仍テ違背之科條ニ就キ改定ノ沙汰アルヘシ。尙寺社並本所及武家輩所領等の事に關しては、土貢以下先ツ納メシメ悉ク之ヲ糺シ返サシム可シ猶遲怠者アラバ定置ノ旨ヲ被ラシメ罪科ニ處ス可シ。又曆應三年四月には、近年武家被官人甲乙ノ輩、下知御教書ニ違背シ剩ヘ守護使並使節等ニ對シ合戦狼籍ニ及フ由其聞アリ粹常篇ニ超ユ然ル者ハ別シテ嚴密ノ沙汰アル可シ奉行人文書ニ隨身セシメ直ニ披露セシメ罪名ヲ裁判セラルベシ。恩賞遲引に關しては、忠節拔群ノ輩勳功遲引ノ族理訴沈淪云々宜シク之ヲ訴ヘテ奉行人ニ仰セラル可シ。

第二節 奢侈禁斷

諸司の奢侈を禁じ、修理替物ノ事一年兩度ノ儀ニ止メ年始

一箇度之ヲ改ム可シ但破損在ル所ニ於テハ事體ニ隨フ酒肴ハ假令十結ヲ過ス可カラズ過差ノ儀且衝重以下、書圖彫物一向之ヲ停止スベシ。正月祝亭引出物ノ事重物(甲冑、大刀、刀、絹布、金銀類、唐物類)ヲ止メ銀劔以下輕物ヲ用ユ可シ。衣裳ノ事公家新制ヲ守リ堅他ノ從ニ隨フベカラズ。出仕武具ノ事太刀、刀、事、先例ニ准據シ結構之儀有ル可カラズ次キニ鞍ノ事、龜品ヲ專ラトシ金銀ノ類ヲ交ユ可カラズ。出

仕僮僕ノ事、中間五人舍人二人ヲ過ク可ラズ、將又具力者ヲ召ス事一向之ヲ停止ス可シ。尙建武三年十一月作られたる建武式目十七條ありと雖、是足利尊氏が鎌倉の評定衆たりし眞惠、是圓、玄惠等に政事の要領を下問したるに對し、應答したる意見書に外ならず、故に之を當時の法制として見るべきにあらず、應仁以後徳川氏の江戸幕府に至る百餘年間は亂世にして一統の法制なく、唯一部に割據するもの各自に法制を定めて其部下を治めたるのみ。其中今日に傳はるもの大内家の壁書、北條早雲廿一箇條、朝倉敏景十七箇條、長曾我部元親百箇條及び信玄家法あり。

第三節 大内壁書

大内家の壁書、文明十年六月に定められし、安藝國西條鏡、

城法式目條は六條あり、一當城衆ノ當番名代ヲ以テ勤ムベカラザル事、一當城ノ普請毎日懈怠ス可ラザル事、一縦ヒ城衆ノ知人タリト雖モ城内ニ入ル可カラザル事、一兵糧ヲ置キ無爲ノ時當城衆ニ配ス可ラザル事、一博奕堅固ニ停止ス可キ事、以上「右此旨ヲ背ク輩ニ於テハ御成敗ヲ致ス可キノ由仰出サル、所也仍壁書如件」とあり。又文明十二年十二月には、御沙汰決斷地新御恩ト爲シテ望ミ申ス可カラザル事、「沙汰出來ノ時理非兩方懸隔ニ依テ沒收セラル、所ノ所領ノ事、ヤ、モ

スレバ其身則チ新恩ト爲シテ御扶持ニ預ル可キ由言上ス太々以テ然ルベカラズ自今以後ニ於テハ堅ク制止ヲ加ヘラル、者也此旨ニ背キ披露セラル、奉行人ノ事共ニ以テ罪科ニ處セラル可キノ由仰セ出サ、ル所也」とあり。

第四節 長曾我部百箇條

土佐に於て慶長二年三月廿四日定められし、掟即ち長

曾我部元親百箇條中には、公儀ノ事諸事申付ルヤ否ヤ堅固ニ相勤ム可シ自然緩仕ニ於テハ速カニ成敗ス可キ事、「御上使並ニ御下代御下國ノ時馳走ノ儀精魂ヲ竭ス可シ御振舞ノ送馬其外念ヲ入レ奔走セシメ餘仁ニ抽ヅルニ於テハ褒美ヲ加フ可キニ付其時案内ノ者相添ノ者申ス次第萬氣遣スベキ事、「國中七郡ノ内三人奉行相定ル上ハ彼奉行申付ノ義諸事異議ニ及フ可カラザル事、在所所ニ庄屋相定メ置ク上ハ萬事觸渡ス處毛頭緩ヲ存ス可カラザル事、「寄親其外物頭ノ申ス儀毎事大切ニ存シ毛頭異議ニ及フ可カラザル事、「公事邊女房衆ノ取次堅停止ノ事、裁可相濟後申殘ス儀之在ルニ付重テ言上停止ノ事、「知行役ハ勿論ナガラ大小事ニ寄ラス堅固ニ相勤ム可シ若材木出ス普請等ハ遅參仕ルニ於テハ日數一倍ノ科役タル可シ並ニ賄以下無沙汰候者ハ是又一倍ニテ運上有ル可キ事、「方方へ使、並ニ

奉行遣スニ付公使免許ノ事他國へハ五人前畑安喜へハ三人前中五郡ニハ二人前也少分限ハ是非ニ及バザル事、知行上表仕ル者無力歴然タルニ於テハ召上ケル可シ若シ自由ノ覺悟ヲ以テ上表仕ル者ハ曲事ニ行フ可シ了見ニ及ハザル者ハ其年十二月迄奉公相勤メ其上ヲ以テ上表ス可キ事、國中ノ諸百姓地頭庄屋奉行人ト爲ルヲ隨分アヒハククムヘシ、若相定ハ成リ物以下外リンジノ用所申シ懸ク可カラザル事、勿論毎年相定ル年貢堅ク運上ス可シ毛頭未濟ニ於テハ直分庄屋名主中忽重科ニ行フ可事、奉行人ト爲テ名田散田作仕ノ事堅ク停止ノ事、在所奉行入ヲ遣シ申聞ケル外猥ナル族申扱ヒ最負偏頗之在ルニ於テハ如何様下人タリト雖モ有様ノ通り申上ケルニ於テハ太々以テ褒美ヲ加フ可シ聞付次第糺明之上彼ノ奉行人ハ深ク成敗ス可キ事、國中諸奉行並ニ庄屋何篇毛頭最負偏頗非道ノ儀申扱フニ於テハ其在在所中其外何レノ者ニヨラズ内ト爲リ是ニ言上仕ルニ於テハ褒美ヲ加フ可シ猶以テ糺明ノ上成敗ス可キ事、諸奉行人一在所タリト雖言上ヲ遂ケズ置目等申付タル事停止ノ事、國中ニ於テ奉行等ノ使路次ニテ馬人夫以下舉狀次第馳走ス可シ舉狀ナキ者ハ聊氣遣ス可カラサル事等の條項あり。

第五節 武田定置五十五箇條

武田家に於ては天文十六年六月定置五十五箇條

永祿元年四月九拾九箇條を制定せり世に信玄家法と傳ふるもの是なり。其中に「國中ノ地頭人子細ヲ申サズ忒ニ罪科ノ跡ト稱シ私ニシテ沒收セシムル條甚々自由ノ至也若犯科人晴信ノ被官タラバ地頭ノ綺ヒ有ル可カラズ田畠ノ事ハ下知ヲ加ヘ別人ヲ書ク可シ年貢諸役等地頭へ速ニ辨償ス可シ恩地ニ至ラバ書載スルニ及ハズ次ニ在家並ニ妻子資財ノ事ハ定法ノ如ク職へ之ヲ渡ス可シ、公事沙汰場ニ出ツル後ハ奉行人ノ外披露ヲ致ス可カラズ況ヤ落着ノ儀ニ於テヲヤ若又未ダ沙汰場ニ出デザルニ以前ハ奉行人ノ外タリト雖之ヲ禁スルニ及ハザルベキカ、他國ニ縁者ヲ結ビ或ハ所領ヲ取り或ハ被官ヲ出シ契約ノ條甚ダ以テ違亂ノ基タリ堅之ヲ禁ス可シ若此旨ヲ背ク輩ニ於テハ柄誠ヲ行フ可キ也、被官出仕座席ノ事一兩人定置ク上ハ更ニ之ヲ論ズ可カラズ摠別戰場に非ズシテ意趣ヲ論ズルハ却テ比興ノ次第也、縦ヒ其職ニ任ズト雖國諸法度ノ事違犯セシム可カラズ細事タリト雖披露ニ及ハズ執行セハ早ク彼ノ職ヲ改易セシム可シ等の規定あり。

第二目 織豊時代

第一節 織田法度

織田氏の足利氏に代りて京都を治むるや元龜四年七月京中制度を立て治安秩序を維持したり又天正十年甲信兩州を平定するや之に「國掟」を立て又同年瀧川一益を關東管領と爲し「東國法度」を立てたり(五)其中に「國侍抱へ來ル家來被管等ニ於テハ身ノ暇ヲ與フルノ由本主ノ狀ヲ取來ル程ニ之無クハ相抱フ可カラズ若是ヨリ以前抱へ來ル事有ルニ於テハ返サルベシト本主申理ヲバ其者理不盡ノ害ニアハサルヤウニ示合セ返シ申ベク事」「理不盡ノ疑之アルニ依テ直訴ヲ遂ゲント欲スル輩其主人聞付生害ニ及ビ候ハバ曲事ニ申付ベキノ事等の規定あり。

第二節 豐臣法度

豐臣秀吉の海内統一の業略成るや天正十四年に武家の作法及び農政に關する法度を出せり諸奉公人侍事ハ申スニ及ハズ中間コモノアラシヨ(中間の下働を爲す輕輩ニ至ルマテ其主ニイトマコハズ出候儀曲事ニ候間相抱ベカラズ但マヘノ主ニ相届合點コレアラバ是非ニオヨバザル事となしたり。同年又百姓の武器を携ふる事を禁じ其翌年にはキリシタン禁止の法度を定め天正二十年には海路諸法度を布告せり。其他文祿四年八月二日三日の兩日に制定

されし御誼あり大阪城中壁書と稱するもの是なり。諸大名縁邊ノ儀御意ヲ得テ其上ヲ以テ申定ム可キ事」「大名小名深重契約誓紙セシムル等堅ク御停止ノ事」「小身ノ儀申スニ及ハズ大身タリト雖目懸ノ女房大勢相抱ザル事等を定め違犯の輩は嚴科に處せらるべしとせり(六)

第參項 德川時代

第一目 慣習法期

第一節 慣習と成文

武家時代の法律は今日と異り治者の心得の爲めに制定したる内規なるが故に之を國國に知らしむる爲め公布するの必要なし德川二代將軍の時島田出雲守が二十餘年間町奉行の職を勤め其刑事の斷案を誌して後人に傳へんとせしを將軍之を許さず人事は複雑なるものなり之に反して法あれば法に拘はり實情に遠かるが故に人は法を逃れて惡事を働くやうになるべし書付にするは良しからずとの趣旨にて差止めたり。是も亦慥かに半面の眞理にして徳川氏の始めまでは法律の公布なかりしは事實なり。然るに四代將軍の時訴訟の

判決を記録せしめて成文法の端緒を開き爾後御制度なるものは必らず天下に公布したり其公布の形式は高札觸書等にして其必要に應じ幕府の所領のみならず各藩の辻々浦々に至るまで知れ渡るやうに爲したり故に本書に於て四代將軍以前を慣習法期とし其以後を成文法期とし官吏の服務規律に關する諸法度を説くべし。

第二節 五箇條の法度

徳川氏の覇業成らんとする慶長十七年八月に五箇條の法度を定め諸大名をして之を遵守せしめ之に違背する者を其領内に置かざることと誓はしめたり其一に曰く「一季居ノ事堅ク停止セラル、上ハ侍ノ儀ハ勿論中間小者ニ至ル迄抱ヘ置ク輩ニ於テハ罪科ニ處セラルベキ事」。其翌年六月朝臣ノ法制五條ヲ定ム、老若ニ依ラズ行儀法度に背ク輩ハ流罪ニ處セラルベシ但シ罪ノ輕重ニ依リ年序ヲ定ムベキ事」。晝夜ノ御番、老若、俱ニ懈怠ナク相勤ムベシ、其外威儀正シク相調ベ祇候ノ時刻式目ノ如ク參勤仕リ候様仰セ付ケラルベキ事」。公宴ノ外私ニテ不似合ノ勝負、並ニ不行儀ノ事青侍以下抱ヘ置ク輩ニ於イテハ流罪先條ニ同じキ事等是なり、而して右に關し五攝家並に傳奏より其届ある時は武家よ

り沙汰を行ふべきものとせり、以て朝廷に何等の實權なく幕府の勢力旺盛なるを見るべし。當時の社會の三大勢は武家、公家、僧家なりしが故に豊臣氏亡びて國家統一するや、元和元年七月に於て家康は三條令を布告せり、諸國大名以下を拘束する武家諸法度、關白二條照實と議し勅裁を経て定めたる天子以下朝臣を拘束する公家諸法度、五山十刹より諸山の僧徒を拘束する僧家諸法度は是なり。

第三節 武家諸法度

武家諸法度は世に之を元和令と稱す、家康が林信勝に命じ貞永建武二式に據り作りし者なり。「法度ニ背ク輩ハ國々ニ隱シ置クベカラザル事」。國々ノ大名小名並ニ諸給人、各々相抱フル士卒、叛逆害人タルヲ告クルコトアラバ速ニ追ヒ出スベキ事」。隣國ニ於テ新儀ヲ企テ徒黨ヲ結ブ者之アラバ早ク言上致スベキ事」。諸大名參觀作法ノ事」。國主ハ政務ノ器用ヲ撰フベキ事等を定む。

第四節 公家諸法度

公家諸法度は攝家タリト雖モ其器用無キ者ハ三公攝關ニ任ゼラレズ況ンヤ其外ヲヤ。「器用ノ御仁體年老ニ及バル、ト雖モ三公攝關辭表アルベカラズ但辭表アリト雖再任アルベキ事」。諸家昇進ノ次第ハ其家々舊例ヲ守リ申上ベク但學問、有識、歌道、勸學セシメ其外奉公勞ヲ積ムニ於テハ超越タリト

雖御推任御推叙成サル可ク、下道眞備ハ從八位下タリシト雖才智譽レアリシニ依リ右大臣ニ拜任セシハ尤モ規模タリ螢雪の功棄捐ス可カラザル事」關白傳奏並ニ奉行職等申渡儀堂上地下の輩相背クニ於テハ流罪タルベキ事」罪ノ輕重ハ名例律ヲ守ラル可キ事等を定む僧家諸法度は之を略す。以上三法度制定の翌月家康は天子の勅を奉じ朝廷と幕府との關係を明かにする爲めに、公武法制應勅十八條を發布したりと傳へらるるも後世の僞作なるが如し。

第五節 家康百箇條

徳川百箇條以外に家康百箇條と稱するものあり、家康が隨時下筆して子孫に垂訓せる所にして之を公布せず唯寶庫に秘藏して代々將軍以外は時々大老に内示せしのみなり。而して其中官紀に關するもの少からず攝州川口落城以後、國司領主及び士大夫、我ニ屬スル者八十八人、記録ニ載スル如シ、是ヲ外様ノ賓伏トス、各々隔年交代述職セシム、巡檢ノ代ト爲リ民家ノ安否ヲ檢スベキ事、譜代諸士、凡八千二十三騎、同ジク記録ニ載スル所ナリ、右ノ内十八騎我參州ニ在ルノ日ヨリ古家此ニ書ス、大久保、金森、板倉、土井、大島、阿部、安藤、堀田、永井、小笠原、朽木、土屋、太田、山本、長崎、京極、岡崎、中根此等ノ門葉ノ内器量を撰ヒテ執權職ニ當ツベ

キ事」人ヲ用ヒオヲ擧クル法、譜代ノ士ヲ閣キ、外様ノ士ヲ登サバ則チ内憾ミ、外悔イ、忠臣自ラ喪ハン、人毎ニ聖賢ニアラザルハ必然ノ理ナリ此趣尤モ思慮スベキ事」外様譜代ニ限ラズ數年ノ間領地ヲ引キ替ヘシムルハ久シク其地ニ馴ル、コトアレバ則チ領主ノ志薄弱ニシテ自ラ私慾ヲ恣ニシ竟ニ其民ヲ苦シムルニ至ル故ナリ、地ヲ易ヘシムル事ハ其行跡ニ依ルベキ事」縦ヒ他家外様國司タリトモ志當家ニ伏スル者アラバ熟々其行跡ヲ鑑シ衆議譜代ニ攝スルニ於テ妨ゲザル事」大小國司領主其官祿位次相應ノ行跡ヲ爲サシムベシ、過分ノ事アル大祿國司又ハ高官家門ト雖モ之ヲ戒ムベシ其身ニ於テ尙更將軍職分ヲ守ルベキ事等なり(七)

第二目 成文法期

第一節 成文法を設く

斯の如く武家の制度は鎌倉幕府以來成文法を設くるを主眼とせず、簡易實用を宗とし必要に應じて「掟」^{オキテ}と稱して法度を立てたりしが、徳川將軍家の四代家綱の時評定所留役を置きて訴訟の判決を記録せしめ、又六代家宣以後法度公布の方式として江戸市中及び諸國の辻辻浦々に高札を出し、八代吉宗の享保年間より更に觸書書付覺等の名を以て人民に禁令を布達し、又寛保二

年松平乗邑及び三奉行等に命じて従前の禁令諸法度を編輯し法度書十五冊として適用に便ならしめ且つ刑律上の先例及び享保以後の極を集めて一冊と爲さしむ公事方定書又は評定所定書と稱するもの是なり。

第二節 科條類典

十代家治の明和四年に科條類典を編輯し此公事方定書を下卷となし評定所の典例累代の高札享保以後の觸書書付覺等を蒐集して上卷と爲したり而して公事方定書付百三項なりしが寛政二年松平定信之を修訂して百項と爲せり世に徳川百箇條と稱するもの是なり。されば徳川百箇條は家康百箇條と異なるは勿論にして科條類典下卷と略同一なる所以なり。科條類典上卷によれば寛永十二年十二月告示の評定所掛看板の定は寄合ノ式日毎月二日十二日廿二日(後二日十一日廿一日諸奉行の立合は四日十三日廿五日と改む)若公儀御用之有テ式日延引ニ及ハゞ翌日寄合爲サル可キ事。評定衆寄合場ニ卯刻半罷出申刻退散有ル可キ事。寄合場ニ役者ノ外一切參ル可カラザルハ勿論音信停止ノ事。公事ニ罷出ツル者縦ヒ御直參ノ輩タリト雖モ帶刀脇指ス可カラザル事。元祿十年の私領仕置之儀ニ付壹萬石以上斗江御觸書は一逆罪之者仕置之事一火付致候者仕置之事

右ノ科人之アラバ詮議ヲ遂ゲ一領一家中迄ニテ外エ障之ナキニ於テハ向後伺ニ及ハズ江戸之御仕置ニ准ジ自分仕置申付ケラル可ク候但他所ニ入組候ハゞ月番ノ老中マデ相伺ハル可ク候遠島申付可キ科ハ領内ニ島之無キニ於テハ永牢或ハ親類縁者等エ急度預ケ置ク可ク候江戸市中警衛の爲めに壹萬石以上及び壹萬石以下に辻番を命ずる定なりしが正徳五年四月の條々によれば辻番人數壹萬石ヨリ壹萬九千石迄ノ高ニテ相勤候番人晝三人夜五人ニテ相勤ム可キ事附壹萬石以上組合之無キ辻番相勤メ候面ニハ之ヲ請負フモノニ渡番ニ仕間敷事。貳萬石ヨリ以上ノ高ニテ相勤メ候番人晝四人夜六人ニテ相勤ム可キ事附組合相定メタリト雖人數ノ通り相勤ム可キ事。奉行入御目付衆夜廻リノ面々申渡候御法度ノ趣違背ス可カラザル事又壹萬石以下ノ辻番ノ條々ニヨレバ辻番人數壹萬石以下ハ組合ニテ相勤メ候分ハ晝貳人夜四人ニテ相勤ム可キ事附壹萬石以上組合之ナキ辻番相勤メ候面々ハ之ヲ請負フモノ、渡番ニ仕間敷事なり。

第三節 徳川百箇條

徳川百箇條ハ科條類典下卷と略同一にして普く世に知らるゝ所なるが其中官吏の登庸及び服務規律に關するものに跡式出入取捌ノ事

跡式又ハ養子出入地頭エ掛リ合訴出候トモ先方ノ地頭エ相願フ旨申聞ケ取上申間敷候若シ地頭裁許不審ノ事ニ候ハ、地頭エ承リ届候上猶落着致サズ候ハ、伺ワ可キ事」諸役人非分私曲訴出候ハ、其役人エ一通達シ猶又濟マサル由願出候ハ、其旨相伺御指圖次第取計ヒ裁許ノ儀モ相伺申ヌ可キ事」公事訴訟諸願請負事等ニテ賄賂ヲ遣候者又取持候者名主ハ重過料、組頭過料、又取持候者品ニ寄リ輕追放、但賄賂請候者其品ヲ返シ申出ルニ於テハ賄賂出シ候者並取持人村役人ニ候ハ、役儀取上之ガ平百姓ニ候ハ、過料等の規定あり。

- 一、東鑑、二、貞永式目、式目未練抄、貞永式目抄、環翠軒抄、東鑑、憲法志料、
- 三、建武記、四、建武式目註、五、信長記、六、同上、豊臣氏法度考、憲法志料、
- 七、續日本紀、東府外記、家忠日記、徳川禁令考、徳川太平記、徳川實記、續徳川實記、

第參款 待遇及特典

第壹項 官吏の待遇

第一目 徳川氏以前の待遇

第一節 鎌倉時代

頼朝の幕府を開くや官爵の虚榮を崇ばずして兵政の實權を握る方針なるが故に、其家人を諸國の守護地頭となし大權既に掌中に歸したる後も、其身は正二位大納言の大將たるに過ぎず、其家人の朝官を拜する者あるも制限ありて公卿の清顯を望む者なく、京官を拜するは多くは源氏の一族にして其他は六位に叙せられしもの十餘人に過ぎず、唯大江廣元、三善康信等公卿の關東に仕へし者は特別の詮議を以て其家格に従ふて京官に任ぜられたるのみ。又鎌倉の家人の官名を稱するも四府、檢非違使、四職、受領を以て定則とせり、四府とは左右の衛門四職とは左右京修理、大膳、受領とは國守、權守、介等なり。北條氏は政所の別當と侍所の別當とを兼ね、執權職を以てして四位に叙せられしは頼經將軍の時なり、而して其官職は泰時は武藏守、時頼は正五位下相模守に過ぎず。爾後累代相模守なれば連署たる宗宣の陸奥守、基時の相模守、政所執事二階堂の山城守、評定衆の二階堂行村、隱岐守、中條家長の出羽守たるに對し毫も官職上の上下なき奇觀を呈するに至れり。

第二節 足利時代

足利氏も亦頼朝の偉圖を踏襲せんとし、努めて其朝官の虚

榮を避けんとせしは故なきにあらずと雖、其幕府を京都に開きたるが故に漸次平氏の如く公卿的榮華を飾るに至れり。尊氏は征夷大將軍を以て甘んじ、死して左大臣を贈られたるに過ぎざりしが、義滿に至りて太政大臣たり一家の中大納言たり、四品たりしもの多きに至れり。又其家人の管領に任ずる者は四位に叙するを例とし中には三位に至りしものあり。其他は多くは受領六位の侍にして官途も定まり、鎌倉の例を追ふて武官と外官（地方の受領）とに任ずる者のみなり、されば鎌倉より室町の末葉までは武門の朝官に任ずるは寧ろ稀有の例なりしなり。

第三節 豊臣時代

秀吉の時に至り此前例全く破れ、秀吉自ら關白となり其家人を悉く朝廷の文官に拜任せしめ、内大臣、信雄、大納言、家康、同秀長、中納言、秀次、宰相、秀家、其以下少將四人、侍從二十一人の多きに至れり、又五奉行、其他の家人に治部、刑部、大藏、彈正等八省所轄の官を稱せしめ、其後諸大名中大中納言、宰相、侍從等に昇る者猶少からず、其後五大老は徳川氏の内大臣を始め大中納言に叙せられたるなり。而して陪臣にして侍從四位の者あるに至りては、鎌倉幕府以來の文武官の規格は全く破れたるのみならず、官職位階濫授の傾なきにあらず。

第二目 徳川氏の待遇

第一節 官位

徳川氏の時代に入りて空名の官職位階の濫授を釐革するの必要なかりしが、武家の官位は公家當官の外たるべしとの制規を設け、官職位階に就きて公武互に競争するの弊害を絶ちたり。三代家光の時武家官途僭濫を矯正し自ら太政大臣の拜任を固辭し、將軍の官位は正二位にして執老の職に居る者も容易に四位に昇ること能はざること、し、四代に至り大老は少將に任じ、老中は侍從たること、定まり、國持大名と雖中少將に進むこと稀なるに至れり。官位は家格に依りて定り、大納言にして從二位は尾張、紀伊。中納言、從二位、正三位若くは從三位は水戸、毛利、越前、前田、島津、伊達等。宰相にして正三位、從三位、正四位下又は從四位上は池田、細川、京極、丹羽等。中將にして正四位上下又は從四位上は井伊、會津、佐竹、高松等。少將にして從四位上下は池田（四州）、松平（雲州）、土井、酒井、堀田。其他高家は年功により少將に進む、侍從にして從四位上下は國持大名及幕府の執政、京都所司代、大留守居。又從五位下の侍從は高家の初任とす。四品（從四位下）は大坂城代、側用人、其他十萬石以上の家門譜代の大名中にもあり。以下五從（正なく皆從五位下）

は萬石以上の大名及び旗下の士にして官職にある者、又は三家及び加賀の家老は之に叙す。以上は五位を除くの外皆極官を上げたるものにして代々必らずしも此極官に至りしにあらざり、其以下の官位に在りし者あるは勿論なり、唯其家格は此極官に昇り得べきを定めたるに過ぎず。而して諸大名の所領官位の與奪進退は將軍の權内に在り、従つて其官位も亦悉く將軍より命じて京都所司代に傳へ、傳奏衆を経て聖聞に達し、位記口宣ウチガキを賜はるのみなり、又公卿を除くの外幕府の執奏によらざる者は官位ある者も庶人に同じ。

第二節 官職

江戸幕府の官職は大老、老中、若年寄、右筆、側用人、側衆、奏者番、高家、大目付、目付、寺社奉行、町奉行、勘定奉行、大番頭、書院番頭、小姓組番頭を置き、地方職としては京都所司代、大阪城代、駿府城代、郡代及代官等を置きしは官制の部に於て説明したるが如し。大老は鎌倉幕府の執權、老中は連署、即ち室町幕府の管領なれども大老を置かざる時は老中の筆頭は事實上の大老職なり。大老は老中よりも上位なれば將軍家の會釋も重く老中と同道の時は一二歩も先立つを禮式とす、城内に下部屋あり、掛板に大老の名を書き少し間を置きて老中の名を書く常例なり、日

々登城して上の部屋にて政を執り、老中と同じく退出す、位は從四位上、官は中將又は少將侍従たり(一)。

第三節 老中

老中は奉書連判又は加判の列と謂ふ、四人若くは五人あり、寛永十二年十一月始めて老中月番定めらる上の部屋に在りて政務を執る、即ち政令を施し萬石以上、地方役人を支配す、日々の執務の重なるものは奥右筆、組頭衆の取調を聽取し、御觸事ウチガシは、大目付衆に、政治上の事は同朋頭に書面を以て命令する等是なり、位は從四位下、官は侍従なり(二)。

第四節 若年寄

若年寄は老中事故ある時其代理を爲し有ゆる政務に參與し、三奉行其他諸旗本悉く支配す、六人を定員とし用番を定めて下の部屋に出勤し政務を視ること老中に同じ、位は從五位なり(三)。

第五節 右筆

右筆は奥右筆と表右筆とに分かる。右筆は専ら老中に屬して機密の文書を掌り、表右筆は一般に下す法令の文書を掌る、其員數は時によりて増減あるも奥右筆は元祿十年七月に六人あり、表右筆は享保十二年二月に本城三十人、西城十人と定められたり、日記方(諸政事の記録をなすもの)、分限方(諸家の分限、諸組の除

達等其都度増減の朱點を加へ短冊を張替へ置く者、家督方(隠居、家督等の記録をなす者)、晝詰泊方(當番にして諸向の記録をなす者)等に分かる(四)。當時の右筆は幕末時代の右筆と異り職責も重く従つて相當の人物を以て之に任せしことは、曾我又左衛門、建部傳右衛門、大橋龍慶、久保松雲等の大事の顧問にも備はりし事實に徴して明かなり。左に延寶の武鑑により右筆の俸祿を示すべし。

千石	久保彦右衛門	四百石	神尾小左衛門
二百俵	杉浦半左衛門	二百俵	渡邊七郎兵衛
同	渡邊務四郎	同	小島彦四郎
同	建部與兵衛	同	齋田喜兵衛
同	齋田久太郎	同	松野又右衛門
同	建野惣右衛門	同	大河内一郎左衛門
同	小島次郎左衛門	同	鈴木甚吾左衛門
同	大橋佐兵衛	同	井出五左衛門
同	森新兵衛	同	飯高一郎兵衛
同	鈴木權兵衛	同	富田庄五郎
同	小島久左衛門	同	加茂宮庄右衛門
同	中村平右衛門	二百石	蘆屋清左衛門
同	渡邊四郎衛門	二百石	渡邊孫三郎
同	本目庄左衛門	七百石	

第六節 側用人及側衆 側用人は位は從四位下、官は侍從に任ずるを例とす。側衆は其常務の外將軍出動の時途中にて將軍の意を取次ぎ、或は天災地變に際し奥向の意を傳ふるの職務あり、位は從五位下に叙す。奏者番は位階の定めなかりしもの、如し(五)。

第七節 高家 高家は幕府の儀式典禮を掌る關係上、勅使、公卿、又は上野上使傳奏屋敷御使等の接待掛りの大名に禮式を傳授する職務あり、又將軍の名代を勤むる時は京都金十五枚、時服三、羽織。伊勢金十枚、時服二、羽織。日光金五枚、時服の給與を受く、尙高家廿六家の祿高左の如し(六)。

- 島山(基徳家)五千石、大澤(基昭家)三千五百五十六石、島山(義宣家)三千百餘石、織田(信愛家)二千七百石、六角二千石、織田(信裕家)二千石、戸田二千石、日野千五百三十三石餘、京極千五百石、上杉千四百九十六石餘、吉良千四百二十五石、前田(貞之丞家)千四百石、長澤千四百石、宮原千四百四十石、由良千石、横瀬千石、中條千石、大友千石、前田(長年家)千石、今川千石、織田(信恭家)七百石、土岐七百石、大澤(右膳家)六百石、武田五百石、有馬五百石、品川三百石。

第八節 大目付

大目付は位は從五位下にして祿高は三千石なり、其他三奉行

以下の諸職には叙位祿高等に定めなかりしものゝ如し(七)。

一、職掌録、有司勤仕録、徳川實紀(正續)、藩翰譜 二、同上、明良帶録、泰平年表、
三、同上、四、同上、職員私抄、四季草、貞丈雜記、五、同上、東職記聞、六、明
良帶録、吏微別録、徳川盛世録、七、同上、有司勤仕録、甲子夜話、東職記聞、吏
微別録、台徳院殿御實記(附録)、教令類纂、憲政類典、宮中秘策

第貳項 官吏の特典

第一目 徳川氏以前の特典

第一節 鎌倉及足利時代

武家時代の官吏の特典も實際の必要により其都度規定されしも其の成文の後世に傳はらざるもの多きが如し、秦時の執權時代に規定されし御成敗式目五十一條(世に貞永式目と稱す)の中に、守護地頭等或は勳功により或は官仕の勞により拜領するも、將軍家より所領安堵の教書を受て始めて領有の權利を全ふすべき旨を明に示したり、其他特に官吏の待遇上の規定なし。室町幕府は唯貞永式目及新編追加を襲用し、必要に應じて改訂増補したるに止まり、建武五年より永正五年まで七十年間に凡そ二百十條の御沙汰なるものあり、應仁以後江戸幕府の成立に至る百餘年間は亂世にして統一の法制なく、唯一部に割據しつゝ、

ある豪族の其所領を治むる規定ありしのみ。其中大内家の文明十三年十二月の壁書に宴會の時に於ける待遇の規定及長曾我部、武田兩氏に左の規定あり、以て其一斑を推知すべし。

第二節 諸家の規則

大内家は「近習衆は本膳に御さい三、汁三ツたるべし、」外様衆は本膳にさい三ツ云ひやする一ツたるべしとし。慶長二年三月の長曾我部元親百箇條の中には諸奉行人は路次にて人足馬を徴することを得等の規定あり。天文十六年六月の信玄家法には地頭は年貢諸役を賦課するの權力あるを認めたり。

第三節 豊臣の規則

豊臣秀吉の海内統一の緒に就くや、天正十四年に「定を公布し、其中に服制を定めたり、即ち小袖御服は表裏共に絹を用ゆるを得るも、其他は絹裏を許し表に絹を用ゆるを禁じ、諸侍には尻切(華にて作り道の濡りたる時穿くもの)をばくを禁じ、御供の時は足ナカ(足半ばの草履)とし、又仲間コモノ輩は不斷足ナカたるべしとし、革足袋に裏を着くこと及び仲間コモノの革足袋をハクを禁じたり。而して前陳の長曾我部百箇條及び文祿四年八月の秀吉の御掟追加には何れも領知内の收穫の三分の二は地頭、三分の一は百姓の所得となせしに據り、當時の地頭

の収入を知るに足るべし。

第二目 徳川氏の特典

第一節 諸法度

慶長廿年七月の家康の、武家諸法度によれば諸大名は參勤の際多勢を引率するを禁ぜられたり、百萬石以下二十萬石以上は二十騎を過ぐべからず、十萬石以下は其相應たるべしとし、居城の構營を禁じ假令修補たりとも許可を要す。衣服は君臣上下の別あるべく、白綾、白小袖、紫袷、紫裏、練、無紋、小袖は御免なきものは着用すべからず、又雜人漫りに乘輿すべからずとせり。元和元年七月の公家諸法度によれば、宮中席次は三公（關白、左、右大臣）の下に親王、親王の下に前官の大臣とし、攝家と雖其器にあらざれば三公たるを得ずとせり、諸家の昇進は舊例によるも若し才學徳望ある者は大臣に任ずるを得べし。

第二節 服制

朝廷の服制は左の如し

天子禮服、大小袖、裳御紋十二象、御袍麴塵、青色帛生氣ハシツキ或は御引直衣、御小直衣等の事。仙洞の御袍、赤色椽アカハシ或は甘御衣アマミ。大臣の袍、椽異文アカハシイモノ、小直衣。親王の袍、椽小直衣。公卿、禁色雜袍を着す。大臣の息或は孫、禁色雜袍を着るを聽す。貫主五位

藏人、六位藏人、禁色極藪に至るを着し、麴塵袍を着す、是申下御服の儀なり、晴時下藪と雖之を着す。袍色は四位以上椽、五位緋、地下赤衣、六位深緑、七位淺緑、八位深緑、初位淺緑。袍の紋、善唐艸輪無、家家舊例を以て之を着用す。直衣は公卿は禁色直衣、拜領家は先規に准じて之を着用す。殿上人の直衣は羽林家の外之を着せず。殿上人と雖大臣の息又は孫は禁色を着るを聽す。直衣、布衣、直垂所に隨ふて之を着用す。小袖は公卿衣冠の時綾を着す。殿上人は綾を着せず。練貫は羽林家三十六歳迄之を着す、此外之を着せず。紅梅は十六歳の三月迄諸家皆之を着す、此外平絹なり。冠は十六歳未滿透額帷子、公卿は端午より、殿上人は四月酉加茂祭より普通に之を着用す。

第三節 諸特典

徳川百箇條は徳川の刑律を編纂したるものにして、松平定信の手に成れり、又家康百箇條は家康が隨時執筆して子孫に垂訓せるもの獨り、徳川一家の家憲たるのみならず、政治の大綱を示すものなり。世に所謂斬捨御免なるもの其中に規定されたり、曰く、下賤ノ輩諸士ニ對シ等ヲ踰エ或ハ諸士ノ内陪臣モ亦直臣ニ對シ寛アル意討チ捨テニ於イテ妨ケザル事。秩序を保つ爲めには、諸士

列ノ高下相争ハシムベカラズ役附ノ大小ニヨリ座席ヲ甄別セシムベシ縦ヒ同役同席タリト云フ共高下ヲ争ハシムベカラズ先ヅ官祿多少ヲ以テシ又先役付ヲ上トシ或ハ年老ヲ以テ上トシ互ニ謙退ヲ主トセシムベシ我老ヲ老トスル所ナリ又功臣優遇の法として大老社稷ノ臣年衰ニ及ベバ武王周公ニ對スル禮ヲ以テスベキ事妻妾ノ縁ニ陥リ志士ノ功ヲ微ミスベカラズとせり。

第四款 大名制度

第一項 大名の由來

第一節 大名の語源

大名は上古の國造クニツクリの如く世襲の知事なりしも今日の法律觀念に於ける知事とは其性質を異にするは言ふ迄もなし。大名の語源は王朝時代に在り王朝時代には墾田或は買收せる私田に所有主の名を冠する慣習あり假令は高野冠者重安の重安名田澁谷五郎安清の安清名田の如き是なり(一)此名田を多く持有するを大名と稱し少きを小名と唱へ王朝時代既に大名の數少からざ

りしなり(二)。領主に代りて土地を支配し年貢等を納むるを名主ナヤウシ或は名主職と謂ふ。然るに鎌倉時代に至りて必らずしも名田に限らず單に土地を多く領有し家子郎黨等を養ひつゝある各地の武門の領袖を大名と指稱することゝなれり(三)。

第二節 大名の種類

鎌倉時代の末葉には一族大名守護大名の區別あり(四)。南北朝時代より室町時代の中葉まで守護の勢力盛大にして數國を領有するもの少からず一般に之を大名と稱したり又此頃は國司をも大名と稱したり(五)。然るに室町時代の中葉より戰國時代豊臣時代に亘りて所在豪族の勃興するもの多く往年の守護は漸次衰亡し武略を以て土地人民を兼併し各自一方に割據せり之等を一般に大名と稱したり。されど其領土の廣狹によりて名稱を附したるにあらざるは壹萬石以下のものをも大名と稱したるに徴して之を知るべし然るに一方には又小名或は國持大名の名稱もあり(六)しと雖此頃は領地の大なるを大名小なるを小名とし又は大小を總稱して大名と稱したりしは事實なり。前述の如く鎌倉時代に一族大名守護大名の別ありしが室町時代に領土上より國持准國持の別あり身分の關係上より御供衆外様衆の稱あり戰國時代豊臣時代には此外法師の領

主たるものを法師大名と稱したり(七)。

第貳項 徳川時代の大名

第一 大名の種類及待遇

第一節 大名の區別 徳川時代に入りては一萬石以上を小名とし、十萬石以上を大名となしたるは各種の武鑑に於て十萬石以下を別冊と爲したるに徴して之を知るべし、されど通例は幕府に直隸せる者の中一萬石以上を大名とし以下を旗本と稱したり(八)、又俗に一萬石以上を大名と稱し、數拾萬石を大大名と稱したり、左に當時の大名制度の大略を説明すべし。徳川時代に於ては親疎の關係より家門、譜代、外様の三つに別ち、封土の上より國主(國持に同じ)、准國主、城主、城主格、領主(城を有せざる者)などの稱あり。

第二節 家門

家門とは徳川家康の子孫を封土に據らしめたる親藩の稱なり、即ち尾張紀伊水戸の三藩(所謂三家)と稱するものと、越前家(松平)會津家(保科、後松平と稱す)の五藩是なり。此外家門に准せし者に因幡鳥取の池田、伊豫松山の久松、伊

勢桑名の久松、武藏忍の奥平、石見濱田の松平の五氏あり。然るに是等の親藩も年を経るに従ふて疎遠となる傾ありしが故に、八代吉宗以後連技中より田安、一橋、清水の三家を立つ、其家格は代々八省中の卿に任官するを以て三卿と稱したり、宗家を輔翼する義務と將軍に嗣子なき場合に入りて宗家を嗣く權利を有せしめ、家老以下の諸有司は幕府の任免する所なり。

第三節 譜代

譜代大名とは從來の徳川の支族にして臣下に列したるもの及び徳川氏の祖先以來臣禮を取りたる諸家なり、之に安祥御譜代、岡崎御譜代、駿河御譜代及び其他の御譜代あり。

安祥御譜代

安祥御譜代は酒井、阿部、植村、大久保、石川、本多、青山なり、或は酒井、榊原、大久保、本多、植村、大須賀なりとなすものあり。

岡崎御譜代

は井伊、榊原、鳥居、戸田、永井、水野、内藤、安藤、久世、井上、安倍、秋元、渡邊、伊丹、屋代なり。

駿河御譜代

駿河御譜代は板倉、太田、松平(伊豆守、右京亮、備中守等の家)、西尾、森川、稻葉、藤堂、高木、堀田、牧野、奥平、岡部、小笠原、枋木、諏訪、保科、土岐、稻垣、丹羽、三浦、遠山、加々瓜、

内田、小堀、西郷、奥田、脇坂、京極、毛利（内膳正の家）、山口、柳生、堀、那須、蜂須賀（飛騨の守家）、増山なり。

【其他の譜代】

其他の御譜代とは五代將軍の時譜代となりし秋田、有馬、相馬、水谷、本庄、柳澤及び八代將軍の時譜代となりし加納及び同代に於て譜代に決定せる三家の庶流是なり。

【第四節 参観交替】

大名に關する制度を見るに武家諸法度の規定の外、参勤交替あり、諸大名は皆或期間江戸に滞在し期満つれば暇を賜ふて他の大名と交替して在國す。初め徳川氏の幕府を開くや諸侯の参観の制なく或は二年或は三年に一度参勤せり、而して諸侯の江戸の出入には鷹狩に事を托して將軍自ら東海道は高輪御殿、中仙道は白山御殿、北國は小管御殿に送迎して禮遇を施したり。三代家光の時諸侯の送迎を廢し、寛永十二年六月武家諸法度を下し且つ大名小名の在江戸の交替を定め、外様は毎歲夏四月中に参勤すべき旨を命じ、尋で加賀中納言始め二十六人に就封せしめ、薩摩中納言はじめ五十五人に在府たるべきを傳へらる、是大名四月交替の始めなり。寛永十九年五月譜代大名の交替は六月を定期とし、其

領關東なるは半年を更期とし之を永式と爲す、其後妻子を皆府内に留めしかば諸侯封地に在るよりも参観するを樂むに至れり。文久二年閏八月舊制を改革し、諸大名参観の割は三年目に大約百日を限り在府とし、松平、美濃、守宗、對馬、守、松平、肥前守は大約一月限在府、大廣間、面々、溜詰、同格の者は三年目に一年宛の在府、譜代大名、外様大名、雁之間詰、奏者番、菊間、椽、類詰、交替寄合等は三年目に大約百日を限り出府せしめ、嫡子は参府在國勝手とし、妻子も亦國邑に引取る事隨意と爲さしむ、是對外關係上交替の期を緩うして經費を省き兵備に力を盡さしめんが爲めなり。始め江戸の藩邸に諸侯の妻子を置かしめたるは人質の意味なりしが四代將軍の時之を停めたるも、なほ其正室嫡子を此處に留めて人質に擬したり。諸侯の中に定府と稱し江戸のみに住して参観交替なきものあり、水戸の徳川氏はなり、又萬石以下にても交替寄合は参観交替を爲したり、交替寄合とは萬石以下にても特に其身分格式の大名に准じ其身は在所に居住する者なり、三河の菅沼、但馬の山名等三十餘氏あり（八）。

第二目 課役

第一節 軍役

町幕府には一定の方法なかりしも、江戸幕府に至り慶長二十年に諸侯の石高に應じて左の如く人數騎馬及び兵器を出さしむ(九)。

石高	人數	騎馬	旗	鎧	弓	鐵炮
千石	二三	一	一	二	一	一
千百石	二五	一	一	三	一	一
千二百石	二七	一	一	三	一	一
千三百石	二九	一	一	三	一	一
千四百石	三〇	一	一	三	一	一
千五百石	三三	一	一	三	一	一
千六百石	三五	一	一	三	一	一
千七百石	三七	一	一	四	一	二
千八百石	三九	一	一	四	一	二
千九百石	四一	一	一	四	一	二

二千石	四三	一	一	四	一	二
三千石	一	二	一	五	二	三
四千石	一	三	一	〇	二	五
五千石	一	五	二	〇	三	五
六千石	一	五	二	〇	五	〇
七千石	一	六	二	〇	五	一
八千石	一	七	二	〇	一	一
九千石	一	八	二	〇	一	一
一萬石	一	一〇	三	三	一	二
二萬石	一	二〇	三	五	二	五
三萬石	一	二五	五	七	二	八
四萬石	一	四五	八	七	三	一
五萬石	一	七〇	一〇	八	三	一
六萬石	一	九〇	一〇	八	三	一

七萬石	一〇〇 <small>騎</small>	一五 <small>本</small>	一〇〇 <small>騎</small>	五〇 <small>騎</small>	二五〇 <small>騎</small>
八萬石	一二〇	一五	一一〇	五〇	二五〇
九萬石	一五〇	二〇	一二〇	六〇	三〇〇
十萬石	一七〇	二〇	一七〇	六〇	三五〇

第二節 加番守衛

其他の課役に大阪加番、駿府加番、江戸城門守衛等あり。大阪加番は寛永三年始めて三人を置く後四人となれり、大阪城に交代して中里、中小屋、青屋口、雁木坂の四門を守衛す老中の所管なり、加番は定番に同じ常住にあらざるが故に斯名稱あり、八箇月づゝ在勤す。駿府加番は寛永九年井戸直弘を以て之に補せしに始まる、駿府城にありて城の守衛を掌る當初留守居番といふ、老中の所管にして一人なり、高千石、役料七百俵を給す、席次芙蓉間詰とす、與力十騎同心五十人、之に隸す。

第三節 其他の課役

この他江戸城門の守衛、江戸城並に其附近及寛永増上兩寺、湯島聖堂等の消防等は皆諸大名中より撰びて其任務に服せしめたり。又關所所在地の領主は其警備に當り必要と認めたる邊要の地の守備も便宜に従ふて諸

大名に命じたり。尙各種の土木役を賦課し、罪人を預け、公家衆の下向、朝鮮使節來聘の際の如きは皆其接待役を大名中の或者に命ずるの制度なり(一〇)。

第三目 家格及任官

第一節 殿中席次

武家即ち大名の家格あること公家に攝家、清華、大臣家、羽林家、新家の別あるが如し。武家は將軍家との關係にて三家、三卿、連枝、越前家、譜、第、外様の別あり、又領土の上より國主(國持家)、城主、領主の別あること前述の如し。而して其家格によりて官位昇進、殿中の座席より供連よまの相違に至るまで皆一定の例規を存す。殿中の席次は國主及准國王は大廣間、松の間なるも前田、越前の二家は大廊下席なり、譜代の官位高き者及三家の庶流、支封は大廣間に候す、未だ四品に至らざる者は帝鑑の間に列す、其他の譜代は帝鑑の間に外様は柳の間に候す(一一)。

第二節 任官

要箇辨志其他に據りて任官の列を左に掲ぐ

- 大納言 從二位 亞相
- 尾張極官
- 中納言 從三位 黃門

尾張御家督。水戸極官。御三卿准之
參議 從三位 宰相

尾紀大納言之時御嫡式御家督三年程、水戸御家督御三卿同
正四位

加賀極官

中將 從三位 羽林中郎卿

尾紀御嫡初官。御三卿同。水戸御家督無程宰相黃門之時、御嫡此任

正四位上 井伊掃部頭極官

正四位下 加賀家督。越前守極官

從四位上 薩摩陸奥讃岐守各極官

少將 從四位 羽林次將

水戸御嫡初官 加賀嫡初官

從四位 越前家督。高家極官

從四位下 尾紀御次男御三男初官極官。松平右京大夫松平攝津守各極官。薩

摩陸奥家督。國持十四家極官。

侍從 從四位上

越前嫡初官

從四位下 松平攝津守。松平左京大夫初官。水戸御次男御三男初官極官。井

伊掃部頭。松平肥後守。松平讃岐守嫡子家督共。薩摩陸奥嫡子。酒井雅樂頭

松平大和守、松平隱岐守、小笠原大膳大夫、酒井左衛門尉、榊原遠江守、立花左近將監

丹羽加賀守、松平彈正大弼、南部大膳大夫各極官。從五位下 高家初官。

四品 從四位下 中大夫

御老中無程任侍從 御側御用人。大阪御城代。松平大學頭。松平播磨守兩家

嫡。尾張御四男初官 松平彌正大弼嫡、松平左兵督、松平淡路守、松平備後守、松平

甲斐守極官。宗對馬守嫡極官

從五位下 朝散大夫

萬石以上 但松平和泉守、松平遠江守筆頭也。城主嫡四品以上嫡。御側衆駿府

御城代、伏見奉行、御留守居、御三家御附兩人宛。御三卿御家老、大目附、町奉行、御勘

第四款 大名制度 第貳項 徳川時代の大名

定奉行、御作事奉行、御普請奉行、小普請奉行、遠國奉行、西丸御留守居、御小姓衆、中奥御小姓、御臺様御用人、御簾中様御用人、御小納戸頭取、御三家御家老、加賀家老

第四目 領地

大名の領地に就きては徳川幕府の創始以來變動少からざるが故に左に明治二年現在の領地石高を掲げ併せて其家格を示すべし。

姓	名	領所	領地	石高	家格	
					詰所	家門關係
植村	正邦	山城淀	一〇二、〇〇〇	雁之間	譜第	領土關係
柳澤	保家	大和高	二五、〇〇〇	帝鑑之間	譜第	領土關係
片桐	貞篤	郡山	一五一、二八八	帝鑑之間	譜第	領土關係
柳生	信益	小泉	一一、〇〇〇	柳之間	外第	領土關係
柳生	俊益	柳本	一〇、〇〇〇	柳之間	外第	領土關係
永井	長易	芝生	一〇、〇〇〇	柳之間	外第	領土關係
永井	直哉	羅村	一〇、〇〇〇	柳之間	外第	領土關係
平野	長裕	田原	一〇、〇〇〇	柳之間	外第	領土關係
北條	氏恭	河内狭山	一〇、〇〇〇	柳之間	外第	領土關係

高木	正坦	丹南	一〇、〇〇〇	菊之間	譜第	陣屋	子
岡部	長職	和泉岸和田	五三、〇〇〇	帝鑑之間	譜第	陣屋	子
渡邊	章綱	伯耆	一三、五二〇	菊之間	譜第	陣屋	子
松平	忠興	攝津尼ヶ崎	四〇、〇〇〇	帝鑑之間	外第	陣屋	子
九鬼	隆義	三田	三六、〇〇〇	柳之間	外第	陣屋	子
永井	直諒	高槻	三六、〇〇〇	雁之間	外第	陣屋	子
青木	重義	麻田	一〇、〇〇〇	柳之間	外第	陣屋	子
藤堂	高猷	伊勢津	三二二、九五〇	大廣間	外第	陣屋	子
本多	忠貫	神戶	一五、〇〇〇	帝鑑之間	譜第	陣屋	子
増山	正同	長野	二〇、〇〇〇	雁之間	外第	陣屋	子
土方	雄志	鳥野	一一、〇〇〇	柳之間	外第	陣屋	子
久松	定教	桑名	六〇、〇〇〇	溜之間	家第	陣屋	子
石川	成之	桑名	六〇、〇〇〇	帝鑑之間	外第	陣屋	子
藤堂	高邦	久居	五三、〇〇〇	柳之間	外第	陣屋	子
稻垣	長敬	志摩鳥羽	三〇、〇〇〇	帝鑑之間	譜第	陣屋	子
徳川	慶勝	尾張名古屋	六一九、五〇〇	大廊下	三家第	陣屋	子
成瀬	正肥	犬山	三五、〇〇〇	無席	譜第	陣屋	子
本多	忠直	三河岡崎	五〇、〇〇〇	溜間格	譜第	陣屋	子
大河内	信古	豊橋	七〇、〇〇〇	溜間格	譜第	陣屋	子

大河内輝照朝彰	酒井忠忠	秋元禮	大内給乘	内堀藤正	堀田直	眞田幸親	堀多助	本野康	牧田光	戸田頼忠	内藤頼忠	諏訪頼忠	松平忠忠	青木山幸	本莊道	戸田氏友	遠山乘	松平正氏	竹腰正氏	戸田氏共
高館上野	龍岩須松飯飯小松高高信濃	岡村	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
八二〇〇〇〇〇	一六〇〇〇〇〇	一五二〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	一七〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇〇	一五〇〇〇〇〇	六〇〇〇〇〇〇	三三〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇〇	五三〇〇〇〇〇	四八〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	一三〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇
雁之問	雁之問	菊之問	菊之問	柳之問	帝鑑之問	柳之問	帝鑑之問	雁之問	帝鑑之問	雁之問	帝鑑之問	雁之問	帝鑑之問	雁之問	帝鑑之問	柳之問	柳之問	柳之問	柳之問	柳之問
譜	譜	譜	譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜
第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第
城	城	城	陣	陣	陣	陣	陣	陣	陣	陣	陣	陣	陣	陣	陣	陣	陣	陣	陣	陣
子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子

松永平井義勇	市橋長義	稻垣太清	遠藤胤清	堀部貞貞	分部光明	加藤貞實	井伊直憲	本多康徳	本堂親久	細川久	井上巳	新庄敬	松平頼位	石川總管	中山信徵	山口弘達	松平頼策	牧野貞寧	土屋舉直	
高美加須納	西山大	三宮大	宮大	水大	彦大	近江大	志田	志田	志田	志田	志田	志田	志田	志田	志田	志田	志田	志田	志田	志田
三〇〇〇〇〇〇	一八〇〇〇〇〇	一三〇〇〇〇〇	一三〇〇〇〇〇	一三〇〇〇〇〇	二五〇〇〇〇〇	二五〇〇〇〇〇	六〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	一六〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇〇	二五〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇〇	八〇〇〇〇〇〇	九五〇〇〇〇〇	九五〇〇〇〇〇	
大廣之問	柳之問	柳之問	柳之問	柳之問	柳之問	柳之問	柳之問	柳之問	柳之問	柳之問	柳之問	柳之問	柳之問	柳之問	柳之問	柳之問	柳之問	柳之問	柳之問	柳之問
家譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜
門第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第
陣城	陣	陣	陣	陣	陣	陣	陣	陣	陣	陣	陣	陣	陣	陣	陣	陣	陣	陣	陣	陣
屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋
子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子

松平信安	六郷政鑑	戸澤正實	酒井忠寶	佐竹義亮	上杉茂憲	水野忠弘	松前修廣	織田壽童	米津政丸	本多忠敏	内藤憲伸	津輕承憲	松平頼方	南平信順	南部信順	田村崇顯	秋田映季	丹羽長裕	阿部正功	相馬季胤	
上本ノ山	本庄	新庄	大泉(庄内)	秋田	米澤	出羽山形	函天	長長	泉長	湯長	黒石	守山	七戸	八戸	一戸	三戸	二戸	二戸	二戸	二戸	中村
二七、〇〇〇	二〇、〇〇〇	六八、二〇〇	一〇〇、〇〇〇	二〇五、八〇〇	一四七、二四八	五〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一八、〇〇〇	一一、〇〇〇	一八、〇〇〇	一四、〇〇〇	一〇、〇〇〇	二九、三二二	一〇、三八四	二〇、〇〇〇	二七、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇
帝鑑問	柳之問	帝鑑問	溜問格	大廣問	大廣問	雁之問	柳之問	柳之問	菊之問	帝鑑問	帝鑑問	柳之問	大廣問	柳之問	大廣問	柳之問	帝鑑問	大廣問	雁之問	帝鑑問	
譜外	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	
第城	第城	第城	第城	第城	第城	第城	第城	第城	第城	第城	第城	第城	第城	第城	第城	第城	第城	第城	第城	第城	
子	子	子	伯	侯	伯	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	

南伊部	伊達	安藤	津輕	松平	戸田	足利	有馬	堀田	鳥居	大久保	大田	大田	大田	大田	吉井	土岐	前田	松平	板倉	松平
盛仙	磐城	弘前	陸奥	高喜	吹佐	足野	壬利	鳥生	大原	黒田	下野	吉沼	七市	小幡	安橋	前橋	松平	板倉	松平	松平
一三〇、〇〇〇	二八〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一一、一三九	一〇、〇〇〇	一六、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一七〇、〇〇〇
大廣問	大廣問	雁之問	大廣問	溜問	無席	無席	菊之問	帝鑑問	帝鑑問	帝鑑問	雁之問	柳之問	柳之問	雁之問	大廣問	帝鑑問	柳之問	帝鑑問	雁之問	大廣問
外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜	外譜
第城	第城	第城	第城	第城	第城	第城	第城	第城	第城	第城	第城	第城	第城	第城	第城	第城	第城	第城	第城	第城
子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子

山名義濟村岡	仙石久利出馬石岡	高極高厚但馬豐岡	牧野弼成	京極高宗陳武	本庄高宗陳武	織田信親	小田信親	九鬼隆備	青山忠敏	谷山信正	松平信正	朽木爲綱	牧野忠泰	堀澤之光	柳澤直德	松平直德	柳澤直德	伊野忠毅	井伊直安
一、〇〇〇〇	三〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一、一、一四四	三五、〇〇〇	七〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二六、七一	一九、五〇〇	六〇、〇〇〇	一〇、〇八二	五〇、〇〇〇	三二、〇〇〇	一、〇〇〇〇	一、〇〇〇〇	一、〇〇〇〇	一、〇〇〇〇	一、〇〇〇〇	二四、〇〇〇	二〇、〇〇〇
柳之間	柳之間	柳之間	菊之間	雁之間	雁之間	柳之間	柳之間	柳之間	雁之間	柳之間	帝鑑之間	帝鑑之間	帝鑑之間	帝鑑之間	帝鑑之間	帝鑑之間	帝鑑之間	帝鑑之間	帝鑑之間
外様	外様	外様	譜第	譜第	譜第	譜外	譜外	譜外	譜外	譜外	譜家	譜家	譜家	譜家	譜家	譜家	譜家	譜家	譜家
陣屋	陣屋	陣屋	陣屋	陣屋	陣屋	陣屋	陣屋	陣屋	陣屋	陣屋	陣屋	陣屋	陣屋	陣屋	陣屋	陣屋	陣屋	陣屋	陣屋
男子	男子	男子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子

堀原直弘	溝口直政	内藤政直	前田利同	前田利慶	前田慶寧	間部詮長	小笠原長守	酒井忠經	土井利恒	有馬純昭	松平茂昭	酒井忠祿	生駒親敬	上杉忠匡	佐竹義理	岩城義彰
村高松	新田	越後發村	越中富山	大聖寺	加賀金澤	越前山	越前山	越前山	越前山	越前山	越前山	若狭小濱	若狭小濱	若狭小濱	若狭小濱	若狭小濱
三〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	三二〇、〇〇〇	一〇三、五五六	一五、〇〇〇	二二、五〇〇	一〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
柳之間	大廣間	帝鑑之間	柳之間	大廣間	大廣間	雁之間	帝鑑之間	雁之間	雁之間	雁之間	大廣間	帝鑑之間	柳之間	帝鑑之間	柳之間	柳之間
外様	外様	外様	外様	外様	外様	譜第	譜第	譜第	譜第	譜第	譜家	譜第	外様	外様	外様	外様
城	城	城	城	城	城	陣屋	陣屋	陣屋	陣屋	陣屋	陣屋	陣屋	陣屋	陣屋	陣屋	陣屋
子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子

銅島直虎	鍋島直彬	五島盛徳	大村純熙	松浦詮大	鍋島直大	小笠原長國	松平親貴	中川久昭	大給近説	久留島通靖	毛利高謙	木下俊愿	稻葉久通	小笠原貞正	奥平昌遇	小笠原忠忱	立花種恭	立花鑑恭	有馬頼成	
小島城	鹿島城	福江(五島)村	大平戸	佐賀津	肥前唐津		杵筑	岡内	府森	佐伯	日田	豊後白杵	千津	中津	豊前香春(小倉)	三池	柳川	筑後久留米		
七三、二五二	二〇、〇〇〇	一、二、六〇〇	二七、九七七	六一、七〇〇	三五七、〇〇〇	六〇、〇〇〇	三二、〇〇〇	七〇、四四〇	二一、二〇〇	一一、五〇〇	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一一九、六〇〇	二一〇、〇〇〇	
柳之問	柳之問	柳之問	柳之問	柳之問	大廣問	帝鑑問	帝鑑問	柳之問	帝鑑問	柳之問	柳之問	柳之問	柳之問	帝鑑問	帝鑑問	帝鑑問	柳之問	大廣問	大廣問	
外様	外様	外様	外様	外様	外様	譜第	外様	外様	外様	外様	外様	外様	外様	譜第	譜第	譜第	外様	外様	外様	
陣屋	陣屋	城	城	城	城	城	城	城	城	陣屋	城	城	城	城	城	城	陣屋	城	城	
子	子	子	伯	伯	侯	子	子	子	子	子	子	子	子	子	伯	伯	子	子	子	

黒田長徳	黒田長知	山内豊誠	山内豊範	加藤泰令	一柳頼紹	伊達宗敬	松平頼英	伊達宗徳	久松定法	加藤泰秋	久松勝成	京極高興	京極朗敬	松平頼聰	蜂須賀茂詔	水野忠幹	安藤直裕	徳川茂承
筑前福岡	筑前福岡	高知新田	土佐高知	新谷	小松	吉田	西條	宇治	今和	大洲	伊豫山	多津	丸亀	讃岐高松	阿波徳島	新宮	田邊	紀伊和歌山
五〇、〇〇〇	五二〇、〇〇〇	一三、〇〇〇	二四二、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五一、五一二	一二〇、〇〇〇	二五七、九〇〇	三八、〇〇〇	三八、八〇〇	五五五、〇〇〇
大廣問	大廣問	柳之問	大廣問	柳之問	柳之問	柳之問	大廣問	大廣問	帝鑑問	柳之問	溜之問	柳之問	柳之問	溜之問	大廣問	無席	無席	大廊下
外様	外様	外様	外様	外様	外様	外様	外様	外様	外様	外様	外様	外様	外様	外様	外様	譜第	譜第	三家
陣屋	陣屋	陣屋	陣屋	陣屋	陣屋	陣屋	陣屋	陣屋	陣屋	陣屋	陣屋	陣屋	陣屋	陣屋	城	城	城	城
子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	侯	男	男	侯

第四款 大名制度 第貳項 徳川時代の大名

宗義達	島津忠義	島津忠義	秋津忠義	内月種	伊藤政舉	伊藤祐歸	細川行真	細川利永	相良頼基	細川昭邦	松浦監脩	鍋島直紀	松平忠和
對馬殿原(府中)	薩摩鹿兒島	佐土原	高鍋	延岡	日向肥	日向肥	宇高土	高瀬	人吉	肥後熊本	平戸新田	蓮池	島原
五二、一七四	七七〇、八〇〇	二七、〇七〇	二七、〇〇〇	七〇、〇〇〇	五一、〇八〇	三〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	二二、〇〇〇	五四〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五二、六〇〇	七〇、〇〇〇	
大廣間	大廣間	大廣間	柳之問	帝鑑問	柳之問	柳之問	柳之問	柳之問	大廣間	大廣間	柳之問	柳之問	帝鑑問
外様	外様	外様	外様	外様	外様	外様	外様	外様	外様	外様	外様	外様	外様
城	城	城	城	城	城	陣	陣	陣	陣	陣	陣	陣	陣
伯	公	伯	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子

二七八

- 一、吾妻鏡、本朝世紀
- 二、顯廣王記、春日社文書、東寺百合文書、東大寺文書
- 三、平家物語、四、書札法式拔萃
- 五、勢州軍記
- 六、朝日物語、賀越關爭記
- 七、川角太閤記、卜齋記
- 八、明曆武藏鑑
- 八、天保武鑑、徳川盛世錄、徳川實紀、讀徳川實紀、徳川禁令考、要隘辨志、憲教類典、武家殿制錄、殿居囊、泰平年表、藩翰譜
- 九、青標番
- 一〇、大阪城由來記、主關合結記、大阪城誌、

要兵地誌、良明帶錄、吏徴、柳營秘鑑、宮中秘策、武鑑、江戸の花、徳川禁令考、御仕置類例集、一一、有職袖中抄、徳川盛世錄、徳川氏官制、要隘辨志、

第四章 明治維新の官吏

第壹款 廢藩置縣以前の官吏

第壹項 官制

第一目 太政官三職制

第一節 王政復古

慶應三年十月十四日將軍職徳川慶喜表を上て大政を奉還す。十二月九日詔して之を聽し、鎌倉幕府以來武門の手に在りし統治の大權始めて朝廷に恢復す。舊幕時代には、朝廷は唯官位を授け、學問を奨勵し、寺院を管する等の事を親らせるに止まり、行政上の機關頗る簡單なりしかば、今や萬機を親裁するに及んで、朝廷を革めて完全なる中央政府の組織最も急務となれり。

備考 第四章明治維新の官吏及第五章現代の官吏は法律、命令、沙汰、達、詔書、太政官日誌、法令全書、官員錄、職員錄、及官報等を資料とし、尙當時局に在る者の書簡文書、記録等をも參考し成るべく原文の體を失はざるに留意したり。此兩章は便宜上各項末に參考を掲げず、文中、()の符號内に其出處年月を示したり、而して法令は法律又は當局官廳及

發布の年號、番號を掲げ、未だ發布種類を示さざる時代は年號及番號のみを掲げたり。法令の番號なき時代は暫く所載の法令全書番號の數字のみを掲げ、法令の號數を設けたる時代と區別す、又表中官名の下の數字は定員を示すものなり。

第二節 假に三職を置く

乃ち王政復古の大號令を發すや、之と共に攝政、關白、征夷大將軍以下内覽、勅問、御人數、國事御用掛、議奏、武家傳奏、守護職、所司代等の職を廢し、假に總裁、議定、參與の三職を置き、百般の政務を掌らしむ(慶應三年十月九日詔)。三職一定の職掌を定めず、太政官代に出で、互に國事を評決す。同月十五日參與を分つて、上下の二とし、上參與は堂上より、下參與は藩士より補したるを稱す、而して總裁は凡そ一人、議定は凡そ十人、參與は凡そ上參與五人、下參與十五人、計二十一人を置きたるも、固より定員あるにあらず。

第三節 三職七課

慶應四年正月十七日三職を常置の官とし、神祇、内國、外國、海陸軍、會計、刑法、制度の七課とし、太政官と總稱す。太政官は總裁之を總理し、七課は議定之を分督し、參與之を分務す。その職制左の如し(慶應四年正月十七日三職分課令)。(備考。慶應四年正月十七日發布三職分課には神祇事務課の職制を缺ぐも、同職員中に神祇事務總督及掛を載す便宜之を表示す。)

總裁	議定						參與					
	神祇事務總督	內國事務總督	外國事務總督	海陸軍務總督	會計事務總督	刑法律事務總督	神祇事務	內國事務	外國事務	海陸軍務	會計事務	刑法律事務
總裁	掛						掛					
總裁	掛						掛					

總裁は凡そ一人を置くも、總督及び掛は議定及び參與を分任し、各事務課數名宛の總督及び掛を有して定員なし。

第四節 三職七課職制 三職及び七事務總督、七事務掛の職掌左の如し(慶應四年正月十七日三職分課令)

總裁 是萬機を總裁し、一切の事務を決す。

議定 是事務各課を分督し、議事を定決す。

參與 是事務を參議し、各課を分務す。

內國事務總督 是京畿の庶務及び諸國の水陸運輸、驛路、關市、都城、港口、鎮臺、市尹の事を督す。

外國事務總督 是外國との交際、條約、貿易、拓地、育民の事を督す。

海陸軍務總督 是海軍、陸軍、練兵、守衛、緩急軍務の事を督す。

會計事務總督 是戶口、賦役、金穀、用度、貢獻、營繕、秩祿、倉庫の事を督す。

刑法律事務總督 是監察、彈劾、捕亡、斷獄、諸刑律の事を督す。

制度寮總督 是官職、制度、名分、儀制、撰叙、考課、諸規則の事を督す。

神祇事務總督 是其の職制を載せざるも、凡そ國祖祭祀の事を督す。

掛 是各專屬事務課の事務を糾判す。

第五節 徵士、貢士 同時に徵士及び貢士の制を設く、徵士は多く參與職任用の方法たるも、亦貢士と共に下の議事所に入り、議事官たり。其の職制左の如し(慶應四年正月十七日三職分課令)

徵士 是諸藩士及び都鄙有才の者、選舉拔擢されて、參與職に任じ下の議事所にありて議事官たり。又分課に因て其の課の掛となる者は、其の事務を專務す。

貢士は藩士その主の撰に任せて下の議事所へ差出すものなり。則ち議事に與り、輿論公議を採るを旨として設く。

第六節 三職八局

同年二月三日職制を更定して、神祇以下の七課を局と改稱し、之に總裁局を加へて三職八局の制を定む。三職の分課及び八局の職制左の如し。

八局	三職		參與職	
	總裁職	議定職	參與	職
總裁局	總裁	副總裁	顧問	辨事
神祇事務局	輔弱			史官
内國事務局				筆生
外國事務局				官掌
軍防事務局	督	輔	判事	書記
會計事務局	督	輔	權判事	筆生
刑法事務局	督	輔	判事	局掌
制度事務局	督	輔	權判事	局掌

三職の職制は異變なきも、總裁局に副總裁を置き、總裁を輔けてその職を行ふ。總裁局には正副總裁の外、輔弼、顧問、辨事、史官及び筆生、官掌を置き、副總裁及び輔弼は議定之を分掌し、顧問及び辨事は參與之を分掌す。神祇以下七局に督、正權輔、正權判事及び書記、筆生、局掌等を置き、督は議定、正權輔は議定及び參與、正權判事は參與之を分掌す。

第七節 八局の職掌

八局中神祇以下七局は大政の分課にて、總裁局之を總べ、七局と總裁局は自らその性質を異にす。

總裁局は總裁職の居る所にして、總裁此處にて萬機を總べ、一切の事務を決定す。總裁職の次官として輔弼を置き、總裁を輔けてその職務を行ひ、萬機の諮問機關として顧問を置き、局務は辨事之を糺判し、史官を置きて詔奏を勘し、文案を勘署せしむ。神祇以下七局の長官は督にして、その下に次官として正權輔を置き、局務は正權判事之を糺判す。

神祇事務局

は神祇、祭祀、祝部、神戶の事を督す。

内國事務局

は京畿の庶務及び諸國の水陸運輸、驛路、開市、都城、港口、鎮臺、市尹の事

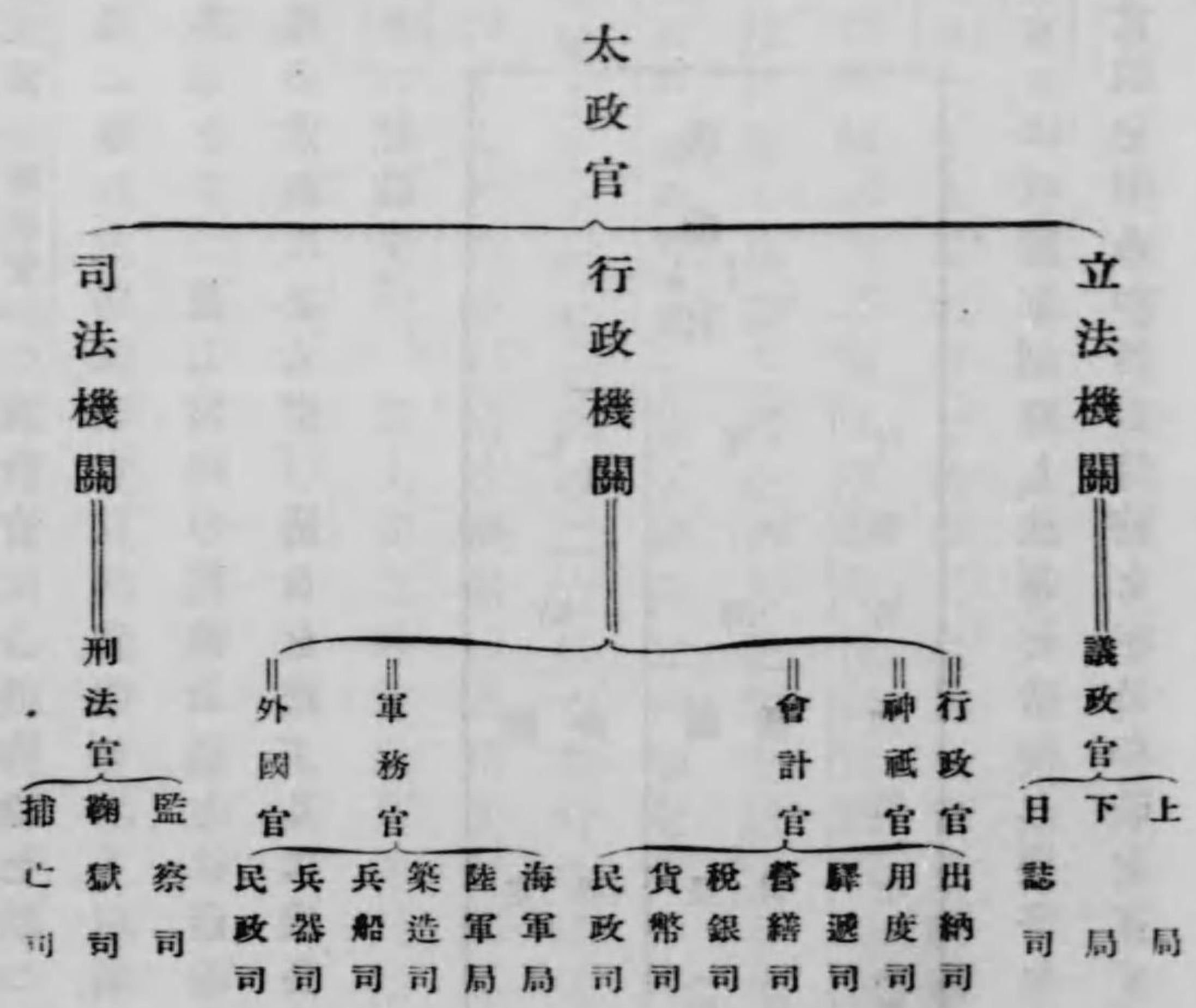
を督す。

- 外國事務局 是外國との交際條約、貿易、拓地、育民の事を督す。
- 軍防事務局 是海軍、陸軍、練兵、守衛、緩急軍務の事を督す。
- 會計事務局 是戸口、賦役、金穀、用度、貢獻、營繕、秩祿、倉庫及び商法の事を督す。
- 刑法事務局 是監察、彈劾、捕亡、斷獄、諸刑律の事を督す。
- 制度事務局 是官職、制度、名分、儀制、選敘、考課、諸規則の事を督す。

第二目 太政官三權分立制

第一節 太政官三權分課 三職制時代は未だ維新更始の時代を出でず、朝令暮改その歸着する所を知らず。稍、秩序的に官制の制定を見たるは、閏四月二十一日太政官全部の改革を行ひ、政體書を頒ちて三權分立の新制度を布きたるに始まる。乃ち三職八局を廢し、五條の御誓文を旨として、所謂萬機公論に決するの途として、は議政官を興し、以て立法の權を執らしめ、所謂大に經綸を行ふの途としては行政官及び神祇、會計、軍務、外國の四官を置き、以て行法の權を執らしめ、別に刑法官を置きて司法の權を執らしむ。諸官執務の便宜により局及び司の分課を置き、政令二

途に出づるを避くる爲め、諸官を太政官に總轄す。即ち太政官の分課次の如し。



第二節 議政官

議政官は公議輿論を執つて國政を議する機關なり、之を上下の二局に分ち、上局は議定及び參與を以て組織し、下局は藩論を代表すべき貢士を以て議員とす。蓋し當時の輿論公議とは藩論を指したるものにて、未だ國民一般の意見の意義にあらず。議員を總ぶるに議長を置き、又別に

日誌司を設く。

議政官		上局	議定	史官 四人
		下局	議長 (辦事) 二人 議員 (貢士)	筆生
日誌司	知司、事 (史官)	判司事		

議定は政體を創立し、法制を造作し、機務を定決す。また三等官以上を銓衡し及び賞罰を明らかにし、條約を定め、和戰を宣する等の事を掌る。内二人は輔相を兼ねぬ。

參與は掌る所議定に同じ。

史官は文案を勘署し、事を受けて上抄し及び日誌を作る。

下局議長は下局の議事を整理す、辨事より兼ねぬ。

議員は上局の命を承けて、租税の章程、驛遞の章程、造貨、造幣、權量の規定、外國との新條約締結、内外通商の章程、拓疆、宣戰、講和、水陸捕拿、招兵、聚糧、兵賦、城砦、或は武庫を藩地に築く事、藩と藩との争訟等を議する事を掌る。

第三節 議政官上局

蓋三權分立の制を布くや、泰西就中米國の制度に倣ひ、立法の權を重くして、行法司法の二官は立法官の議定せし成規法則を施行するに過ぎざる官たらしめたるが、議政機關の運用や、封建專制政治に慣れ、漸く之を脱したる儘の日本に適合せず。其上局は議定、參與等純然たる行政官より成り、下局は貢士を以て議員とするも、上局の命を承けて其諮問に應答するに止まれり、加之其應答たるや多く空理空論に流れて、實際に適切なるものなかりしかば、獨り行政官の勢力旺にして、議政官は有名無實の機關となり、遂に九月三日沙汰を以て、姑く議政官を廢し、議定、參與兩職、並に史官共その儘行政官に入り、輔相の次に列して機務を商議

することゝす。翌年四月十二日議政官を政體書の舊に復し(明治二年)五月七日上局會議を仰出され無職の官堂上諸侯及び中下大夫も會議に出席せしめたるが五月十三日上下議局を開くを以て議政官を廢し、上局に議長、副議長、議員を置き、議定及參與は行政官に入りて、純然たる行政官となれり(明治四年)。

第四節 議政官下局

下局の議員は貢士を以て充て、五月二十七日更めて諸藩に令し、從來諸藩留守居役を以て公務を取扱ひ來れるを不相當とし、公務人を設けて之を扱はしむるに及び、貢士を以て公務人とし、都て朝廷に關係せる事件を取扱はしむ。

公務人 は國論を代表す可きは勿論にして、朝廷にありては公務人即ち貢士にして藩論の代表者たり。公務人の定員は貢士に同じく、定員の外に助役を置き、病氣等の節御用事件、傳達等の事に限り委するを得べし。八月二十日公務人の稱を改めて公務人と唱ふ。

公議人 はその職は議員にして朝命を奉承し、藩情を達するを旨とす。その定員は貢士に同じ。

然るに議政官の實果舉らず、姑く之を廢するに及び、十一月十九日議事體裁取調所を設け、公議人を管轄して、なほ建言、伺、届等を致さしめたるが、十二月六日公議所を設け、更に翌年五月十三日上下議局を開かるるに臨み、全く議政官より離れて、其下局となり(明治四年)七月八日更に集議院と改稱す(明治二年)。

第五節 行政官職制 行政官は行政を總轄する最高官廳にして、輔相二人を置き、てその長官とし、次の諸職員を置きて官務を行ふ。

輔相 (議定) 二人	辨事 十人	史官 六人	官掌
	權辨事		守辰
			使部

輔相 は天皇を輔佐し、議事を奏宣し、國內の事務を督し、宮中の庶務を總判す。議定より兼ね。

辨事 は内外の庶事を受付け、宮中の庶務を糾判するを掌る。

權辨事 は職掌本官に同じ。

史官 は詔奏を勸し、天案を勸署し、稽失を檢出するを掌る。

第六節 行政官制の變遷

明治元年九月三日議政官を廢し、議定、參與、史官共に行政官に入り、輔相の次に列して機務を商議す。十月二十九日辦事の分課を定め、宮内、内侍所以下六課とし、夫れ夫れ引受の辦事吟味を遂げ、調印の後議、參與兩職へ差出し、別に權辨事中御記録掛を置き、日々議決の事件を分類編纂して一部の記録とす。總て議政官合併の爲めの變革なり。翌年四月議政官は一度政體書の舊に復し(明治二年第三三五三)たるも、五月全く之を廢して議定、參與共に正式に行政官に入るや、その定員を定め、權辨事中録事を置き、日誌司また行政官の管轄とし(明治二年第四四三)、東京遷都の結果太政官中に留守官をも同時に置く(明治二年第四五八)。

二人	相	輔	議	參	與	二人
四人	定	議	參	與	與	二人
宮内、内侍所掛		諸侯掛	中下太夫、上士掛	府縣、寺院、印鑑掛	諸願何屆調、五官受付傳達布告掛	學校、職務進退掛
辨事 十人		權辨事				
筆生	官掌	守辰	使部			

御記	日誌	掛録	司史	官四	人
事(權辨事)					

第七節 行政四官通則

神祇、會計、軍務、外國の四官は分れて行法の權を執り、知官事を置き、その長官とし、副知官事、判官事、權判官事、書記、筆生、官掌、使部等をその下に置き、官事を施行す。また分課を置くものは知司事、判司事を置き、司事を執らしむ。

各知官事 は主任事務を總判するを掌る。

各副知官事 は各知官事を輔けてその職を行ふ。

各判官事 はその專屬の官事を糺判す。

各權判官事 は職掌本官に同じ。

各知司事 は各專任司事を掌り、決を本官判事以上に受くべし。

各判司事 は專屬司事を糺判す。

第八節 神祇官

神祇官は國祖祭祀の事を掌り、知官事の下に左の職員を置く。

知官事	一人	副知官事	一人	判官事	二人	書記	筆生
				權判官事			使官部

知官事 是神祇、祭祀、祝部、神戶を總判するを掌る。

但し伊勢兩宮並に大社、勅祭神社を除く外は、五月九日令を以て神祇官直接に之を支配せず、地方長官に委ぬ。

第九節 會計官 會計官は出納、用度、驛遞、營繕、稅銀、貨幣、民政の七司を管し、知官事の下に左の職員を置く。

知官事	一人	副知官事	一人	判官事	二人	權判官事		書記		筆生	官掌	使部
								出納司長	知司事判司事			
								用度司長	知司事判司事			
								驛遞司長	知司事判司事			
								營繕司長	知司事判司事			
								稅銀司長	知司事判司事			
								貨幣司長	知司事判司事			
								民政司長	知司事判司事			

知官事 是田宅租稅、賦役、用度、金穀、貢獻、秩祿、營繕、運輸、驛路、工作、稅銀を總判するを掌る。然るに翌明治二年二月五日貨幣司を改めて造幣局を置き、(明治二年)四月民部官新設と共に二十九日驛遞司を民部官に移し、(明治二年)たる外移管多く、五月八日更に會計官職制を公布す、(明治二年)。

知官事 是租稅、用度、秩祿、貢獻、金銀、貨幣、倉庫、檢地、營繕、鑛山等を總判するを掌る。従つて管轄分課も、造幣局及び監督租稅、出納、用度、營繕、鑛山の六司となり、(明治二年)五月十六日更に外國官より通商司を移して會計官に屬し、(明治五年)六月二十四日通商司に委任の條件を定めて、物價平均流通を計るの權、兩替屋を建るの權、金銀貨幣の流通を計るの權及び相場を制するの權、開港地貿易輸出入を計り諸物賣買を指揮するの權、廻漕を司るの權、諸商職株を進退改正するの權、諸商社を建るの權、商稅を監督するの權、諸請負の法を建るの權等を以てす、(明治六年)。

第十節 軍務官

軍務官は海軍、陸軍の二局及び築造、兵器、馬政の四司を管す。海軍局は海軍將、陸軍局は陸軍將を以て成り、軍務知官事の下、左の職員を置く。

知官事 一人		副知官事 一人				判官事 四人				書記	筆 官 使			
知官事 一人		副知官事 一人				權判官事 四人								
陸軍局	海軍局	馬政司	兵器司	兵船司	築造司	書記	筆 官 使							
一等陸軍將	一等海軍將	知司事	知司事	知司事	知司事	判司事	判司事	判司事	判司事	判司事	判司事	判司事	判司事	判司事
二等陸軍將	二等海軍將	判司事	判司事	判司事	判司事	判司事	判司事	判司事	判司事	判司事	判司事	判司事	判司事	判司事
三等陸軍將	三等海軍將	判司事	判司事	判司事	判司事	判司事	判司事	判司事	判司事	判司事	判司事	判司事	判司事	判司事
												使 官 筆	部 掌 生	

知官事 是海陸軍、郷兵招募、守衛、軍備を總判するを掌る。明治二年正月八日東京市中取締を軍務官に委任し(明治二年 第二一)六月八日陸軍局を廢し、陸軍將は軍務官へ出仕せしむ(明治二年 第五、一八、第五一九)。

第十一節 外國官

外國官に知官事以下左の職員を置く。

知官事 一人	副知官事 一人	判官事 六人	權判官事 六人	書記 一等譯官 二人	書記 二等譯官 三人	書記 三等譯官 三人	通商司 知司事 判司事	使 官 筆 部 掌 生
--------	---------	--------	---------	------------	------------	------------	-------------	-------------

知官事 是外國交際を總判し、貿易、疆土を開拓するを總判するを掌る。但し條約開鎖、和戰賞罰、金銀等の機は重大事件として太政官の裁決を受く可く(慶應四年 第二七三號)。明治二年五月十六日通商司は會計官に移す(明治二年 第四五四)。

第十二節 刑法官

刑法官は司法の權を執る官にして、職制は行法四官と同じく、知官事の下に左の職員を置く。

知官事 一人	副知官事 一人	判官事 四人	權判官事 四人	書記 監察司 知司事 判司事	書記 鞠獄司 知司事 判司事	書記 捕亡司 知司事 判司事	使 官 筆 部 掌 生
--------	---------	--------	---------	----------------	----------------	----------------	-------------

知官事 は 執法、守律、監察、糺彈、捕亡、斷獄を總判するを掌る。

副知官事 は 職掌知官事に同じ。

判官事 は 官事を糺判するを掌る。

權判官事 は 掌る所、本官に同じ。

第十三節 待詔局 明治二年三月十二日待詔局を東京城に開き、主事、副主事、參事、

權參事等を置き、有志草莽卑賤の輩に至る迄御爲筋の儀を建言せしむ。即ち主事

局務を總判し、副主事之を輔け、參事、權參事はその建議取捨に參す(明治二年)。

第十四節 民部官 明治二年四月八日太政官中に民部官を置き(明治二年)。

廿九日驛遞司を民部官に移し(明治二年)。

五月三日更に開墾局を置く(明治二年)。

六月四日民部官職制を定め、之に聽訟、庶務、驛遞、土木、物産の五司を置き、知官事を長

官として、左の諸職員を置く。

知	副	判官事			
書記		聽訟司	知司事	判司事	權判司事
官	筆	官掌			
掌	生	官			

官	事	一人	知	事	一人	權判官事			
庶務司	知司事	判司事	權判司事	戶籍地	圖掛	給仕	使番	門番	給仕
應務司	知司事	判司事	權判司事	濟貧養老賞典掛	金穀出納其他雜事掛	給仕	使番	門番	給仕
驛遞司	知司事	判司事	權判司事						
土木司	知司事	判司事	權判司事						
物産司	知司事	判司事	權判司事						

知官事 は 府縣の事務を總判し、戶籍、驛遞、橋道、水利、開墾、物産、濟貧、養老等の事を監督するを掌る。

副知官事 は 職掌は知事に同じ。

判官事 は 官事を糺判するを掌る。

權判官事 は 職掌本官に同じ。

聽訟司知事 は 府藩縣に於て土地人民の儀に付裁判し難き訴訟を聽斷するを掌る。最も決を本判官事以上に受くべし。以下の知司事總て決を判事以上に受く可きものとす。

庶務司知事

は聽訴訟司以下分司外の諸事を專管するを掌る。

驛遞司知事

は人馬制度諸貨錢増減助郷等の諸務を專管するを掌る。

土木司知事

は道路橋梁堤防等の營作の事を專管するを掌る。

物産司知事

は物産を繁殖する事を專管するを掌る。

各判司事

は各專管司事を糾判するを掌る。その庶務司正權判事は分れて戶籍地圖掛、濟貧養老賞典掛、金穀出納其他雜事掛となす。

各權判司事

は職掌本官に同じ。

書記

は事を受け上抄し、文案を勘署し及布令諸官府縣へ往復書等の事を掌る。

第十五節 制度寮

明治元年十一月十九日議事體裁取調所を設け、大に議事の制を整備せんとしたるが、翌二年四月十七日之を改めて制度寮を置く。制度寮は總裁を置きて長官とし、その下に左の職員を置く。

總裁	一人	副總裁	二人	撰修	無定員	錄事	筆生
				准撰修			使部

制度寮は制度律令を撰修するを掌り、總裁寮務を總理し、副總裁之を輔け、撰修則ち撰修するを掌る。五月十八日制度寮を廢す(明治二年四月六日)。

第十六節 彈正臺

明治二年五月二十二日彈正臺を置く(明治二年四月七〇日)。彈正臺は尹をその長官とし、左の職員を置く。

尹	一人	弼	一人	大忠	二人	大疏	二人	史	生	巡察彈正	十人
				少忠	二人	少疏	二人				

彈正臺は行政監督及び警察事務を掌り、尹之を總判し、弼は尹を輔け、大忠、少忠は宮中、府中を巡察し、その非違を糾彈するを掌り、大疏、少疏は文案を勘し、檢出稽失のことを掌る。

第三目 神祇太政二官制

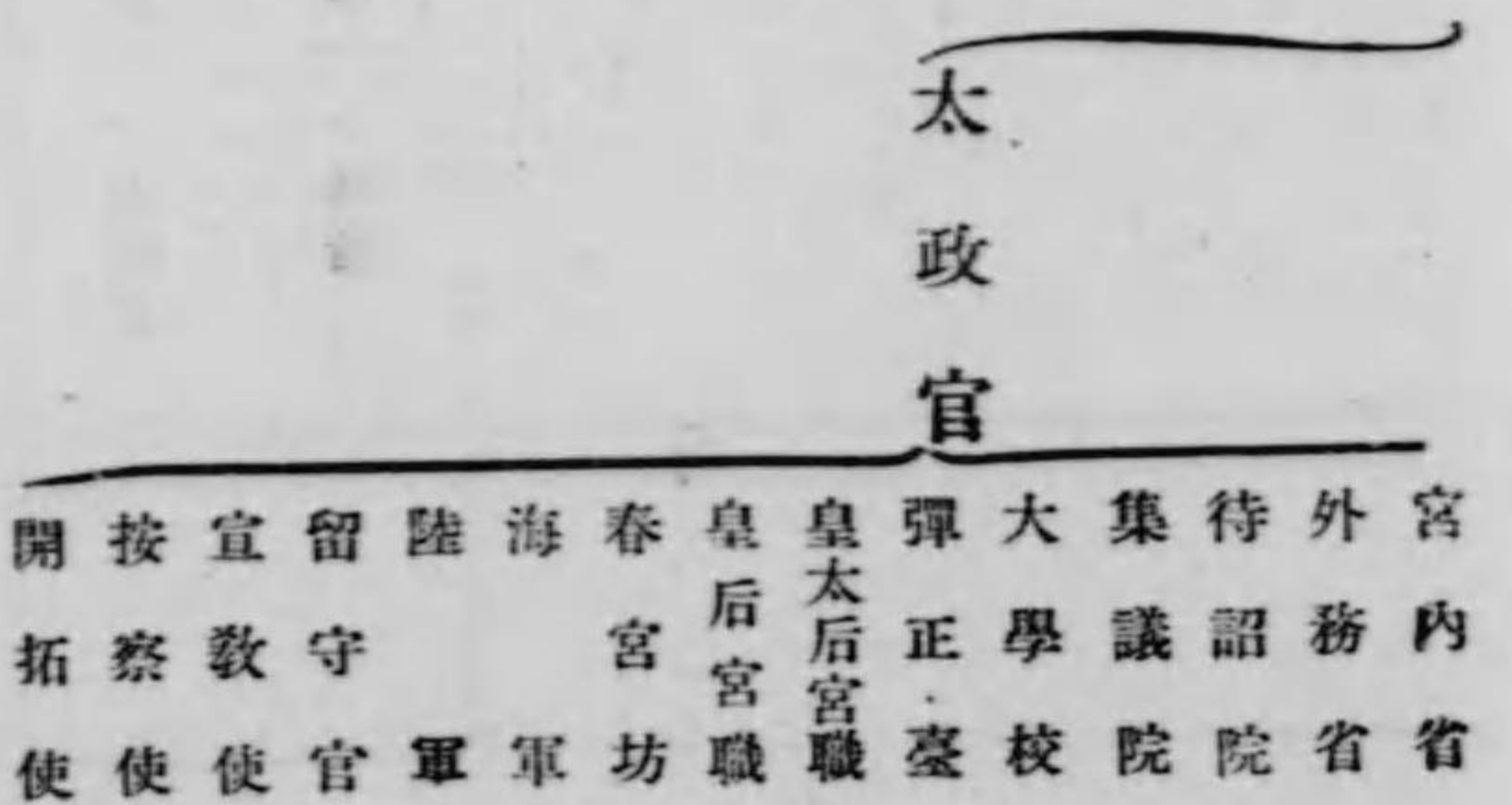
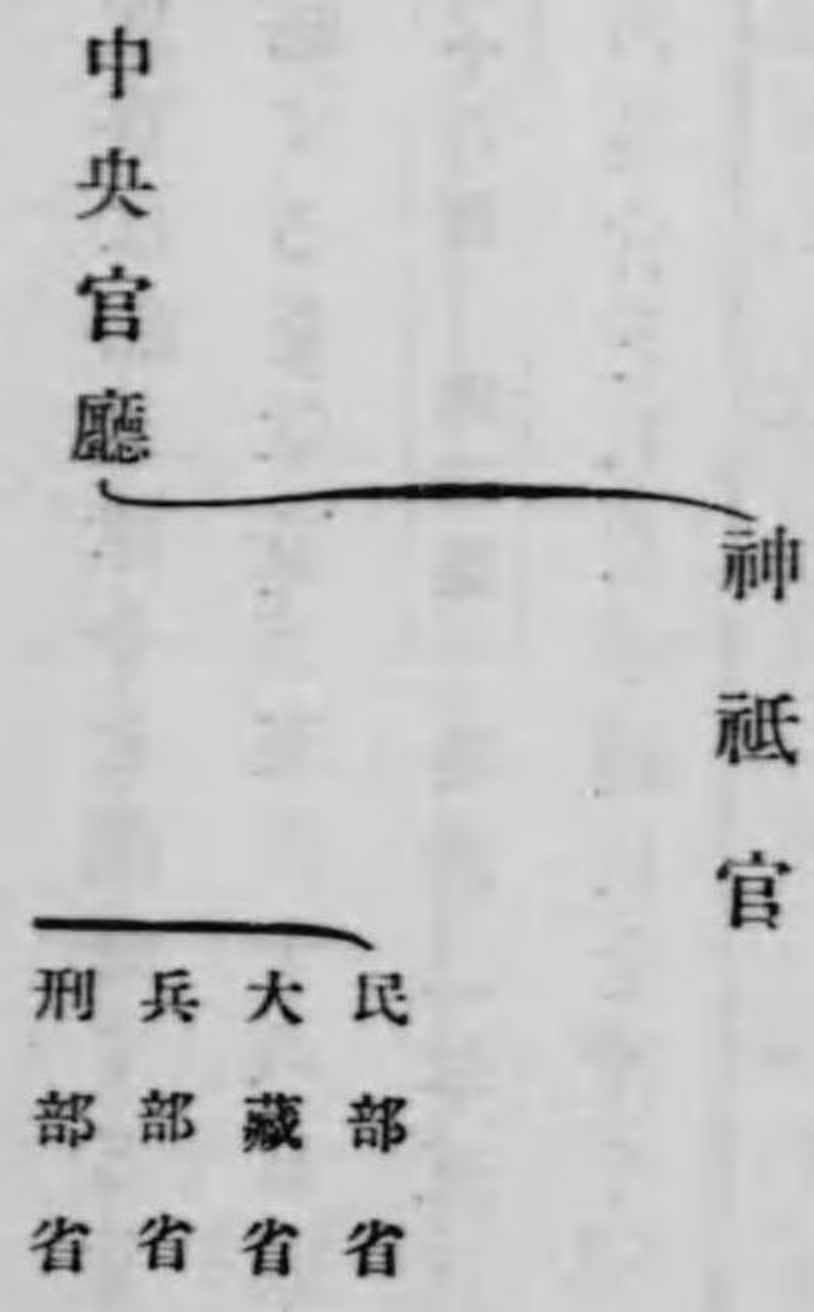
第一節 神祇太政二官の對立

既に三權分立制は、議政官を廢してその實を失ひ、且つ極端なる歐米模倣制失敗の反動は、國粹保存の風潮と化して、恰も版籍奉還の事あると共に、制度改革の必要を訴へ、明治二年七月八日新に官制を制定して、行政官及び上局會議を罷め、神祇太政の二官を置く。

由來太政官は中央諸官廳を總括したる名にして、行政官も太政官の一部なりしが、此の改革の結果太政官は専ら行政事務を掌るものとなり、太政官の一部なりし神祇官を進めて、太政官と對立せしめ寧ろその上位に班す。蓋皇道を昭らかにし、祭政一致の古に復するものにて、立法、司法の權は全く行政權内に併せられ、僅に集議院が行政官の顧問として、その痕跡を遺すのみ。

第二節 中央官廳の分課

太政官の下に民部、大藏、兵部、刑部、宮内、外務の六省及大學校、彈正臺、皇太后宮職、皇后宮職、春宮坊、海軍、陸軍、留守官、宣教使、開拓使、按察使等を置き、公議所を廢して集議院を置き、待詔局を改めて待詔院とす。中央官廳の分課左の如し(明治二年七月、八日職員令)。



此の外各省便宜分課して寮或は司を置く。

第三節 神祇太政二官職制

神祇太政二官に左の官職を置く。即ち神祇官は伯太政官は左右大臣を以てその長官とし、左右大臣の下、各省に卿、大學校に別當、彈正臺に尹、兩職及び坊に大夫、その他に長官を置きて、各長官とす(明治二年七月、八日職員令)。

通商司	監督司	租稅司	驛遞司	土木司
權正	權正	權正	權正	權正
正	正	正	正	正
權少 權大 少 大 佑 佑	權少 權大 少 大 佑 佑	權少 權大 少 大 佑 佑	權少 權大 少 大 佑 佑	權少 權大 少 大 佑 佑
少令史 大令史	少令史 大令史	少令史 大令史	少令史 大令史	少令史 大令史

民部省	太政官		神祇官	官省職員	
	右大臣一	左大臣一		二官長官	二官次官
	參議三	大納言三	伯一	大副一 少副一	長官 次官
卿一					事務官
少輔一	大輔一				史官
地理司	司	大丞二 權大丞 少丞三 權少丞	大辨三 中辨五 少辨六	大祐一 權大祐 少祐一 權少祐	生筆 掌使
權正	頭官	大錄 權大錄 少錄 權少錄	大史 權大史 少史 權少史	大史 權大史 少史 權少史	生筆 掌使
	助官	史省掌 生使部	主官掌 記使部	史官掌 生使部	生筆 掌使
權少 權大 少 大 佑 佑	屬官				特殊の官職
少令史 大令史	書記				

					兵部省	
					卿 一	
					少輔 一	
糾問司	會計司	武庫司	兵學寮	寮司 職員	權大丞 少丞三 權少丞	權大丞 權大錄 生史 使省 部掌
權正	權正	權正	權頭	頭官	權少錄	
			權助	助官		
權少 少佑	權少 少佑	權少 少佑	權允	屬官	權允	
少令史	大令史	少令史	權少屬	書記	權大屬	

					大藏省	
					卿 一	
					少輔 一 大輔 一	
大丞二	出納司	造幣寮	寮司 職員	權大丞 少丞三 權少丞	鐵山司	權正
大錄	權正	權頭	頭官	權少錄	權正	
		權助	助官		生史 使省 部掌	
	權少 少佑	權允	屬官	權允	權少 少佑	權大 大佑
	少令史	權少屬	書記	權大屬	少令史	大令史

春 宮 坊	皇 后 宮 職	皇 太 后 宮 職	彈 正 臺	大 學 校
大 夫 一	大 夫 一	大 夫 一	尹 一	別 當 一
亮 一	亮 一	亮 一	少 弼 一	大 監 一
權 少 進 二 大 進 一	權 少 進 二 大 進 一	權 少 進 二 大 進 一	巡 少 察 屬 大 巡 察 屬 權 少 忠 三 大 忠 三	權 少 丞 三 大 丞 二
權 少 屬 大 屬 屬	權 少 屬 大 屬 屬	權 少 屬 大 屬 屬	少 疏 大 疏	小 主 簿 九 大 主 簿 三
生 史 使 部	生 史 使 部	生 史 使 部	生 史 使 部	字 少 寫 生 使 部 中 寫 生 使 部 大 寫 生 使 部
傳 一				少 博 士 中 博 士 大 博 士 少 助 教 中 助 教 大 助 教 少 學 士 中 學 士 大 學 士
學 士				少 學 士 中 學 士 大 學 士

集 議 院	待 詔 院	外 務 省	宮 內 省	刑 部 省
長 官 一			卿 一	輔 一
次 官 一		小 輔 一 大 輔 一	小 輔 一 大 輔 一	少 輔 一 大 輔 一
權 判 官 一		權 少 丞 三 大 丞 二	權 少 丞 三 大 丞 二	權 少 丞 三 大 丞 二
權 少 主 典 一		權 少 錄 大 錄	權 少 錄 大 錄	權 少 錄 大 錄
生 史 使 部		生 史 使 部	生 史 使 部	生 史 使 部
		大 譯 官 中 譯 官 少 譯 官	侍 從 大 典 醫 中 典 醫 少 典 醫	判 事 大 判 事 二 中 判 事 三 少 判 事 四 解 部 大 解 部 中 解 部 少 解 部 建 部 大 建 部 中 建 部 少 建 部

海軍	陸軍	留守官	宣教使	開拓使	按察使
		長官 一	長官 一	長官 一	長官 一
		次官 一	次官 一	次官 一	次官 一
		判官 權判官	判官 權判官	判官 權判官	判官 權判官
		大主典 權大主典 少主典 權少主典	大主典 權大主典 少主典 權少主典	大主典 權大主典 少主典 權少主典	大主典 權大主典 少主典 權少主典
		史 生	史 生	史 生	史 生
		使部	使部	使部	使部
大將	大將				
中將	中將				
少將	少將				

備考

表中官名の下に数字は定員を示す。また宣教使職制は明治二年九月二十九日宣教使官員を始めて制定したるものに據る。

第四節 神祇官

神祇官伯は祭典を相し、諸陵を知し、宣教を監し、祝部、神戶を管し、官事を總判するを掌る。神祇官に次の職員を置く。

大副、少副

は伯の次官にして、伯を輔けてその職を行ふ。

大祐、權大祐、少祐、權少祐

は官事を糾判するを掌る。

大史、權大史、少史、權少史

は従前の史官にして、事を受けて上抄し、文案を勘署

し、出を檢し、失を稽ふるを掌る。

史生

は公文を繕寫するを掌る。

官掌

は侯人を通じ、書疏を達し、使部を檢するを掌る。明治二年九月十七日神

祇官中に諸陵寮を置く(明治八年二月)。

第五節 神官

明治四年五月十四日神官職員規則を制定し、神宮、官幣社、國幣社、府社、藩社、縣社、郷社に分ち(明治四年太政官第三三五)七月四日更に村社を加へ(明治四年太政官第三二一)官幣社は大中小の三等として、左の職員を置く(明治四年太政官第三二一)。

神宮	皇太神宮	祭主 一	大宮司 一	權禰宜	權禰宜	主典 八	祠官	祠掌	宮掌
	豐受大神宮			少宮司 一	權禰宜 五				
國幣大社			大宮司 一	權禰宜 三	主典 五				
國幣中社			宮司 一	權禰宜 二					
國幣小社			宮司 一	權禰宜 一					
府縣藩社							祠官	祠掌	
郷社							祠官	祠掌	
村社								祠掌	

祭主 は祭祀を統領し、宮事を總判するを掌る。
 大宮司、少宮司 は、祝詞を申し、祭祀を知し、庶務を判ずるを掌る。

禰宜 權禰宜 は神殿に奉仕し、祀事を修め、庶務を檢す。

主典 權主典 は祀事を助け、庶務を修むるを掌る。

宮掌 は雜役を掌る。

祠官 は地方官の監督を受け、社務を掌り、府縣社祠官は國幣小社權禰宜に準じ、郷社祠官は府縣社祠官に準ず。

第六節 太政官

左右大臣は太政官の長官にして、行政官の最高官として、天皇を輔佐し、大政を統理し、官事を總判するを掌る。左右大臣の下に左の職員を置く。

大納言、參議 は大政に參預し、可否を献替し、宣旨を敷奏するを掌る。

大辨、中辨、少辨 は内外の庶務を受付くることを掌る。

大史、權大史 は詔奏を勸し、日誌を作り、文案を勸署し、稽失を檢出するを掌る。

少史、權少史 は事を受け、記録を掌る。

主記 は公文を繕寫するを掌る。

官掌 は侯人を通じ、書疏を達し、使部を檢するを掌る。

明治三年十一月十七日太政官中に舍人局及び雅樂局を置き、その職制を定む(明治)

三年(一八〇二)

局	職	頭官	助官	屬官
舍人局	長	大舍人	權大舍人	小舍人
雅樂局	長	大伶人	少伶人	伶生

舍人局長 是舍人名簿分番宿直假使を知するを掌る。

舍人局助 是長を輔けてその職を掌る。

大舍人、權大舍人 是宮中の分番宿衛を掌る。

少舍人、直丁 是宮中の雜使を掌る。

雅樂局助 是雅曲を知し、儻を正し、伶人を領し、その伎工を試み、その生を教へ、古樂を講ずるを掌る。

雅樂局助 是長を輔けてその職を掌る。

大伶人、少伶人、伶生 是雅樂を奏ずるを掌る。

四年七月十四日辨官を廢す(明治四年太政官第三五六號)

第七節 六省通制

民部、大藏、兵部、刑部、宮内、外務の六省は卿を長官とし、輔を次官として、各、その下に丞、録、史、生、省掌、使部等の職員を置く。

卿 是各主任事務を總判するを掌る。尤も重大事件は本省決議の上、更に天裁を仰ぐを要し、太政官への伺出等は卿及輔の専務たるべし。

大輔少輔 是卿を輔けて省務を總判するを掌る。

大丞、權大丞、少丞、權少丞 是各、專屬省務を糾判するを掌り、定例事務の外、重大事

件は決を卿輔に取るべし。

大錄、權大錄、少錄、權少錄 是文案を勘し、稽失を檢出する等のことを掌る。

史、生 是公文を繕寫するを掌る。

省掌 是侯人を通じ、書疏を達し、使部を檢するを掌る。また分課して寮或は司を置くものは、寮には頭、助、允屬を、司には正、佐、令史等の諸職員を置く。

頭、權頭 是その專管寮事を總判するを掌る。尤も重要事件は決を本省に取る。

正、權正 是各專管司事を總判するを掌る。尤も定例事務の外、重なる事件は決

を本省丞以上に取るべく、定例の事件と雖重大なるものは卿輔に達すべし。

第八節 民部省

民部卿は戸籍、租税、驛遞、鑛山、濟貧、養老等のことを總判するを掌る(明治二年七月八日職員令)。

民部省に地理、土木、驛遞、租税、監督、通商、鑛山の七司を置き、翌三年七月二十二日庶務司を加へ(明治三年四月七九)、八月九日民部、大藏兩省の管轄寮司及び諸掛をその性質に従つて移管し、職制を革む。

民部卿は全國の經緯、山川、江湖、海岸、島嶼の位置を詳明にする事、府、藩、縣管轄地の經界州郡、村市制置の事、戸籍人員の事、地方石高の事、社寺、物産、工藝、驛遞、道路、橋梁、諸港、津、燈明臺及び船路標、水利、堤防、開墾、種藝、牧畜、諸鑛、聽訴、府藩縣中小學、濟貧、恤窮、山林原野等の事を督するを掌る(明治三年五月二〇)。

而して民部省に、地理、土木、驛遞、鑛山、庶務、聽訟の六司及び社寺、鐵道、傳信機、燈明臺、橫須賀製鐵所の五掛を置き(明治三年五月二〇)、閏十月二十日工部省新設と共に鑛山司及び鐵道、傳信機、燈明臺、橫須賀製鐵所等の諸掛を工部省に移し、民部省の分課を改めて社寺掛を寺院寮とし、聽訟司は庶務司に併せ、寺院寮、地理司、驛遞司、土木司、庶務司の

一寮四司とす(明治三年五月四)。次で翌四年二月廿二日土木司中に検査掛を置き、諸國の全川を分部して、掛官常に分隸の川筋を巡視し、地方官と戮力治水の法を講ずるものとしたるが(明治四年太政官第八八)、七月二十七日民部省を廢し、所管を大藏、工部兩省に移せり(明治四年太政官第三七五)。

第九節 大藏省

大藏省は金穀出納、秩祿、造幣、營繕、用度等の事を總判するを掌る(明治二年七月八日職員令)。大藏省に造幣寮及び出納司を置く。また十一月八日尺度量衡を大藏省管轄とし、三年七月十七日營繕司(明治三年四月六五)及び二十二日通商司を置きたるが、八月九日民部、大藏兩省の管轄を革むるに及び、造幣寮及び租税、出納、用度、營繕、監督、通商(當分)の六司と度量衡改正掛を管し、官制を改む(明治三年五月二〇)。

大藏卿

は歳入、歳出、一切用度、租税、備一切貨幣、度量衡、蓄積、通商、廻漕、献納品受領、諸營繕、一切倉庫、金穀にて附與の賞典、諸官祿、秩祿の支給、諸費用供給、國債、濟貧、恤窮の費用供給及び金穀貸附等の總判するを掌る(明治三年五月二〇)。

その後四年七月五日通商司を廢し(明治四年太政官第三三〇)、同二十七日民部省の廢止と共に大藏省中監督用度、租税の三司を廢し、民部省より移管の分課を廢合して、租税寮

及び勸業司、統計司、紙幣司、戸籍司、驛遞司の一寮五司を置く(明治四年太政官第三七八)。

第十節 兵部省

兵部卿は海軍陸軍郷兵招募守衛軍備兵學校及び兵卒の罪科處分等の事を總判するを掌る(明治二年七月八日職員令)。

兵部省に兵學寮及び武庫會計、札問の三司を置き、二十九日作事方を會計司附屬とし(明治二年)たるが、會計司は明治四年七月二十九日之を廢す(明治四年太政官第三八四)。三年二月二日別に造兵司を置く(明治三年)。兵學寮は海陸軍士官を教育培養する所にして、始め之を幼年學舎、青年學舎の二に分ち、年齢によりて學課を異にしたるが、四年正月十日海軍兵學寮を設けて(明治四年太政官第七)、海軍陸軍兩兵學寮を有するに至れり。之より先、三年八月七日兵學寮教官を定めて、大教授、少教授、大助教、中助教、少助教、大得業生、中得業生、少得業生、准得業生を置く(明治三年)。

第十一節 兵學寮

四年正月海軍兵學寮を置くに及び、兵學寮職制を定む(明治四年太政官第七)。

兵學寮頭

は兵學寮を管轄し、附屬諸軍艦を預り、兵部卿に直隸して、兵學寮諸規則を施行し、その諸官員の勤惰を糾判黜陟し、及び附屬諸軍艦乗組員の黜陟、兵學寮建

築物、附屬船艦並に諸器械の増減補理等を掌り、會計を總括し、及び兵學寮諸規則に載せざる臨時庶務を決斷す。

助 是は次官にして頭不在の節之に代りて其職務を務む。頭を缺ぐときは權頭を置き、助を缺ぐ時は權助を置く。兵學寮に評議一座及び會計掛、記録掛を置く。

評議一座 是は頭、助並に教官の内四人、允一人、大屬一人、權大屬或は少屬の内二人を出して組織し、金穀受拂、生徒服飾、諸寮内取締、構内破損營繕、その他兵學寮規則に記載せざる事件を決議す。

會計掛 是は金穀受拂、諸官員俸祿、家作補理、生徒衣食賄方、筆墨紙並に日用諸品資給及び衣食料貯藏所等の事務を掌る。

記録掛 是は日記、名簿、諸官員明細書、由緒書、諸官並に本省往復、書籍器械等の預り及び諸免狀の事務を掌る。兵學寮教官を分課して、教授所掛教官、專業學舎掛教官、稽古用諸艦乗組及び週番教官の四とす。

教授所掛教官 是は日々教授所に在りて授業の順序を監正し、生徒の雜還を防ぎ總て教授の事を掌る。

專業所掛教官 是時々演習の節稽古用諸艦に在りて授業の順序を監正し、規則通り行ふを留意す。

稽古用諸艦乗組將士 是兵學助教より選舉し、その專業學舎と稱する船艦内に乘組み、教授を兼勤す。

廻番教官 是助教得業生中別段分課なきものより交番に勤め、定刻前に出で晩く退き、諸學授業定刻に始り定刻に終るや否やを監正し、稽古中生徒の勤惰及び行狀を監し、毎日稽古の終るを俟て兵學頭へ届出づ。

第十二節 刑部省

刑部卿は獄を鞠し、刑名を定め、欺讞を決する等の事を總判するを掌る。兵部省に大判事、中判事、小判事、大解部、中解部、少解部、速部長、速部助長、速部を置く(明治二年七月八日職員令)。

大判事、中判事、少判事 是鞠狀を案じ、刑名を斷定し、及び諸争訟を判ずる等のことを掌る。

大解部、中解部、少解部

是争訟を問究するを掌る。

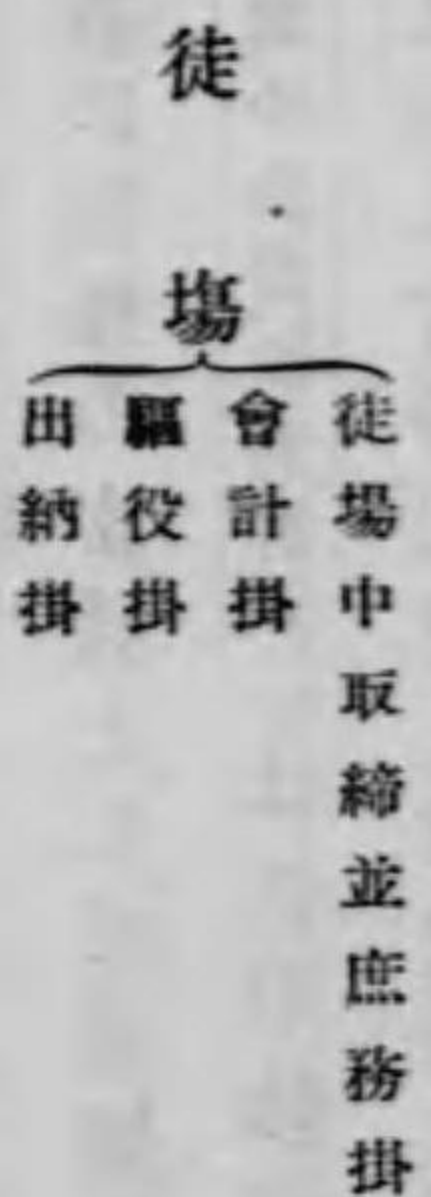
速部長、速部助長、速部

是捕亡を掌る。次で十一月五日

速部司 是置き、之に正、大佑、少佑の外伍長、速部を附屬せしむ。その定員正は一人、

大佑、少佑は各二人、伍長二十人、速部八十人とす(明治二年第 一〇四〇 刑)。

また四年四月二日徒場規則を定め、徒場職員を四課に分つ(明治四年刑部省第一)。



徒場中取締並庶務掛 是條目讀聞、徒人出入調、伺届願物、府藩縣掛合、鑰取締、徒人出高朝夕調、徒人病死片附方差配、差入物検査、臨時出役、應接、諸物賣買、日誌取扱、小使船子等掛、醫局掛、徒人賄料仕組等を掌る。

會計掛 是諸勘定清算、金穀受取仕組、出入金錢都て入算、不祥金仕組、諸帳簿總て取調、べを掌る。

驅役掛 是驅役筋進退、諸營繕、製作品並拂代共總て取扱ひ、諸製作物研究、製造品豫難定等を掌る。

田納掛 是受取金穀諸賣拂金等を始め、徒人の衣類並に所持金、四季の施し、徒人の働賃錢等を預り、諸詰所入用物取扱ひ等を掌る。

第十三節 司法省 明治四年七月九日刑部省及び彈正臺を廢して司法省を置く。職制は各省に準じ、且つ刑部省、彈正臺の有せし諸職員を併せ、兩官の掌りし所を併せ行ふ。即ち

司法卿 是執法、申律、折獄、斷訟、捕亡を總判するを掌る。
大輔、少輔 是司法卿の次官として、卿を輔けて省務を掌る。

第十四節 宮内省 宮内卿は宮中の庶務を總判し、近臣女官等を管するを掌る。宮内省に特殊の官職として典醫及び侍従を置く(明治二年七月八日職員令)。

大典醫、中典醫、少典醫 是供奉診候し、御藥餌のことを掌る。
侍従 是常侍規諫し、遺を拾ひ、闕を補ふ等の事を掌る。三年十一月七日次侍従を置き、内番を廢す(明治三年八月〇二)。

次侍従 是交番宿直し、若し車駕行幸あらば左右を分衛するを掌る。同日内舍人局及び御厩局を置き、左の職員を任ず(明治三年八月〇二)。

局	職	頭	官	助	官	屬	官	
御厩局	内舍人局	長	助	長	助	内舍人	權内舍人	仕人
						大取	中取	少取
						者	者	者
						馬	直	丁
								人

内舍局長、助 是舍人名簿、分番宿直、假使等を知るを掌る。

内舍人、權内舍人 是帶刀宿衛して雜使に膺り、若し車駕行幸あらば則ちその前御を分衛す。

仕人 是雜使、宿直及び女官出行の節之に扈從するを掌る。

直丁 是雜使、宿直を掌る。

御厩局長、助 是閑馬の調習、乘具、養飼及び穀草の配給等悉皆領す。

大取者 是御龍馬を試み、御綱を執るを掌る。

中取者、少取者 是御雜馬を試すを掌る。

其他の官吏 是十一月十七日御厩局に馬醫師を置き、少取者の次席とし、また三年

三月二十八日内膳司を(明治三年)、四年七月二十四日侍從長、大監、少監、内匠司、調度司等を置く(明治四年太政官第三六九)。

第十五節 外務省 外務卿は外國交際を總判し、貿易を監督する等を掌る(明治七年八月八日)。外務省に大譯官、中譯官、少譯官を置く。

大譯官 は外國交通の辭令、文書等を翻譯し、外客の入朝に際し參侍し、譯語等の事を掌る。

翌三年閏十月二日大辨務使、中辨務使、少辨務使、及び大記、權大記、少記、權少記等を置く(明治三年)。

第十六節 工部省 六省の外三年閏十月二十日工部省を置く。

工部卿 は百工を褒勸し、及び鑛山、製鐵、燈明臺、鐵道、傳信機等を總判するを掌る(明治四年七月)。

工部省に鑛山司及び鐵道、傳信機、燈明臺、橫須賀製鐵所の四掛を置く(明治三年)。十月十九日鑛山司を廢して鑛山掛とし(明治三年)。翌四年四月九日長崎製鐵所を管轄し(明治四年太政官第一七八)。七月二十七日民部省廢止の結果土木司を本省に移す(明治四年)。

九三七。

第十七節 待詔院

待詔院は天下の才能を待する所にして、言路を洞開し、上下壅塞の弊を避け、卑賤に至るまで各その抱負を盡させ、その長所を採用する爲めに設く。八月十五日之を集議院に併す(明治三年)。

第十八節 集議院

集議院は議政機關として、纔に存續されたる機關なるも、太政官監督の下に立ち、その命を受けて諮問に答ふるに過ぎず。即ち二年八月二十日發布されたる集議院規則を見るに、集議院は廣く衆議を諮詢し、國家治安の大基を建て玉ふ御心を奉體し、億兆心力を盡す場所なり。故に議事は詔書を遵奉し、太政官と心志を合し、専ら政治の根本を旨とし、普く時務に涉り皇國氣脈睽離せざるを要す。議案は太政官より下すべく、議院より立つる議案は太政官に白て公議に付すべし。

議員 は位次總て同等とし、府、藩、縣とも正權大參事中より選出すべく、その進退は官許を要し、年齢は二十五歳以上たるべく、在職四年を以て限とし、二年毎にその半を改選す。議院は常に成立し、毎月二七の日を以て定日とし、可否五分三を以て

決し、可なれば直に天裁を仰ぎ、可否五分三に至らざる時は他日の會議に付し、或は即決せんとする者五分三以上に及ぶときは直に再議す。賛否は他の議員に託して書面を以てすることを得諸官より出席の人員また議事に加はるを得、出席議員五分三に満たざる日は休會し、議事は毎會三十人を限り人民の傍聽を許す。議院は又一般人民の建白を受け、建白者を出席せしめて豫め議員中より公選したる幹事會議を開き、賛否五分三を以て可否を決し、可と決したる時は太政官に上申し、否と決したる時は本人に諭して建白書を却下す。集議院中別に一局を設け、天下の進言献策有用の材を總べ寄宿せしめ、その德行才能を考試して人材拔擢の途を闢く(明治二年第九四、九、第一〇二二)。

集議院を總判する爲めに長官を置く。長官の次に次官を置き、判官、主典、史生、院掌、使部等を置いて諸事を掌る(明治二年七月八日職員令)。

集議院長官

は議事を納め、院務を總判するを掌る。

次官

は長官を輔けてその職務を行ふ。

判官、權判官

は院務を糾判するを掌る。

大主典、權大主典、正主典、權少主典

は文案を勘し、出を檢し、稽失を檢出するを掌る。

史生

は公文を繕寫するを掌る。

院掌

は侯人を通じ、書疏を達し、使部を檢するを掌る。議院に關係ある議事の節は、長官、次官、正權判官共に太政官に參預すべく、別に議員中より十二名を公選して幹事とし、正權判官に準じ、その次席にて勤め、建白書の取調べ可否を決する等のことを掌る(明治二年第九四、九、第一〇二二)。

第十九節 大學校

大學校別當は大學校及び開成醫學二校、病院を監督し、國史を監修し、府藩縣の學政を總判するを掌る(明治二年七月八日職員令)。十二月十七日沙汰を以て大學校を大學と改稱し、開成所を大學南校、醫學校を大學東校とし(明治二年第一六一)。翌三年二月十日天文曆道も大學別當の管下に移し(明治三年九月八日)。七月十三日學制改革の爲め一時大學は止め(明治三年四月六日)。閏十月九日函館病院を(明治三年七月二七日)。翌四年六月高知藩病院を(明治四年太政官第二七二)。共に大學東校に移管したるが、七月十八日文部省を置くを以て大學を廢す(明治四年太政官第三六一)。明治二年七月大學校を置くと共に、次の職員を置く。

大監、少監

は別當の次官にして、共に別當を輔けて校務を總判するを掌る。

大丞、權大丞、少丞、權少丞 は校務を糾判するを掌る。

大主簿、少主簿 は文案を勘署し、稽失を検出するを掌る。八月主簿に權官を置く。

大博士、中博士、少博士 は生徒を教試し、國史を修撰し、洋書を翻譯し、病院治療等のことを掌る。

大助教、中助教、少助教 は博士を助けてその職務を掌る。

大寮長、中寮長、少寮長 は學寮の生徒を監督するを掌る。

大得業生、中得業生、少得業生 は句讀を授け、翻譯、治療等のことを掌る。

大寫字生、中寫字生、少寫字生 は公文を繕寫し、書史を謄録するを掌る。

第二十節 文部省 四年七月十八日大學を廢して文部省を置き、大學本校を本省に當て、大學東校、大學南校は大學の冠稱を除きて單に南校、東校と改稱す。

文部卿 は東校、南校及び病院を監督し、國史を監修し、府藩縣の學校を總判するを掌る(明治四年太政官第三六一)。二十四日文部省の

教職 を定む。則ち大博士、中博士、少博士、大教授、中教授、少教授、大助教、權大助教、

中助教、權中助教、少助教、權少助教を置く(明治四年太政官令)。

第二十一節 彈正臺 彈正臺尹は法を執り、律を守り、内外の非違を糾彈するを掌る(明治二年七月八日職員令)。彈正臺に弼忠、巡察、疏及び忠生、臺掌を置く。

大弼、少弼 は尹の次官にして、尹を助けてその職を行ふ。

大忠、權大忠、少忠、權少忠 は宮中、府中を巡察し、非違を糾彈することを掌る。

大巡察、少巡察、巡察屬 は府縣及び藩を巡察し、非違を糾彈するを掌る。

大疏、少疏 は文案を勘し、檢出稽失を掌る。四年正月二十三日大疏、少疏に權官

を置く(明治四年太政官第三九)。

四年七月九日司法省を置き、彈正臺を廢す(明治四年太政官第三三六)。

第二十二節 職坊通制

皇太后宮、皇后宮二職及び春宮坊は太夫を長官とし、亮を

次官とし、進、屬及び史生、職掌、坊掌を置いてその事務を掌る。

大、夫 は各主任事務を總判するを掌る。

亮 は大夫を輔けて大夫の職掌を行ふ。

大進、權大進、少進、權少進 は各專屬事務を糾判するを掌る。

大屬、だいじやく、いん 權大屬、せうさく、いん 少屬、せうさく、いん 權少屬

は文案を勘し、稽失を檢出するを掌る。

史生 は公文を繕寫す。

第二十三節 皇太后宮職

皇太后宮大夫は皇太后宮職の吐納啓令を掌る。

第二十四節 皇后宮職

皇后宮大夫は皇后宮職の吐納啓令を掌る。

第二十五節 春宮坊

春宮坊大夫は春宮坊の吐納啓令を掌り、坊事を總判するを掌る。春宮坊に傅及び學士を置く。

傅 は東宮を輔佐することを掌る。

學士 は經を執りて奉説するを掌る。

第二十六節 留守官

留守長官は留守中の庶務を掌り、大政に關係せざるも、留守諸省を管轄し、諸務を與り聽き、諸同等は之を纏めて辨官に差出し、常例の小事は自ら裁決す(明治二年七月八日職員令)。九月七日留守彈正臺を置き(明治二年八月五日)留守官の管轄に加へたるが、九月二十五日留守刑部省(明治二年九月三十一日)、十二月二十日留守兵部省(明治二年十一月十七日)、その他漸次諸省の東京に統一さると共に、翌三年正月、京都府に合併し(明治三年五月七日再び分れ、明治三年三月九日)たるも、九月五日留守彈正臺を廢し(明治三年五月六日)、十二月廿二

日遂に宮内省に合併し、職掌を改めて、留守御祭典の儀、留守宮中取締り及び庶務一切を與り知るべきものとす(明治三年九月六日)。四年三月八日二條城の管轄を京都府に移す。

第二十七節 三使通制

宣教使、開拓使、按察使は各長官、次官を置き、その下に判官、主典、史生、使掌等を置きて使務を掌る。

長官 は主任事務を總判するを掌る。

次官 は長官を輔けて使務を總判するを掌る。

大主典、だいしゆ、いん 權大主典、せうしゆ、いん 少主典、せうしゆ、いん 權少主典 は文案を勘し、稽失を檢出するを掌る。

史生 は公文を繕寫するを掌る。

使掌 は侯人を通じ、書疏を達し、使部を檢するを掌る。

第二十八節 宣教使

宣教長官は大教を宣布するを掌る(明治二年七月八日職員令)。長官、次官、判官共に本官より兼ね(明治二年九月四日)。宣教は九月二十九日大宣教使、權大宣教使、中宣教使、權中宣教使、少宣教使、權少宣教使、大講義生、中講義生、少講義生を置き(明治二年九月七日)て之を執らせ、十月九日宣教使を神祇官へ接し(明治二年九月七日)、翌三年四月五日正權

大中少宣教使を正權大中少博士と改稱す(明治三年)。

第二十九節 開拓使

開招長官は諸地開拓を總判するを掌る。而して請ふて開拓に當る者にはその管轄を分ちて與へ、三年二月十三日樺太開拓使を設けて樺太に之を移し(明治三年)、四月五日新に監事權監事を置き(明治三年)、閏十月九日その在京開拓使を廢す。

第三十節 按察使

按察長官は府藩縣の政績を按察するを掌り(明治二年七月)。時宜により官吏の非違を糺し、具狀して奏問に及ぶ。非常警戒の事あらば管内の藩兵を以て臨機に處置し兵部省へ報知す(明治二年)、三年九月二十八日按察使を廢す(明治三年)。

第四目 府藩縣三治の制

第一節 封建の隋力

慶應三年十二月王政復古の大號令を發すると共に、中央政權全く朝廷に歸したるも、徳川慶喜は依然としてその舊幕領を食み、諸侯また各地を領有して、地方は未だ封建の制度に仍れり。翌四年正月伏見鳥羽の變あるに及び、朝廷舊幕府直轄の領土を收め、新に府縣を置く。その重要なる府縣には裁判所

を設け、總督を置きて一切の地方行政を處理せしむ。就中函館裁判所總督には蝦夷開拓の權を委任せり(慶應四年四月十七日覺書)、裁判所を置かざる地方は、適宜各藩に委任して行政の權を執らしむ。二月諸藩の石高を分つて、四十萬石以上を大藩、十萬石以上三十九萬石までを中藩、一萬石以上九萬石までを小藩と唱ふ。

第二節 府藩縣三官

閏四月二十一日政體書を領ち、府藩縣を以て地方行政の區劃とし、地方官を分つて府藩縣の三官とす。然しながら藩は舊に仍りて任意に諸侯をして自主權を行はしめ、職制を定めたるは府縣の二官にして、二官また實體に於て異なるなく、異名同體の官の如し。

府	知府事 一人	判府事 二人
藩	諸侯	
縣	知縣事 一人	判縣事

知府事 は人民を繁育し、生産を富殖し、教化を敦し、租税を改め、賦役を督し、賞刑を

知し、兼て府兵を監するを掌る。

判府事

は府事を糺判するを掌る。時に權官を置く。

知縣事 は人民を繁育し、生産を富殖し、教化を敦し、租税を收め、賦役を督し、賞刑を知し、郷兵を制するを掌る。分つて一等知縣事、二等知縣事、三等知縣事とす。

判縣事 は縣事を糾判するを掌る。一等、二等、三等に分つ(以上慶應四年閏四月二十一日政體書)。

五月九日地方官の職權を加へて、伊勢兩宮及び大社、勅祭神社を除きたる他の社家、寺院等は、その地方長官之を支配し、府藩縣にて決し難き事件は、當該地方官印鑑を遺して、辨事傳達所へ差出し(慶應四年五月九日行政官令)。また大阪、神奈川、長崎、箱館等開港地を有する所の府縣官は、總て外國事務にも關係すべきものとす(慶應四年六月十四日沙汰)。

第三節 江戸鎮臺

江戸は舊幕府所在の地として、維新新政の施行の難易、自ら他と異なるあり。始め大總督を駐し、且つ慶喜の水戸に幽居し、江戸城を致すと共に、府下取締を徳川龜之助へ委任し、以て秩序を保ちたるが、五月十九日江戸鎮臺を置き、龜之助の委任を解き、寺社、町、勘定三奉行を廢して、新に社寺、町、勘定三裁判所を設け、大總督を鎮臺に任じ、一切の事項を處理せしむ。鎮臺の次に

輔 を置き、鎮臺を輔けて社寺、町、勘定の三課を分掌せしむ。鎮臺府に判事、加勢等の職員を置き、その事務を執行す(慶應四年五月十日、六月五日鎮臺府の職制を)

改定し、加勢を改めて補助とし、輔の分掌を罷めて判事、補助、權判事等をして、監察、社寺、民政、市政、會計等を分務せしむ。六月二十八日江戸鎮臺の權限を擴張し、駿河、甲斐、伊豆、相模、武藏、安房、上總、下總、常陸、上野、下野、陸奥、出羽の十三州を支配するに至る。

第四節 東京鎮將

七月十七日詔して江戸を東京と改稱するに及び、江戸鎮臺を廢して東京鎮將を置く。東京鎮將は東國十三州を管轄し、諸侯の事件に至るまで總て取取ひ、大事件は時々奏問す。鎮將府を分課して諸侯、軍務、社寺、刑法、會計の五課とし、左の職員を置く。

鎮將		史		官				
立	法	行	法	諸	軍	社	刑	會
參	參	判	判	侯	務	寺	法	計
與	與	事	事	課	課	課	課	課
定	定	事	事	課	課	課	課	課

鎮將 は東國事務を總裁す。

議定 は立法の權を執り、議政官の體に法る。

參與 は職掌議定に同じ。

判事 は諸侯、軍務、社寺、刑法、會計各課を分務す。

辨事 は行法の權を執り、行政官の體に法る。

同時に東京府を開き、茲に東京鎮將府は東國十三州の上級官聽たる實を備へ、十三州の諸侯は勿論、中下大夫、上士等の上京歸國その他、總て鎮將府へ届出しめ、十三州の諸藩また公務人一兩人宛を東京へ詰めしむ。同年十月車驚東京に著し、茲にて萬機を看行するに及び、東京鎮將は自ら不要の官となり、同月十八日之を廢す。

第五節 京都府知事

明治元年八月五日京都府職制を定め、京都府知事は府内の人民を繁育し、生産を富殖し、教化を敦くし、租税を收め、賦役を督し、賞刑を知り、府兵を監する等を總判するものとす。京都府を分課して、市政局、郡政局及び伏水役所の三とし、各局更に掛を分ちて行政の微に入る。蓋、府藩、縣三治一統の制度を建てずんば、政令多岐に涉りて弊害少からず。先づ京都府職制を定め、之を模範として、遍く示し、その土地民俗に照らして、行ひ難きは之を捨て、行ひ易きは之を取り、更

により良法あるものは太政官に開陳せしめ、以て永世一定の制度を立てんとするものなり。而して知府事の次に判府事を置き、知府事を輔けて所部の事務を執行せしめ、權判府事以下を置いて各分課を擔任せしむ。その職制位置次の如し。

知府事 一人		判府事 一人																							
權判府事 一人	所役水伏	局 政 市																							
		庶務方ニテ分課總テ兼務ス	聽訟方	頭取	聽訟方	筆生	斷獄方	頭取	斷獄方	下調方	庶務方	頭取	庶務方	下調方	會計方	頭取	會計方	下調方	捕亡方	下目付	下用掛	營繕方	郡政局營繕方ヨリ兼ヌ	驛遞方	郡政局驛遞方號兼ヌ
			庶務方ニテ分課總テ兼務ス	聽訟方	頭取	聽訟方	筆生	斷獄方	頭取	斷獄方	下調方	庶務方	頭取	庶務方	下調方	會計方	頭取	會計方	下調方	捕亡方	下目付	下用掛	營繕方	郡政局營繕方ヨリ兼ヌ	驛遞方
門 番		使 丁																							

權判府事		郡		政		局				
		租稅方	庶務方	營繕方	驛遞方	聽訟方	斷獄方	社寺方	會計方	捕亡方
書	記	頭取	頭取	頭取	頭取	頭取	頭取	頭取	頭取	頭取
市政局	市政局	租稅方	庶務方	營繕方	驛遞方	聽訟方	斷獄方	社寺方	會計方	捕亡方
兼	兼	下調方	下調方	下調方	下調方	下調方	下調方	下調方	下調方	下調方
同	同	兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼	兼

第六節 判府事職掌

京都府に判府事一人、權判府事二人を置く。

判府事は知府事を輔け、部内の庶事を判斷し、民政を専務として、聽訟、斷獄等を主裁す。

權判府事は一人は伏水役所へ在勤し、その支配する市中郡村の庶事を判斷す。

尤も重大の事務は決を本府に取るべし。一人は郡政局の頭取とし、部内郡村の庶事を判斷す。重大の事務は本官と商議すべし。

第七節 京都府市政局

市政局に聽訴方以下左の諸方を置く。

聽訟方

部内の訴訟を聽斷するを掌り、頭取、聽訟方、下調方の諸職を置く。

斷獄方

は部内の鞠獄を掌り、及び人民の賞罰を判斷するを兼務す。斷獄方に頭

取、斷獄方、下調方の三職員を置く。

庶務方

は部内市政の諸事を掌り、頭取、庶務方、下調方の諸職員を置く。

社寺方

は部内神社、寺院の事を掌り、頭取、社寺方、下調方を置く。

會計方

は部内所費の金穀出納を掌り、日用少きを以て庶務方を兼ねべし。之に

會計方、下調方二職を置く。

捕亡方

は捕縛、禁囚及び牢獄の取締を管す。尤も當官は斷獄方の附屬たるを以

て其差配を受くべし。之に下目付及び下用掛の二職を置く。

營繕方

は郡政局より兼務すべし。

驛遞方

は郡政局より兼務すべし。

書記 は事を受けて上抄し、文案を勘署し、部内布告、揭示等の事を掌る。

筆生 は筆稿の事に當る。

第八節 京都府郡政局 郡政局に左の諸方を置く。

租税方 部内郡村の租税取立を掌る。尤も郡村を部分し、租税方一人宛其一部分を司るべし。之に頭取租税方及び下調方を置く。

庶務方 は部内郡政の庶事を掌り、頭取庶務方、下調方を置く。

管繕方 は部内廳舎、倉庫、堤防、橋梁、道路の修繕及び水利開墾總て山野河海の事を掌り、頭取、管繕方、下調方を置く。

驛遞方 は部内賦役を督し、助郷、割増賃錢等を吟味するを掌る。當官は日用少きを以て庶務方を兼ねべし。之に驛遞方及び下調方を置く。

聽訟方、斷獄方、社寺方、會計方、書記、筆生、捕亡方 の七官は市政局より兼務すべし。

第九節 伏水役所

伏水役所は其の支配する市中郡村の庶事を掌る。本府に準じ聽訟、斷獄、租税等の分課總て諸務方にて兼務し、頭取庶務方、下調方、筆生等を置く。

く。

第十節 京都府自治組織

同時に仕法書を公布して、京都府の自治制度を布き、組織を分ちて大組、小組、五人組の三とす。

大組 は京都を上京、下京の二に分ち、兩大組として、上京を上大組、下京を下大組と唱ふ。洛外は方角により兩大組へ割付く。大組に大年寄を置き、觸達其外總て組内の諸支配を管轄せしむ。

小組 は兩組とも最寄の凡二十町を一組としたるものを唱へ、番號を附して、その在る所の上京、下京により、上京何番組、下京何番組と呼ぶ。總町組合せの内町數多少ある所は十五町より三十町迄に組合せ、六七十町より九十町、百町もある組は凡二十町内外に組合すべく、七八町より二三町よりなき組は、最寄の組と組合せ、二十町内外の組とすべし。而して小組内に鰥寡、孤獨、痲疾の者あらば勿論、火災、盜難に罹り、産業を失ひ、渡世難澁に立至りたるものある時は、小組にて扶助し、善行奇特のものある時は之を表頌し、放蕩無類の徒ある時は之を教悔す。小組に中年寄、添年寄各一人を置き、組内へ傳達の事件を始め、平常諸世話驅引等を總括せしめ、時に

より一組中の總代に立たしむ。

五人組 は家並五軒を以て一組とし、組合せの内軒數多少出來の處は七八軒又は四軒迄に組合せ、家並順次差間の處は隣合せ向ひ三軒の割を以て組合すべし。五人組は親戚同様親切に交り、吉凶相扶け、疾病相隣み、盜難火災其他非常の時相救ふ。五人組には五人組頭を置き、組内の善惡人を年寄役に届出で、喧嘩口論其他何事によらず取捌き、若し取捌き難き時は年寄役へ届出づるものとす。

第十一節 藩治職制

十月二十八日藩治職制を布く。蓋地方三治一致して、始めて國體立つべきに、藩治は従前各藩の立つるに従ひ、職制區々異同あり。故に之を同軌に一定せんとするものなり。即ち藩主の下に執政、參政、公議人の三職を置く。

執政 は朝政を體認し、藩主を輔佐し、一藩の紀綱政事總べざるものなし。

參政 は政事に參事し、一藩の庶務與り聞かざるなし。

公議人 は執政、參政中より選舉し、朝命を承け、國論に代り議員に備ふ。

公議人は一員に限るも、執政、參政は定員なく、また兵刑民事及び庶務の職制は、そ

の藩主の所定に任すも、大凡府縣簡易の制に準じ、一致の理を明かにすべく、藩主の側ら、從來置く所の用人等を廢し、別に家知事を置き、敢て藩屏の機務に混ぜしめず、専ら内家の事を掌らしむ。また議事の制を旺んにすべく、各藩その制を立つ可きを達す。

第十二節 奥羽地方官制

奥羽地方は更に特別の地方官制を布く。即ち十二月二十三日諸藩取締奥羽各縣當分規則を制定し、十萬石より上下に分ちて、各、次の官職を置く。蓋し天惠少く、窮民多きが故に、その行政また自ら他の府縣と異にするを要するが故なり。

官職	十萬石以上		十萬石以下	
	一人	二人	一人	二人
權知縣事	一人	二人	一人	二人
權判縣事	一人	二人	一人	二人
調役	三人	三人	三人	三人
書記兼調役補	四人	四人	四人	四人
筆生	二人	二人	二人	二人
捕亡	十人	十人	十人	十人

權知縣事 は人民を繁育し、生産を富殖し、教化を敦し、租税を收め、賦役を督し、刑賞を知し、郷兵を制する等の諸務を掌る。

權判縣事 は縣務を裁判し、決を知事に取り、調役以下を指揮す。内一人宛交代に

東京詰とす。

員外たる門番、牢番、小使等は知事の見込みにて召し抱へ、人數、月給等を届出づべし。

第十三節 版籍奉還

之より先、薩長肥土四藩版籍奉還を上表し、續いて諸侯の之に倣ふもの多く、明治二年六月十七日遂にその請を聽し、且つ請はざる三十餘藩にも亦之を諭して奉還せしめ、各藩主を直に知藩事に任じ、追次宣任して二十五日に至りて終る(明治四年)。乃ち諸侯の稱を廢して公卿と共に華族と稱し、三治統一の端を啓けり。

第十四節 明治二年地方官職制

茲に於て大に地方官制改革の必要に迫り、七月八日中央官制の更定と共に、左の諸官を置く。

府	知事 一人	大参事 大参事	少参事 少参事	大 大 少 少 大 大 少 少 大 大 少 少 大 大 少 少	大 大 少 少 大 大 少 少 大 大 少 少 大 大 少 少	史 生
藩	知事	大参事	少参事	大 大 少 少 大 大 少 少 大 大 少 少 大 大 少 少	大 大 少 少 大 大 少 少 大 大 少 少 大 大 少 少	史 生

縣	知事 知事	大参事 大参事	少参事 少参事	大 大 少 少 大 大 少 少 大 大 少 少 大 大 少 少	大 大 少 少 大 大 少 少 大 大 少 少 大 大 少 少	史 生
	權知事 權知事	大参事	少参事	大 大 少 少 大 大 少 少 大 大 少 少 大 大 少 少	大 大 少 少 大 大 少 少 大 大 少 少 大 大 少 少	史 生

而して同月二十七日

府縣奉職規則

を發布し、府縣にて専決處分すべきものと、主務省に稟中指揮を受くべきものとを區別す。即ち府縣私に法を立て、制を改め、租税の定額を改革、蠲除し、或は兵隊を取建る等を嚴禁し、その税政不當にして革むるを要するときは、大藏省の決を請ひ、壘壁砲臺等の造廢は兵部省の決を俟ち、苗字帶刀免許等の重賞は民部省へ、死、流の重刑は刑部省へ伺ひ出で、生産富殖の爲めに努め、土木を修め、驛遞人馬の制度、諸貨錢増減等は決を民部官に受くべきものとす。然しながら封建の餘習なほ去らず、諸藩籍總て朝廷に歸しながら、藩主を以て任じたる

知藩事の自治權

を認め、府縣奉職規則を以て、藩官に及ぼすを得ざるなり。唯外債器械、船艦等の輸入に付、歳入又は物産類等未定のもの、を擔保とするは府、藩、縣共

に禁じ(明治三年)、流刑は府縣もこれを専斷するを得るに改めたり(明治三年)。三年九月十日藩制を制定して、功罪あつて祿を増減し及び死刑は朝裁に決を請ふべく、士族卒の外別に階級を設くを禁ず(明治三年)。

第十五節 知府事

知府事は府内の社祠、戸口、名籍を知し、百姓を字養し、教化を布き、風俗を敦ふし、租税を收め、賦役を督し、賞刑を判じ、僧尼の名籍を知し、其府内に互市場あるものは則ち貿易事務をも兼ね知るを掌る。

大參事、權大參事

は府内の事を參判するを掌る。

少參事、權少參事

は府内の小事を參判するを掌る。

大録、權大録、少録、權少録

は文案を勘署し、出を檢し失を稽すを掌る。

史生

は公文を繕寫するを掌る。

同年十二月八日府の職員中に典事及び權典事を加ふ(明治二年)。

第十六節 知縣事

知縣事は一人を置き、縣内の社祠、戸口、名籍を知し、百姓を字養し、教化を布き、風俗を敦ふし、租税を收め、賦役を督し、賞刑を判じ、僧尼の名籍を知し、縣内に互市場あるものは則ち貿易事務を兼ね知るを掌る。

大參事

は縣内の事務に參判するを掌る。

少參事

は縣内の小事を參判するを掌る。

大屬、權大屬、少屬、權少屬

は文案を勘し、檢出稽失を掌る。

史生

は公文を繕寫するを掌る。

二十七日

縣職員

の定員を定めて、知縣事は總て一人とし、その他は石高に仍つて増減す。則ち參事は十萬石迄一人、二十萬石までは大參事、少參事各一人、三十萬石までは大參事一人、少參事二人、三十一萬石以上は大參事二人、少參事一人とし、開港所管轄の縣は石高に拘らず一人を増して外國事務を專管せしめ、従つて開港事務に關係する官員を加ふ。大屬以下は高十萬石に就て大屬一人、權大屬三人、少屬二人、權少屬二人、史生三人、捕亡五人とし、此の目安に準じて石の多寡に従つて増減す。その官員總定員高五萬名までは一萬石に付二人の割合とし、六萬石以上十萬石までは更に同一人五分宛、十一萬石以上二十萬石までは更に同一人宛を加ふ。縣掌使部は各二人として石高により増減せず(明治二年)。八月之を改正して大屬以下の定員

十萬石に付大屬四人、權大屬四人、少屬三人、權少屬、史生五人、計十八人を目安とし、縣掌を廢して仕丁二人を置く(明治二年 第八三三)。十月三度改定し、貫目改所ある宿驛管轄の諸縣には同町出張權少屬一人を別に置くものとす(明治二年 第一〇二六)。

第十七節 知藩事 知藩事は藩内の社祠、戸口、名籍を知し、士民を字養し、教化を布き、風俗を敦ふし、租税を收め、賦役を督し、賞刑を判し、僧尼の名簿を知し、兼ねて藩兵を管するを掌る。

大參事、權大參事

は藩内の事務を參判するを掌る。

少參事、權少參事

は藩内の小事を參判するを掌る。また同月十二日各藩組合を制定し、最寄二三四藩を以て一組とし、組合申談の制を設け(明治二年 第六四三)。十二月二日中下大夫士以下を改稱して士族及び卒とし、地方官に貫屬せしむ(明治二年 第一〇四)。翌三年九月十日

藩制

を改定し、諸藩を分ちて三等とし、十五萬石以上を大藩、五萬石以上を中藩、五萬石以下を小藩とし、參事の定員を大參事二人、少參事五人を過ぎずとし、權大參事及び權少參事は有無その便宜に従ひ、小藩は總て權少參事を置かず。參事の次

に大屬、權大屬、少屬、權少屬及び史生を新設し、分課して専務する所あるべし。正權大參事の内一人東京に在りて、集議院開院の節議員たるべく、半年を以て交代す。乃ち公議人及び公用人を廢し、公用人の事務は大事件小事件に依りて參事或は屬にて辨ずるものとし、茲に府、藩、縣の職制一致し、十一月二十八日府縣交渉、訴訟准判規定を設け、管轄交渉の訴訟は從來民政部にてせしを府、藩、縣に裁判するに至り、三治の統一茲に確立するを得たり。

第十八節 地方行政區劃

四年四月四日戶籍法を定むと共に、地方を土地の便宜に隨ひ、凡そ一府一部を分つて何區或は何十區とし、一區は大小時宜によりて、四五町若くは七八村を以て組織し、每區戶長並に副を置く。戶長は區内の戶數人員、生死、出入等を詳にすることを掌る。副は戶長の職務を輔く。

第五目 維新の軍制

第一節 維新當時の軍制

明治維新の始めは封建時代の制を承けて軍職は依然として凡て武士の特權に屬し、諸藩兵を養ふて中央に軍隊なし。されば一朝事あるときは諸藩に命じて平定せしめ、或は諸藩の國力に應じ、その藩兵を徵發して、